

施工計画書作成の手引き

平成 2 3 年 6 月

佐世保市 技術監理課

目 次

1	施工計画の目的	P 1
2	施工計画書記載事項の内容	P 2
3	施工計画書作成の留意点	P 3
4	施工計画書作成のフロー図	P 4
5	施工計画書作成要領	
5 - 1	表紙	P 5
5 - 2	目次	P 5
5 - 3	工事概要	P 6
5 - 4	計画工程表	P 6
5 - 5	現場組織表及び施工体系図	P 8
5 - 6	安全管理	P 1 1
5 - 7	指定機械	P 1 7
5 - 8	主要資材	P 1 7
5 - 9	施工方法	P 2 2
5 - 10	施工管理計画	P 2 5
5 - 11	緊急時の体制及び対応	P 3 0
5 - 12	交通管理	P 3 1
5 - 13	環境対策	P 3 3
5 - 14	現場作業環境の整備	P 3 4
5 - 15	再生資源の利用の促進	P 3 4
5 - 16	その他	P 3 4

施 工 計 画 書

1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）第1編1 - 1 - 6第1項に、「受注者は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を、監督員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督員が指示した場合は同様に提出しなければならない。」と規定している。

また、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現場組織表
- (4) 安 全 管 理
- (5) 指 定 機 械
- (6) 主 要 資 材（佐世保市様式に限る）
- (7) 施 工 方 法（主要機械、主要船舶、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施 工 管 理 計 画（工程管理、品質管理、写真管理、出来形管理及び段階確認施工管理担当者氏名等を含む）
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交 通 管 理
- (11) 環 境 対 策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) そ の 他

さらに、「監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この外、第2項には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。」また、第3項には「受注者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。」と規定されている。

2 施工計画書記載事項の内容

記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記載事項		内 容
工 事 概 要		工事名、河川又は路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容、位置図、一般平面図、標準横断図等
計 画 工 程 表		横線式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成
現 場 組 織 表		現場の組織、編成、命令系統、業務分担、施工体系図
安 全 管 理		安全管理体制、安全対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針
指 定 機 械		設計図書で指定されている機械又は監督職員が承諾した機械
主 要 資 材		指定材料、主要材料、材料試験方法
施 工 方 法		主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	施 工 管 理 担 当 者	施工管理担当者氏名の表示
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 策		事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告
交 通 管 理		交通管理、交通処理、過積載防止
環 境 対 策		大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策
現 場 作 業 環 境 の 整 備		現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策
再 生 資 源 の 利 用 の 促 進 と 建 設 副 産 物 の 適 正 処 理 方 法		再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書、 処理委託業者名、マニフェスト使用の徹底、 社内の管理体制
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。 ・ 関係機関との協議先一覧（警察署、労働基準監督署、道路管理者等）

3 施工計画書作成の留意点

3 - 1 施工計画の基本事項

施工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

工事の目的、内容、契約条件等の把握

現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）

全体工程（基本工程）

施工方法（施工順序、使用機械等）

仮設備の選択及び配置

3 - 2 施工計画作成の要点

施工計画作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討(施工計画作成フロー図参照)しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。

公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、中央建設業審議会により方向性が示されている。これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

生産性の向上に関する標準的な検討項目

(a) 合理的な分割施工

(b) 仮設の独自性

(c) 作業の規格化・標準化

(d) 新技術・新工法の採用

(e) 施工の機械化

環境保全に関する標準的な検討項目

(a) 環境の観点からの資材や機械の選別

(b) 地域社会への貢献

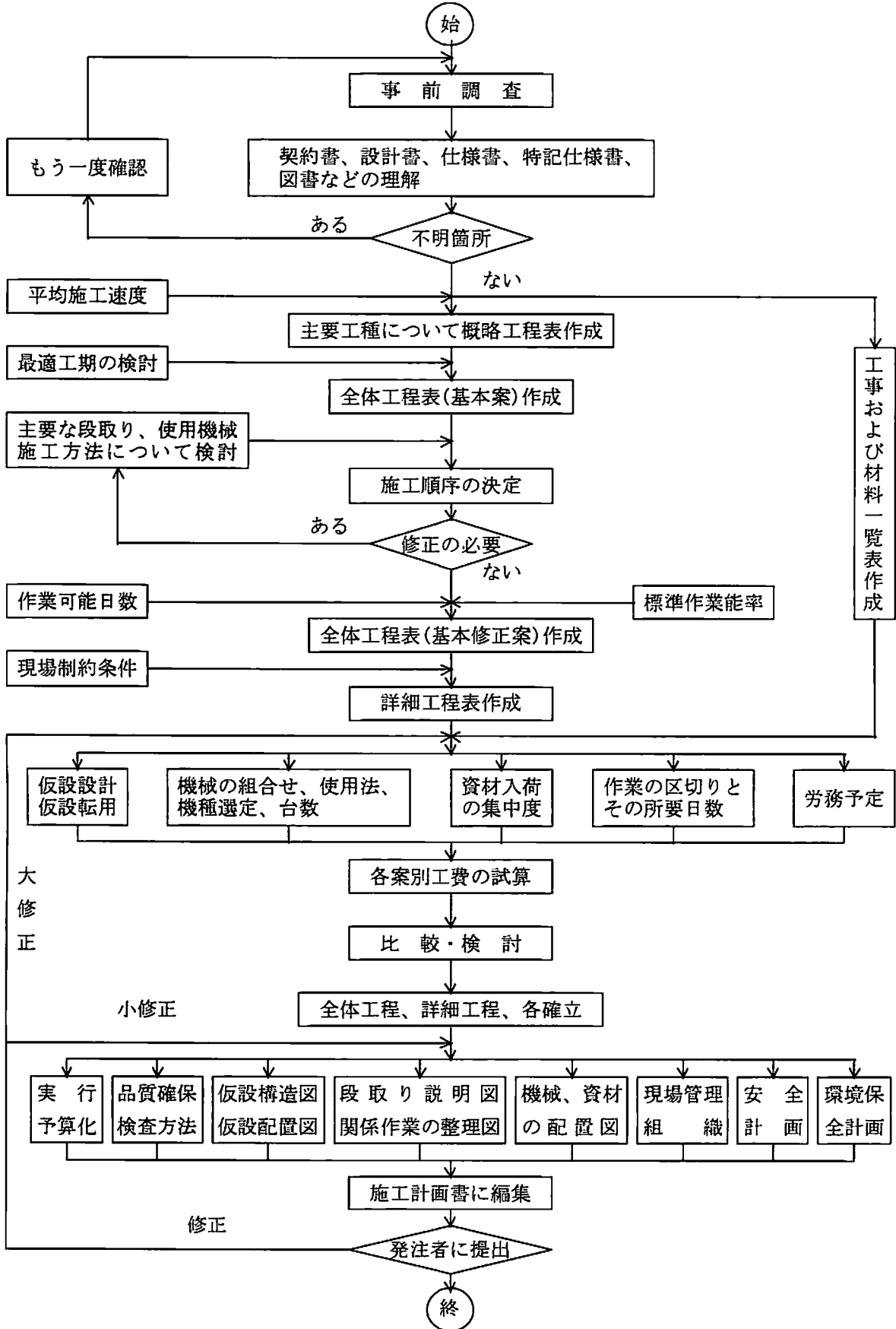
(c) 廃棄物の減量化・適正処理

(d) エネルギー利用の効率化

(e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

4 施工計画書作成フロー図



5 施工計画書作成要領

5 - 1 表 紙

- ・ 施工計画書の用紙規格は A - 4 縦、横書を原則とする。

【作成例】

<p>工 事 施 工 計 画 書</p> <p>平成 年 月</p> <p>建 設 (株)</p>

5 - 2 目 次

- ・ 長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）第 1 編 1 - 1 - 6 に規定されている記載事項のほか、工事の内容に応じて、項目の追加、細分化をしてよい。

【作成例】

目 次	
1	工 事 概 要..... 1
2	計 画 工 程 表..... 3
3	現 場 組 織 表 及 び 施 工 体 系 図..... 7
4	安 全 管 理..... 9
5	指 定 機 械.....12
6	主 要 資 材.....13
7	施 工 方 法.....14
7-1	土 工14
7-2	排 水 工17
	⋮

5 - 3 工事概要

・工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。工種が1式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。

【作成例】

工 事 概 要

工 事 名	地区 工事		
河川又は路線名	市道 線		
工 事 場 所	町地先 ~ 町地先		
請 負 代 金	, , 円		
契 約 年 月 日	平成 年 月 日		
工 期	自平成 年 月 日 ~ 至平成 年 月 日		
発 注 者	佐世保市 部	TEL	- -
受 注 者	建設株式会社	TEL	- -
	所在地	県 市	-
	作業所	TEL	- -
	所在地	県 市	-

工 事 内 容

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	摘 要
道路改良	土 工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積		m ²	700	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	

5 - 4 計画工程表

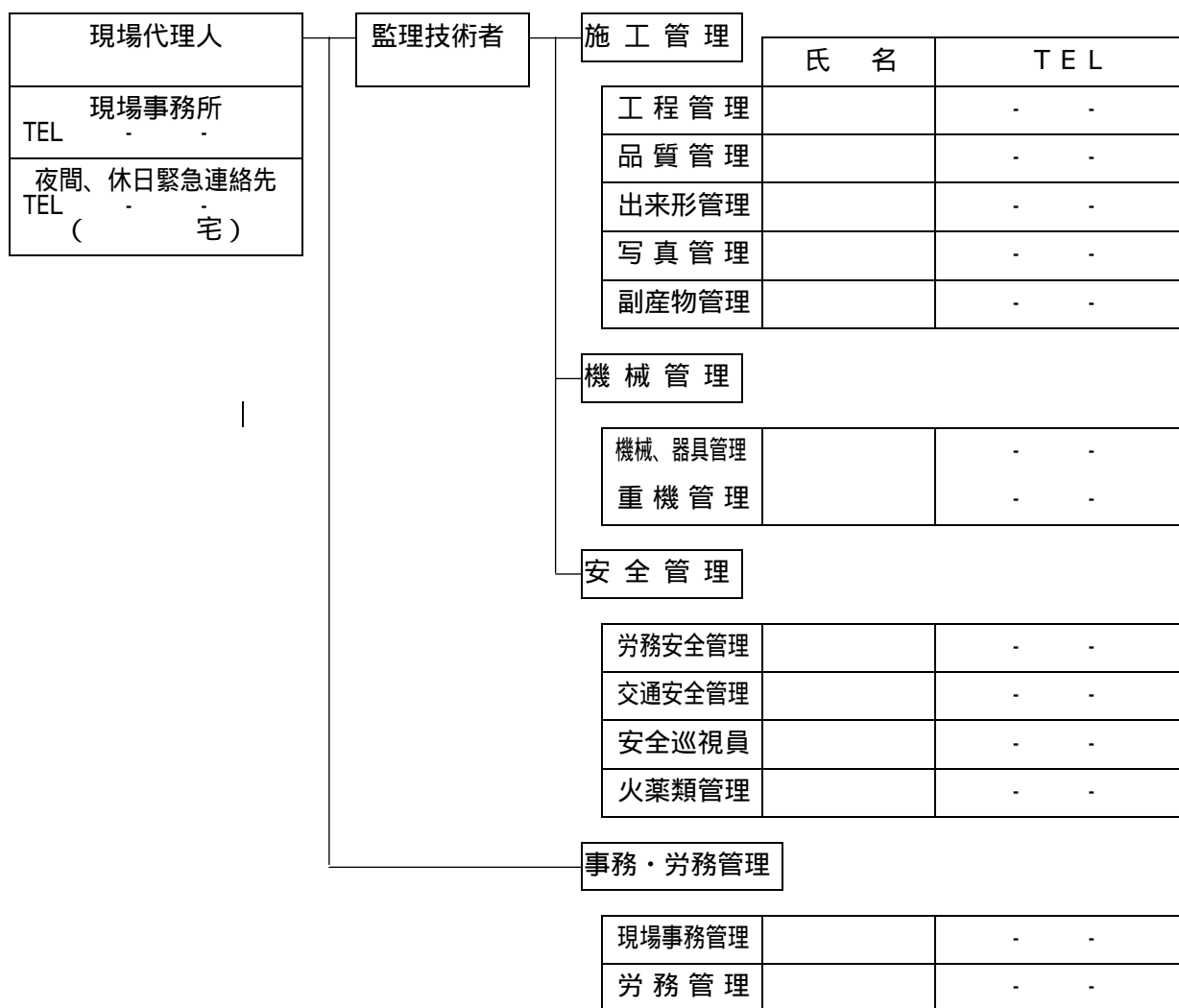
- ・計画工程表はネットワーク・バーチャート等で作成し、各種別又は、細別毎の作業開始・終了がわかるように記載する。
- ・工程表は、それぞれの作成方法・特性を十分理解し、該当工事に適した様子で作成する。
- ・作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。
- ・作業日数決定根拠は、計画工程表に表示するか、資料として整理し、工程打合せ時等に提示出来るように整理しておく。

5 - 5 現場組織表及び施工体系図

- ・ 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
- ・ 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
- ・ 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。なお、担当者は元請負者を原則とする。
- ・ 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。

【作成例】

現 場 組 織 表

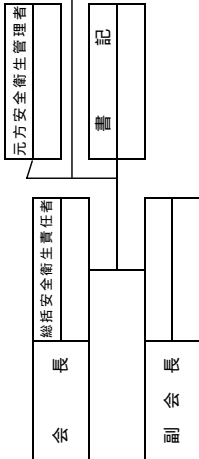


【作成例】 施 工 体 系 図 (P 1 0)

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（提出用）

発注者名	_____
工事名称	_____
工 期	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日

元 請 名	_____
監 督 者 名	_____
監 理 技 術 者	_____
専 門 技 術 者	_____
担当工事内容	_____
専門技術者名	_____
担当工事内容	_____



1次下請（建設業）合計 0

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

下 請 区 分	_____
会 社 名	_____
住 所	_____
安全衛生責任者	_____
主任技術者	_____
専門技術者	_____
担当工事内容	_____
工 期	_____年 _____月 _____日
請負金額	_____

5 - 6 安全管理

(1) 建設工事における安全計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている指針は下記のとおりである。

労働安全衛生法

土木工事安全施工技術指針

建設機械施工安全技術指針

港湾工事安全施工指針

建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

建設産業における総合的な安全確保に関する指針

(2) 安全管理計画を立案するための検討項目は下記のとおりである。ただし下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

労働者の危険又は健康障害を防止するための対策

(イ) 機械・器具・爆発物による危険防止

(ロ) 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止

(ハ) 通路・床面・階段等の保全

(ニ) 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策

(ホ) 労働災害発生時の急迫した危険があるときの処置

労働者の就業にあたっての対策

(イ) 安全衛生教育の方法

(ロ) 就業制限に関する処置

(ハ) 中高年令者等についての処置

第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

爆発及び火災防止対策

(イ) 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置

(ロ) 野焼きを行う場合の処置

(ハ) 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置

(ニ) 使用人等の喫煙・火気使用の処置

(ホ) ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(ハ) 火薬庫等を現地に設置する場合の処置

工事車両・重機類の事故防止対策

足場・型枠支保工等仮設の安全対策

大雨・強風等の異常気象時の防災対策

工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合の対策

工事安全訓練の実施方法・頻度等

工事安全巡視の実施方法

(3) 建設産業における総合的な安全確保（抜粋）

基本的視点

工事の安全対策は、前頁検討項目のように安全設備・法的規制・技術指針の整備等の規制中心としたものである。これに対し「建設産業における総合的な安全確保に関する指針」では、規制を中心とした基本的な安全対策は堅持しつつも、本来の安全対策の基本である自立的な対策を進めるような方向が求められているとしている。その対策の配慮する項目は、次のとおりである。

(イ) 管理型対策から自立型対策への移行

管理の強化は、管理される側の依頼心を上昇されることとなるため、関係者一人ひとりが決められたことを義務的に行うことから、自ら進んで安全対策に取り組めるような検討をおこなう。

(ロ) 規制型対策から自立型対策への移行

法的規制や罰則に重点が置かれ、形式に流れる傾向がみられた対策から、工事の従事者が安全対策を自らの問題として捉え、実行ある行動をとることを促すような誘導的な施策の検討をおこなう。

(ハ) 書類重視型対策から現場重視型対策への移行

規制・管理型のように、書類の増大をもたらしていた対策から、工事の安全確保の基本である現場作業の把握・巡視等を中心とした管理へ重点を移すような施策の検討をおこなう。

(ニ) 対処型対策から本質型対策への移行

再発防止の対策から、事故の本質を見極めた施策を検討する。

行動計画の策定

前頁の法律・指針・要綱等から検討した対策を、無理のない計画で、かつ誰が何をするのか具体的でわかりやすい計画とし実施期間を設定するなど実行性のあるものとする。又、まずは少しの努力や工夫で、大きな成果が期待できるものから実行し、明確な目標や実施期間を設定するなど効率性のあるものとする。

行動計画の実行

(イ) 実 行

行動計画の周知・普及の方法を検討し、関係者がそれぞれの役割・責任を全うできるような環境を整備する。

(ロ) 評 価

実行することだけで終わるのではなく、見直しを行い、発展させていく指標とするため定期的に実施状況を把握し、評価を行う。

(ハ) 発 展

効果を得られたもの・効果の得にくかったもの・実施が困難であったものなどの見直しをし、充実した取り組みに発展させる。

* 安全衛生管理計画作成の留意点

組織図は一般的な組織を示したものである。専任又は複数の管理者選任、及び救護技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照すること。

組織表には、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者、安全巡視体制及び保安要員等明記する。

作業主任者一覧表を別途記載する。（施工計画書（1-1-32-4））

（参 考）

安全委員会及び衛生委員会を設置し、安全委員会及び衛生委員会の行わなければならない事項は下記のとおりである。

安全委員会

- (イ) 労働者の危険防止対策
- (ロ) 安全に係る労働災害の原因、再発防止対策
- (ハ) 上記の他、労働者の危険防止に関する重要事項

衛生委員会

- (イ) 労働者の健康障害防止
- (ロ) 健康の保持増進を図るための基本対策
- (ハ) 労働災害の原因、再発防止対策で、衛生に係るもの
- (ニ) 上記の他、労働者の健康障害の防止及び健康保持増進に関する重要事項

【安全管理の作成例】

1 安全衛生教育

当現場に労働者を新規雇い入れた場合又は作業内容を変更した場合は、次の項目に対し、労務安全管理により教育を行う。教育終了後、作業に従事した者について、安全な行動が定着するまで、巡視等で重点チェックし、危険な行動が見られた場合はその場で指摘するとともに、安全訓練等でその評価を発表する。

バイブレーター・タンパーの取扱方法

ヘルメットの使用方法

安全対の装着及び使用方法

作業手順

現場の整理整頓の励行

現場組織の説明・緊急時連絡方法

安全作業に対する意識の定着

2 安全管理活動

実施項目	場 所	参加予定者	内 容	頻 度
朝 礼	現 場	現場作業従事者	当日の作業の手順及び体操	毎 日
K Y 活 動	現 場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎 日
安 全 会 議	現 場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各 週
安 全 訓 練	現 場	別 紙 予 定 表 参 照 (P 参 照)		
安 全 巡 視	現 場	巡 視 員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎 日

*** 工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て、定期的に安全に関する研修、訓練等を実施する（建設工事共通仕様書より抜粋）**

3 工事関係者連絡会議の設定

当工事現場は別途3件の工事が発注されており、請負業者間の安全施工を確保するため連絡会議を設置する。現在は会議の組織等詳細な運営方法は、決定していないが、決定したい報告する。

4 作業主任者

作業主任者を選任した作業については、それぞれの主任者が当該作業の直接指揮を行う。

選任した作業主任者は、現場入口に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知徹底する。

5 掘削作業の安全対策

機械の旋回範囲内への立入禁止の徹底

後進する場合は、誘導員の指示を受ける

荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れない

4 付近の掘削作業では、路肩付近で作業を行わなければならないため、必ず誘導員を配置する。

6 地下埋設物への対応

5 付近に、N T Tの回線ケーブルが横断しているので、N T T職員立会のうえ試掘を大内、ケーブルの高さを確認のうえ床掘作業を実施する。又、ケーブル周辺は機械掘削を行わず、作業主任者指揮のうえ人力で作業を実施する。

【安全管理組織表の作成例】

統括安全衛生責任者	安全衛生責任者	TEL
		TEL
元方安全衛生管理者	労務安全管理者	TEL
	車両運行管理者	TEL
	重機安全管理者	TEL
	安全巡視員	TEL

【作業主任者一覧表作成例】

資格名	氏名	会社名	取得年月日	交付番号
一級土木施工管理技士		建設		
ガス溶接				
型枠支保工作業主任者				
玉掛作業主任者				
アーク溶接				
移動式クレーン				

安全訓練の予定計画表【作成例】

月 日	時間	場 所	内 容	詳 細	講 師	備 考
月 日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	本工事内容等の周知徹底並びに予想される事故防止対策 災害防止対策 予行演習	作業内容 土留工 (鋼矢板打設) 鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ○ 巡視経路の確認(実際の場合の車両・徒歩巡視の把握) ○ 連絡方法の確認(無線機・携帯電話の感度) ○ 立入禁止処置の実施方法の確認 ○ 問題点の整理・防災実施方法の確認		
月 日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	前月の反省と評価 工事進捗状況の説明 ビデオ上映	労務安全管理者の前月の作業行動に対する評価 ○ 評価に対する作業者の感想 ○ 今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 主任技術者から進捗状況の説明及び今後の進捗予定の説明 ○ 今後の作業から予想される危険と対策の検討 危険予知活動紹介		
月 日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	前月の反省と評価 参加者から現場に対する要望	車両運行管理者の前月の作業行動に対する評価 ○ 評価に対する作業者の感想 ○ 今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 作業者からの要望を聞いて、できるものから実施するよう調製を行う。 ○ 一人ひとりの声から、見逃している危険を洗いだし、今後の対策の参考とする。		

5 - 7 指定機械

・長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)第1編共通編1-1-32-13「工事中の安全管理」により、設計図書で指定されているもの、又は監督職員から承諾を受けたものについて作成する。

【作成例】

機 械 名	規 格	台数	使用工種	摘 要
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設	
クローラクレーン	機械ロープ式 45 t 吊	1	仮設矢板打設	
油圧式バイプロハンマー	220 P S	1	〃	
バイプロ用ウォータージェット	電動式 90	1	〃	

5 - 8 主要資材

・工事に使用する指定材料及び主要資材、又は材料試験方法等について作成する。

【作成例】 主要資材 (P 1 2)

作成例 主要資材

平成 年 月 日

(着手前・変更時に提出してください。)

受注者： 建設(株)
現場代理人： 印

工事名： 地区道路改良工事

工事材料の使用計画

番号	製品名	規格・寸法	単位	設計数量	予定数量		購入先		品質証明書	市内の製品又は市内の取扱い業者から購入出来ない理由
					市内	市外	納入業者	所在地		
1	コンクリート	18-8-40	m ³	853	853	/	生コン会社(株)	市町	試験成績表	
2	コンクリート	21-8-20	m ³	36	36	/	生コン会社(株)	市町	試験成績表	
3	砕石	再生砕石 径40mm	m ³	233	233	/	砕石(株)	市町	試験成績表	
4	ヒューム管	D400 1種	m	26	26	/	コンクリート(株)	市町	試験成績表	
5	蓋版	C2-B400 CK=24	枚	21	21	/	コンクリート(株)	市町	試験成績表	
6	アスファルト合材	再生密粒度 アスコン	t	176	176	/	商(株)店	市町	試験成績表	
7	ガードレール	塗装品 GR-C-4E	m	176	176	/	商(株)店	市町	試験成績表	
8	鉄筋	SD295A or B	t	3.79	3.79	/	商(株)店	市町	ミルシート	
9	大型積みブロック	100 x 998 x 1000	個	200	/	200	xコンクリート(株)	x市 x町	試験成績表	例 市内で製造又は販売されていないため。

1. 主要資材とはセメント、コンクリート(生コン・2次製品)、鋼材(形鋼・棒鋼等)、木材、骨材(砂・砂利・砕石類)、アスファルト合材その他監督員が指示する資材とします。

主要資材の提出については、佐世保市内の製品又は市内の取扱い業者からの購入等を強制するものではありません。

(作成例) 主要資材(建築)
(看手前・変更時に提出してください。)

平成 年 月 日

会社名 : 建設(株)
現場代理人 : 印

工事名 : 新築(建築)工事

主要工事材料の使用

番号	製品名	規格・寸法	単位	参考数量	予定数量		購入先	所在地	摘要	市内製品又は市内取り扱い業者から購入できない理由
					市内	市外				
1	コンクリート	18-8-40	m ³	200	200	/	生コン会社(株)	市		
2	コンクリート	21-8-20	m ³	250	250	/	生コン会社(株)	市		
3	異形棒鋼	SD295A D13	t	10	10	/	鋼材店(株)	市		
4	異形棒鋼	SD295A D16	t	5	5	/	鋼材店(株)	市		
5	異形棒鋼	SD345 D19	t	10	10	/	鋼材店(株)	市		
6	異形棒鋼	SD345 D25	t	8	8	/	鋼材店(株)	市		
7	H形鋼	SS400 H-300*150*9*12	t	9	9	/	鋼材店(株)	市		(例)市外からの購入が低価格であったため
8	溝形鋼	SS400 [-90*300*9	t	4	4	/	鋼材店(株)	市		
9	溝形鋼	SS400 [-90*250*9	t	4	4	/	鋼材店(株)	市		
10	溝形鋼	SS400 [-80*200*7.5	t	4	4	/	鋼材店(株)	市		
11	鋼板	SS400 6mm	t	4	4	/	鋼材店(株)	市		
12	鋼板	SS400 16mm	t	4	4	/	鋼材店(株)	市		
13	鋼板	SS400 25mm	t	4	4	/	鋼材店(株)	市		
14	軽量溝形鋼	SSC-400 200*75*25*3.2	t	4	4	/	鋼材店(株)	市		
15	木材	杉特1 105*105	m ³	3	3	/	×材木店	市		(例)納入時期の調整ができなかったため
16	木材	杉特1 105*60	m ³	3	3	/	×材木店	市		同上
17	木材	杉特1 120*120	m ³	3	3	/	×材木店	市		同上

1. 主要資材とはセメント、コンクリート(生コン・2次製品)、鋼材(形鋼・棒鋼等)、木材、骨材(砂・砂利・砕石類)、アスファルト合材その他監督員が指示する資材とします。
2. 請負金額300万円以上の場合に提出してください。

主要資材の提出については、市内製品又は市内の取り扱い業者からの購入を強制するものではありません。

(作成例) 主要機材一覧表(機械設備)
(着手前・変更時に提出してください。)

平成 年 月 日

会社名 :
現場代理人 :

工事名 : (機械設備) 工事

印

番号	製品名	規格・寸法	単位	参考数量	主要工事材料の使用		納入業者	所在地	摘要	市内製品又は市内取り扱い業者から購入できない理由
					購入先					
					市外	市内				
1	衛生器具		式	1	市外	1	会社(株)	市町		
2	水栓金物		式	1	市外	1	会社(株)	市町		
3	ポンプ	汎用	式	1	市外	1	会社(株)	市町		
4	ポンプ	海水用、高揚程	式	1	市外	1	会社(株)	市町		(例) 市内での調達が難しく、市外からの購入が低価格であったため
5	給湯器		式	1	市外	1	会社(株)	市町		(例) 調整を含め市外業者に発注
6	消火機器		式	1	市外	1	会社(株)	市町		(例) 市外からの購入が低価格であったため
7	厨房機器		式	1	市外	1	会社(株)	市町		
8	浄化槽	FRP	式	1	市外	1	会社(株)	市町		(例) 市内代理店がないため
9	排水金物	コンクリート製 塩化ビニル製	式	1	市外	1	会社(株)	市町		(例) 市外代理店との取引が主であるため
10	排水桝類		式	1	市外	1	会社(株)	市町		
11	空調機器		式	1	市外	1	会社(株)	市町		
12	換気扇	充水槽	式	1	市外	1	会社(株)	市町		
13	タンク類	鋼管類	式	1	市外	1	会社(株)	市町		
14	配管類	塩ビ管類	式	1	市外	1	会社(株)	市町		
15	配管類	銅管類	式	1	市外	1	会社(株)	市町		
16	配管類	仕切弁、逆止弁	式	1	市外	1	会社(株)	市町		
17	配管付属品		式	1	市外	1	会社(株)	市町		

1. 主要機材とは、監督員が指示する機材(機器・材料)とします。
主要機材の提出については、市内製品又は市内の取り扱い業者からの購入等を強制するものではありません。

(作成例) 主要機材一覧表(電気設備)
(着手時・変更時に提出してください。)

平成 年 月 日

会社名 :
現場代理人 :

工事名: (電気設備)工事

印

番号	製品名	規格・寸法	単位	参考数量	予定数量		購入先		摘要	市内製品又は市内取り扱い業者から購入できない理由
					市内	市外	納入業者	所在地		
1	電線・ケーブル等	電力用 通信用	式	1	1	会社(株)	市 町			
2	電線管類	付属品とも	式	1	1	会社(株)	市 町			
3	照明器具		式	1	1	会社(株)	市 町			
4	照明器具		式	1	1	会社(株)	市 町		(例)市内での調達が難しく、市外からの購入が 低価格であったため	
5	配線器具類		式	1	1	会社(株)	市 町			
6	製作盤	受変電用高圧盤	式	1	1	会社(株)	市 町		(例)市外からの購入が低価格であったため	
7	製作盤	電灯・動力盤 端子盤類	式	1	1	会社(株)	市 町			
8	発電機設備	不要な工事項目は削除	式	1	1	会社(株)	市 町		(例)市内代理店がないため	
9	昇降機設備	"	式	1	1	会社(株)	市 町			
10	インターホン設備	"	式	1	1	会社(株)	市 町			
11	拡声設備	"	式	1	1	会社(株)	市 町			
12	音響設備	"	式	1	1	会社(株)	市 町			
13	テレビ共聴設備	"	式	1	1	会社(株)	市 町		(例)調整を含め市外業者に発注	
14	火災報知設備	"	式	1	1	会社(株)	市 町			
15	構内交換設備	"	式	1	1	会社(株)	市 町 ×市 ×町			
16	構内配線路	機材	式	1	1	会社(株)	市 町 ×市 ×町			
17		不要な工事項目は削除	式	1	1	会社(株)	市 町 ×市 ×町		(例)市外からの購入が低価格であったため	

1. 主要機材とは、監督員が指示する機材(機器・材料)とします。
主要機材の提出については、市内製品又は市内の取り扱い業者からの購入等を強制するものではありません。

5 - 9 施工方法

(1) 工種^(注1) 毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における ~ の該当項目について記述する。

工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果

主要な工種の施工時期と降雨・出水・湧水・台風時期等の関連

上記 ・ から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物・地下障害物の防護方法
制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
使用予定機械

(注1) 記載対象工種は下記の ~ を標準とする。

主要な工種

設計図書で指定された工法

土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法

施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項

特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等

その他

(2) 仮設備計画は ~ の項目について、仮設平面図・構造図等を用いて、具体的に記載する。

仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算

仮設建物・材料・機械等の仮置場

プラント等の機械設備

運搬路・仮排水・仮設電力

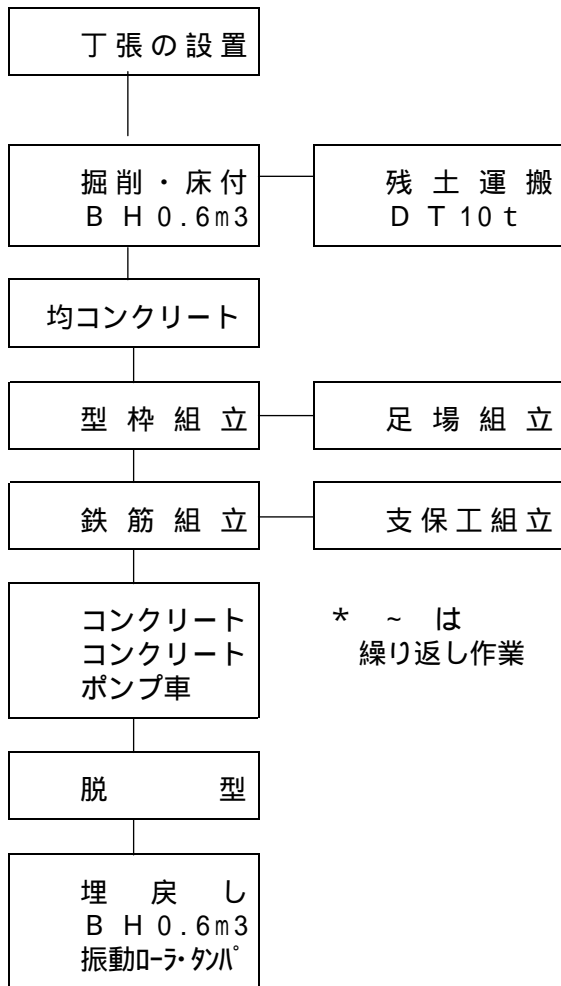
工事標識・保安施設・防護施設

【施工方法の作成例】

1 函渠作業フロー

基本事項 施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、
 函渠は、 月までに完成しなければならず、 月には着工し、計画工程に添って作業
 を実施する。

作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の 取水場に影響が無いよう十分注
 意する。



作業では、 5 付近に、NTTの回線ケーブル
 が埋設されているので、試掘を実施し、確認のうえ
 作業を行う。

運搬路に一部通学路があるので、作業時間帯の
 確認を行う。

型枠応力計算で使用部材及び方法を確認する。

組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の
 作業指揮

作業手順の確認
 組立方法の周知徹底と作業主任者による直接の
 作業指揮

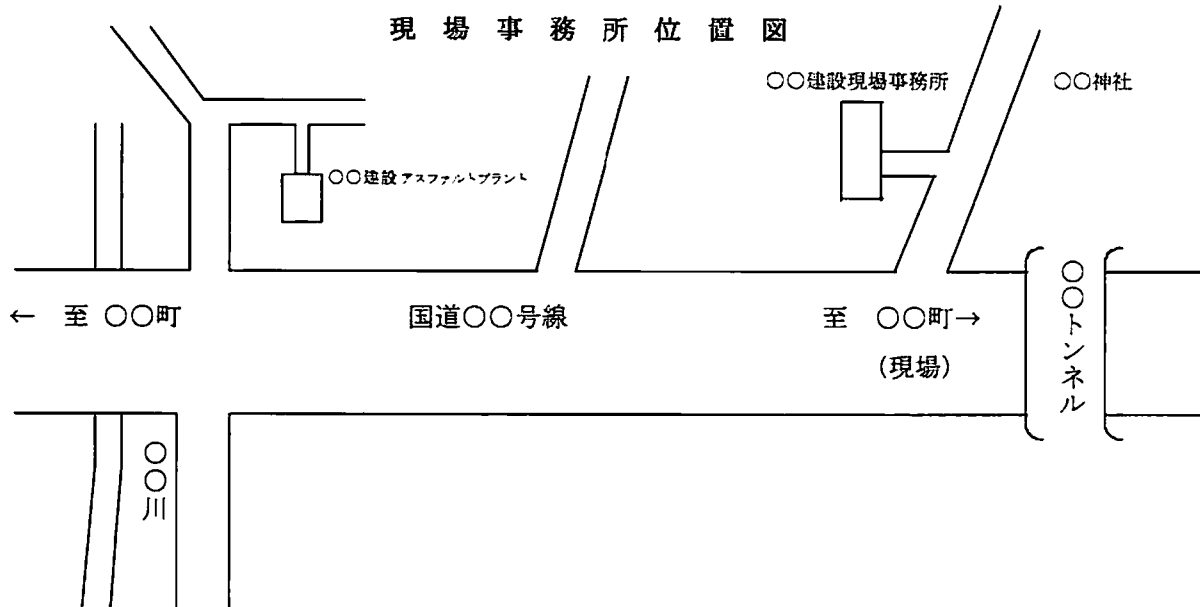
コンクリート打設高は m / 1回とし、頂版
 は側壁打設後、1 ~ 2時間経過後打設する。

コンクリート強度の確認
 脱型に必要なコンクリート強度を破壊試験によ
 り推定し、強度を確認後脱型する。

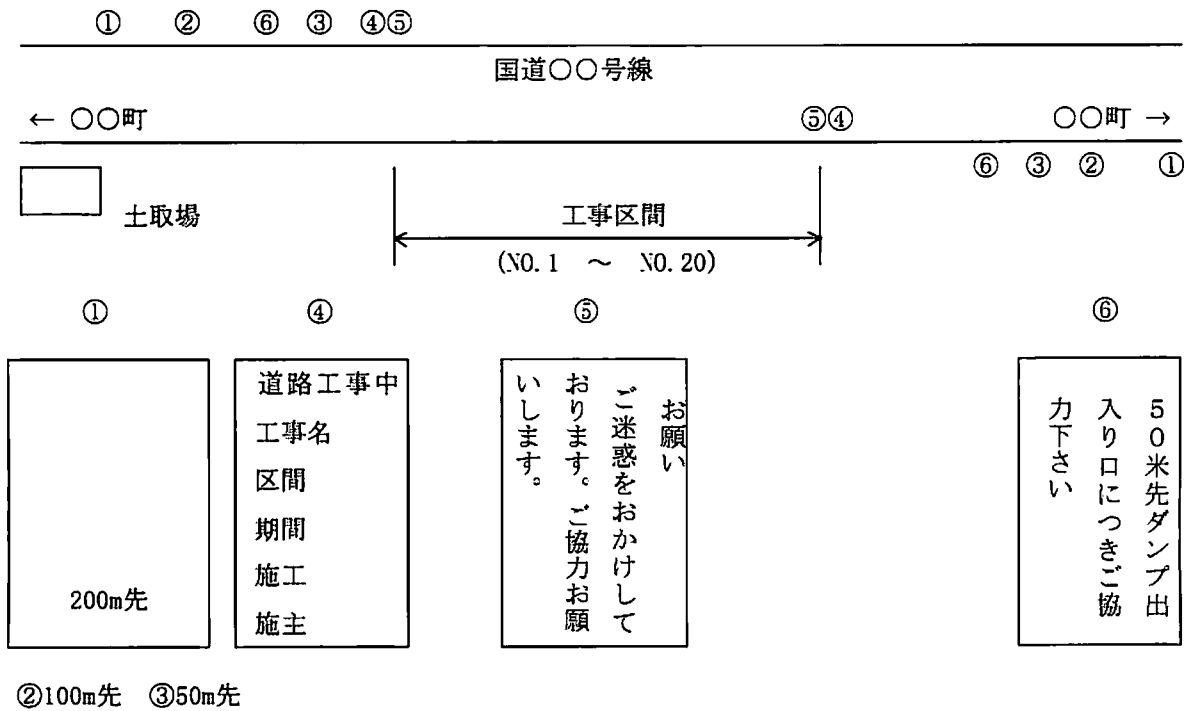
2 仮設備計画

(1) 仮設建築物及び標示施設

倉庫・現場事務所は、〇〇町大字〇〇に社員宿舎1階建1棟、労務者宿舎2階建1棟、現場事務所1棟（TEL 〇〇-〇〇〇〇）、倉庫のプレハブを1棟設置する。



仮設物設置位置図 (Temporary Facility Placement Map)



5 - 10 施工管理計画

1 工程管理計画

・計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【作成例】

管理手法 ネットワークにより管理する。

日常管理 各種別又は細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置検討する。

週間・月間管理 毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。

進度管理 工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。又それ以降は、1ヵ月1回、同様の管理を実施する。

2 品質管理計画

・長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読替版）の品質管理基準を参照して品質管理計画表を作成する。なお、自社管理基準を別途設ける場合は監督員と協議の上明記すること。

【作成例】

工種	種別	試験項目	施工(m ³)	試験頻度	試験回数	管理方法	規格値
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	5000	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	規格値を記入
	施工	現場密度の測定	5000	1000m ³ /回	5回	試験成績表・成果一覧表	規格値を記入
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	規格値を記入
		C B R 試験	700	"	1回	"	規格値を記入
	施工	現場密度の測定	700	500m ³ /回但し500m ³ 未満3回	3回	試験成績表・(注1)	規格値を記入
		プルーフローリング	700	全幅、全区間	1回		規格値を記入
下層路盤工	路盤材料(クラッシュラン)	修正C B R 試験 ふるい分け試験	400	施工前及び材料変更時	1回	試験成績表	規格値を記入
	施工	現場密度の測定	2680	1000m ³ /回	3回	試験成績表・	規格値を記入
		プルーフローリング	2680	全幅、全区間	1回		規格値を記入
函渠工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	500	打設日1日につき2回	3回	試験成績表・成果一覧表	規格値を記入
		スランプ試験					
		空気量測定					
		塩化物総量規制	500	打設が午前、午後にまたがる場合は1日につき2回以上(午前・午後)打設前	3回	試験成績表	規格値を記入

(注1) 試験基準では、「500m³につき1回の割合で行う。但し、500m³未満の工事は1工事当たり3回以上」とあり、最低3回の測定を必要としていることから1500m³未満の工事では測定回数を3回以上とする。

3 出来形管理

・長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読替版）の出来形管理基準を参照し、計画表を作成する。
 なお、自社管理基準を別途設ける場合は監督員と協議の上明記すること。

【作成例】

種別	細別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	規格値 (mm)
土工	路体盛土工	基準高・ 法長・幅	出来形管理図・出来形展開図	20mに1ヶ所 20 21	基準高：±50 5: <5：-200、 法長の-4%
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表	22 23 合計4ヶ所	-30
コンクリートブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ 延長	出来形管理図表	20mに1ヶ所 10 11 12 13 14 合計5ヶ所	W=設計値以上 t=-30 =-200
	コンクリート基礎	幅・高さ・ 基準高	出来形管理図表		W=-30 t=-30 H=±30
		延長	出来形展開図		=-200
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		t=-50
	コンクリート ブロック積	基準高・ 法長・延長	出来形展開図・出来形管理図表		H=±20 3: <3:-50 -100 =-100
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ 延長	出来形管理図	両端・施工継 手及び図面の 寸法表示個所	W=設計値以上 t=-30 =-200
	均し コンクリート	幅・厚さ 延長	出来形管理図		W=設計値以上 t=-30 =-200
	躯体 コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ 延長	出来形管理図		H=±30、 t=-20 h=±30、 W=-30 20: <20:-50 -100
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ 延長	出来形管理図表	20mに1ヶ所 10 11	W=設計値以上 t=-30 =-200
	側溝本体	基準高	出来形管理図表	12 13 14 15	H=±20
			出来形展開図・出来形管理図表	合計6ヶ所	=-200

4 写真管理

・長崎県建設工事施工管理基準（佐世保市読替版）の写真管理基準を参照して、計画表を作成する。

【作成例】

総合撮影計画

番号	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景写真	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 月末に撮影
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭（本数・断面寸法・長さ）
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	産業廃棄物処理状況写真	コンクリート殻、アスファルト殻等
9	災害写真	被災状況及び被災規模等
10	完成写真（既成部分写真等を含む）	起点・終点・正面より撮影

安全管理写真計画表

番号	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員の交通整理状況

番号	撮 影 項 目
5	機械・器具点検状況写真
6	安全パトロール状況写真
7	イメージアップ安全関係写真

品質管理撮影計画表

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	試験室	1回	土質毎1回	
		C B R 試験	"	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	"	1回	土質毎1回	
下路盤層工	施工	ブルーフローリング	全区間試験状況	1回	土質毎1回	
		締固め密度の測定	25	1回	路盤毎1回	
加ハート工	コンクリート 21-8-20	圧縮強度試験	函渠躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	函渠躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物総量規制				

出来形管理撮影計画表

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	21	巻出し時	1回	40mに1回	
		締固め状況	21	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	21	施工後	1回	20mに1回	
路床盛土	敷均し締固め	巻出し厚さ	23	巻出し時	1回	40mに1回	
		締固め状況	23	施工中	1回	転圧機械が変わる毎に1回	
		法長・幅	23	施工後	1回	20mに1回	
下路盤層工	敷均し締固め	敷均し厚さ、転圧状況	21	施工中	1回	各層毎100mに1回	
		整正状況	21	整正後	1回	各層毎20mに1回	
		仕上り厚さ	21	整正後	1回	各層毎100mに1回	
		仕上り幅	21 23	整正後	2回	各層毎20mに1回	
加ハート工	基礎砕石	幅・厚さ	21+8	施工後	1回	20mに1回	
	均しコンクリート	幅・厚さ	21+8	施工後	1回	20mに1回	
	躯体コンクリート	鉄筋位置間隔・継手寸法・かぶり寸法	21+8	組立後	3回	打設ロッド毎に1回	
		養生状況	21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	21+8	型枠解体後	1回	設計図書の寸法表示箇所 1回	

5 段階確認

・長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）第1編共通編1-1-23の5段階確認を参照し、計画表を作成する。

【作成例】

段階確認計画表

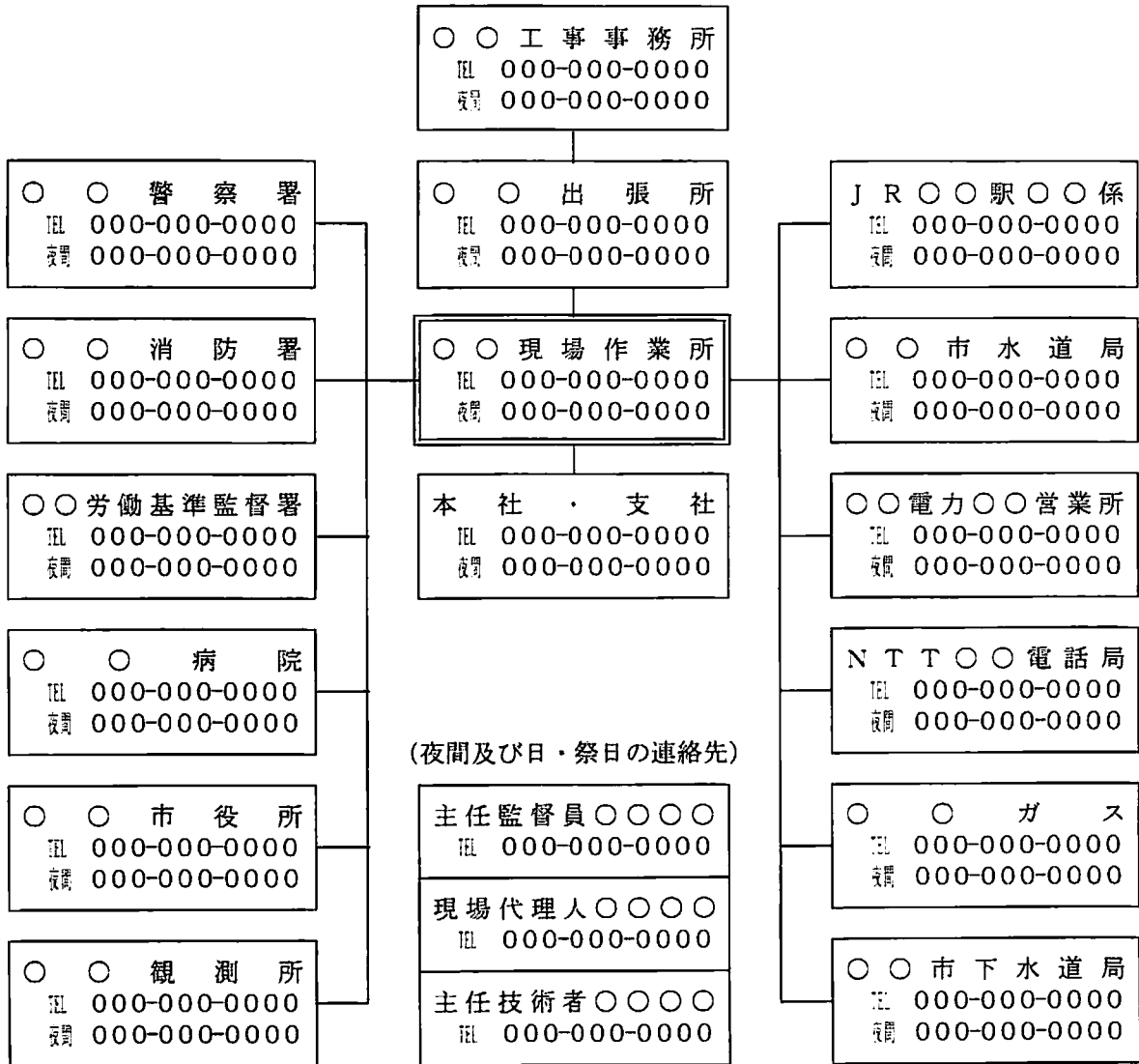
種別	細別	確認時期	施工予定時期	記事
矢板工	鋼矢板	打込み時	月日～月日	
既製杭工	PCパイプ (中掘)	打込み時	月日～月日	
		掘削完了時	月日～月日	

5-12 緊急時の体制及び対応

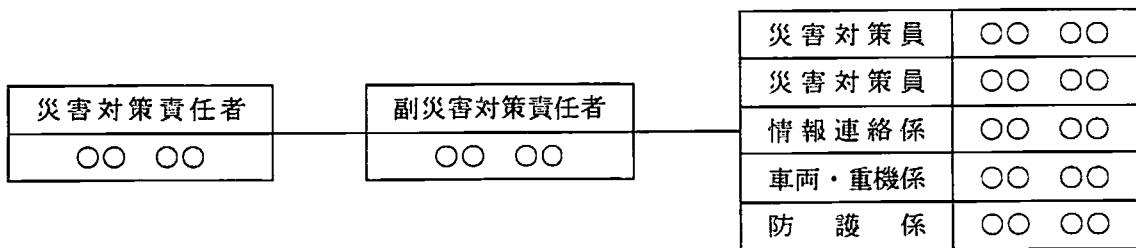
- (1) 事故又は災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・請負者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
- (2) 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。
- 不慮の事故が発生した場合には、別紙により早急に発注者に報告を行う。

【作成例】

1 緊急時の体制連絡系統図



2 防災対策組織表



3 防災対策

梅雨期の気象状況は常に入手し、緊急事態に対応できるようにする。

緊急事態に際して即応できるように、次の救命用具等を常に整備しておくとともに、災害対策員が定期的にその数量を確認し、不足が生じた場合は、補給を行う。

(イ) 救命胴衣	枚
(ロ) 救命浮輪	個
(ハ) ロープ	m
(ニ) 土のう	袋
(ホ) かきや	本
(ヘ) スコップ	本
(ト) 杭(1.5m)	本

大雨により緊急事態の発生が予想される場合は、別紙、「緊急時の体制及び対応」に記載している「防災対策組織表」の災害対策員(2名)が、巡回点検を実施する。

災害対策責任者は、巡視員の報告を整理し、発注者等との連絡調整を適宜行い、周辺状況の把握に務める。

危険箇所を発見した場合は、立入禁止等の防護処置を実施する。

緊急事態に際し、巡視員等の危険防止及び円滑な連絡体制を確保するために、5月の安全訓練で、予行演習を実施する。

実際に緊急事態が発生した後、災害対策の実施状況を分析・評価し、災害対策の充実した取り組みに発展される。

5 - 1 2 交通管理

○長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)第1編1-1-32「工事中の安全管理」並びに1-1-55「現道工事における交通処理対策」に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う

工事中の安全管理として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
工事中の資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。

一般道路に係る工事の安全対策

指定された工事用道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法

工事用道路を共有するときの対策

一般道路上の材料又は設備等の保管・整理方法

過積載防止対策

【作成例】

1 土運搬（ダンプトラック10t）に対する安全対策

土取場から現場までの運搬経路は別紙図面に添付。（省略）

運搬路の一部に 農免道路を使用するため、住民に工事の概要・安全対策を説明し、十分に打合せを行う。

運搬時間は、AM10:00～PM4:00までとし、通勤・通学時間帯の運搬作業は行わない。

制限速度は、運搬路全線20km/hとし、運転手に速度厳守を徹底する。

一般車両及び歩行者の通行については、安全の確保を最優先とするよう、交通誘導員及び運転手に徹底する。

2 車両出入口及び交差点の安全対策

土取場出入口及び出入口から1.5km先の見通しの悪いカーブ付近に、600㎝のカーブミラーを設置する。

3 交通誘導員の配置計画

土取場出入口及び現場出入口に交通誘導員1名を配置する。

交通誘導員には、笛、手旗を携帯させ一般車両・歩行者の安全確保に努めさせる。

4 運搬路の維持補修

運搬路の未舗装部については、1日2回（AM10:00～PM2:00）散水車により散水を行う。

運搬路の補修は、必要に応じ補修材を散布し補修する。又未舗装部は1週間に1回路面の不陸整正をモーターレーダー（W=2.4m）により行う。

運搬作業中は、1日2回車両運行管理者による巡視を実施する。

清掃作業は、土捨場・現場出入口に清掃員を配置し清掃するとともに運搬路に土砂が落下した場合は、速やかに取り除き清掃する。

防塵処理は、散水により実施するが、散水により処理できない箇所については、必要に応じ塩化カルシュームを散布し実施する。

5 車両運行に関する安全対策

現場内の運搬路は、常に走行に支障のないよう補修し、車両運行管理者が路面状況の確認を行う。

車両への過積載防止を徹底するため、車両運転手及び重機運転手に、安全訓練・安全会議等で、その主旨の教育を実施する。又、資材搬入時の過積載のチェックを行うと同時に、納入業者・下請業者にもその趣旨の周知徹底を図る。

工事車両の作業実施日は、車両運行管理者の責任のもとに、道路交通法の遵守・運転手の体調のチェック等朝礼時に確認する。

5 - 1 3 環境対策

○工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を計ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

騒音・振動対策

水質汚濁

ゴミ・ほこりの対策

事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）

その他必要事項

【作成例】

1 現場周辺調査の結果、周辺に井戸を生活用水としている家屋が5件あることが判明し、場内の水替え作業により井戸枯れを起こす可能性があり、事前調査を実施する。

調査の目的 井戸枯れ発生時に即応し、住民の日常生活を確保する。

調査方法 水替え作業前の水位・水深・水質を測定する。

追跡調査 水替え作業開始後、毎日午前・午後1回水位を測定する。

対応 水位に変動が見られた場合は、監督職員に報告し対応を協議するとともに、水道への切り替えがいつでも行えるように体制を整えておく。

調査に当たっては上記事項を住民に説明し、了解を得たのち実施する。

2 重機への給油作業及びグリース補給の際に、流失事故を起こさないように指導し徹底させる。

3 生コンクリート車の洗浄は、自社（生コン会社）に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。

4 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水車にて散水を実施し、又散水ができない個所については、塩化カルシュームの散布を行う。この時、過度の散水等により住民の迷惑とならないよう、路面の状況を車両運行管理者がパトロールし、常に把握する。

5 重機の空ぶかし・バケットのゆさぶり・ダンプトラックの急発進、急停車等による騒音・振動は絶対しないよう、指導し徹底させる。

6 以上2～5項について、朝礼・安全訓練等で指導を行うとともに、実施状況を把握し、周辺地域への影響を最小限とするよう努力する。

5 - 1 4 現場作業環境の整備

・現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

仮設関係
 安全関係
 営繕関係
 その他必要事項

【作成例】

項目	目的	実施内容	実施場所
仮設関係	工事のPR	完成予想図 フラワーポット	現場出入口付近 "
安全関係	作業環境の美化	デザインフェンスの設置 照明施設の設置	現場出入口付近 "
営繕関係	作業環境の改善	更衣室の設置 トイレの水洗化	現場事務所・休憩所

5 - 1 5 再生資源の利用の促進

・再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

再生資源利用計画書
 再生資源利用促進計画書
 処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）
 マニフェスト使用の徹底
 社内の管理体制（建設副産物対策の責任者の明確化）

【作成例】

別紙「再生資源利用計画書」：P 3 5 参照

「再生資源利用促進計画書」：P 3 6 参照

5 - 1 6 そ の 他

・その他重要な事項について、必要により記載する。

監督員の「協議」・「承諾」を要する事項(共通編)

第1編 共通編	第1章 総則	第1節 総則				
	1-1-2	用語の定義1.	承諾	共1-1	請負者が作成した図面。	
	1-1-6	用語の定義29.	承諾	共1-3	設計図書に指定がない場合の同等品の品質。	
	1-1-15	施工計画書	承諾	共1-5	施工計画書の内容の一部を省略する場合。	
	1-1-18	調査・試験に対する協力6.	承諾	共1-8	現場において独自の調査・試験を行う場合。及び、成果を発表する場合。	
	1-1-21	工期変更1.	協議	共1-9	契約書第23条の工期変更協議であるか否か。	
	1-1-29	建設副産物2.	協議	共1-10	設計図書に指定された仮設工事の場合。	
	1-1-32	建設副産物2.	承諾	共1-10	設計図書に明示がない任意の仮設工事。	
	1-1-36	建設副産物9.	協議	共1-11	設計図書に定められた場所以外に建設発生土又は産業廃棄物を処分する場合。	
	1-1-41	施工管理3.	協議	共1-20	「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種。	
	1-1-42	工事中の安全管理6.	協議	共1-21	工事中、周辺並びに他の構造物・施設等に影響が生じた場合。	
	1-1-44	工事中の安全管理13.	承諾	共1-21	指定建設機械以外を使用する場合。	
	1-1-46	工事中の安全管理16.	承諾	共1-21	工事名、工期、発注者名等の掲示板の設置が困難な場合。	
	1-1-48	環境対策6.	承諾	共1-25	共1-26表に示す建設機械において排出ガス対策型を使用できない場合。	
	1-1-50	環境対策7.	承諾	共1-26	指定建設機械において施工時期・現場条件等により調達が困難な場合。	
	1-1-52	施設管理	協議	共1-27	現場の公物・部分使用施設等において契約図書における履行に不都合が生じる場合。	
	1-1-54	施工時期及び施工時間の変更1.	承諾	共1-30	設計図書に定められた施工時間を変更する必要がある場合。	
	1-1-56	工事測量1.	協議	共1-30	測量結果が設計図書と異なる場合。	
	1-1-58	工事測量1.	承諾	共1-30	工事測量の基準とする点の選定。	
	1-1-60	工事測量3.	承諾	共1-30	工事用測量杭を存置することが困難で移設の必要がある場合。	
	1-1-62	特許権等2.	承諾	共1-31	業務遂行により発明・考案した場合の出願及び権利の帰属等。	
	1-1-64	現場技術者等の腕章着用	協議	共1-36	腕章の仕様が異なる場合。	
	1-1-66	暴力団等による不当要求の排除対策3.	協議	共1-37	不当要求の影響により工期に影響が生じた場合。	
	1-1-68	再生資材の利用	承諾	共1-37	設計図書に明示がない場合、再生資材が利用できない場合。	
第2章 材料						
	第9節	2-9-1 一般事項	承諾	共2-22	コンクリート練混ぜ時の全塩化物イオンが0.3kg/m ³ を超えるものを使用する場合。	
		2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上	承諾	共2-22	コンクリート二次製品を使用する場合。	
第3章 一般施工						
	第3節	共通の工種				
		'3-3-3	協議	共3-5	設計図書に明示されていない新たな埋設物や位置が異なる埋設物が発見された場合。	
		作業土工(床堀・埋戻)1.	協議	共3-5	床堀により崩壊の恐れがある構造物等を発見した場合。	
		作業土工(床堀・埋戻)3.	協議	共3-5	設計図書に定める断面を超えて既設構造物を掘削する必要がある場合。	
		作業土工(床堀・埋戻)7.	協議	共3-5	狭隘な埋め戻し箇所均一に締め固めが出来ない場合。	
		作業土工(床堀・埋戻)11.	協議	共3-6	継ぎ手を噛み合わせで施工できない場合。	
		矢板工2.	協議			

監督員の「協議」・「承諾」を要する事項(共通編)

3-3-4	矢板工5.	協議	共3-6	設計図書に示された深度に達する前に打ち込み不能となった場合。
	矢板工8.	協議	共3-6	引き抜き後の空隙による地盤沈下が大きいと判断される場合。
3-3-5	法枠工4.	協議	共3-7	浮石が大きく取り除くことが困難な場合。
	法枠工14.	協議	共3-8	施工に影響を及ぼす湧水が発生したり発生する恐れがある場合。
3-3-6	吹付工3.	協議	共3-8	施工に影響を及ぼす湧水が発生したり発生する恐れがある場合。
3-3-7	植生工2.	承諾	共3-9	工事実施の際の配合設計。
3-3-10	防止策工1.	協議	共3-12	設置位置に支障がある場合又は位置が明示されていない場合。
3-3-11	路側防護策工3.	協議	共3-12	設置位置に支障がある場合又は位置が明示されていない場合。
	道路付属物工4.	協議	共3-13	視線誘導標の設置位置に支障がある場合又は位置が明示されていない場合。
3-3-13	道路付属物工5.	協議	共3-14	距離標の設置位置に支障がある場合又は位置が明示されていない場合。
	道路付属物工6.	協議	共3-14	道路紙の設置位置が明示されていない場合。
	桁製作工1.(1)原寸	承諾	共3-14	原寸図の一部又は全部を省略する場合。
	桁製作工1.(2)工作	承諾	共3-14	完成後も残る位置に他タガネ、ボンチ傷を付ける場合。
	桁製作工1.(2)工作	承諾	共3-14	主要部材の切断を自動ガス切断以外の方法で切断する場合。
	桁製作工1.(2)工作	承諾	共3-15	主要部材の冷間曲げ加工で内側半径が板厚の15倍未満となる場合。
3-3-14	桁製作工1.(4)溶接施工試験	承諾	共3-16	溶接施工試験を省略することが出来る場合。
	桁製作工1.(6)材片の組合せ精度	承諾	共3-17	組み合わせ誤差の精度を基準値以上とする場合。
	桁製作工1.(12)欠陥部の補修	承諾	共3-21	補修方法が基準によりがたい場合。
	桁製作工1.(14)仮組み立て	承諾	共3-22	実仮組み立て以外の方法による場合。
	桁製作工1.(14)仮組み立て	承諾	共3-22	実仮組み立て時、各部材が無応力状態とならない場合。
	桁製作工1.(14)仮組み立て	承諾	共3-22	締め付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合。
第4節	基礎工			
	既製杭工3.	協議	共3-27	最初の1本を試験杭として施工できない場合。
3-4-4	既製杭工10.	協議	共3-28	設計図書に示された深度に達する前に打ち込み不能となった場合。
	既製杭工10.	協議	共3-28	支持力が設計図書に示された値に達しない場合。
	既製杭工12.	承諾	共3-28	切断した残杭を再使用する場合。
	既製杭工15.	承諾	共3-28	杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合の当該工法技術。
3-4-5	場所打杭工6.	協議	共3-31	設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合。
	場所打杭工11.	承諾	共3-31	鉄筋がこの継ぎ手を重ね継ぎ手以外とする場合。
	場所打杭工13.	承諾	共3-31	コンクリート打設方法をトレミー管を用いたブロンジャー方式以外とする場合。
	場所打杭工21.	協議	共3-32	水質水量について周辺地域へ影響を及ぼす恐れがある場合。
3-4-6	深礎工3.	協議	共3-32	掘削孔の全長にわたって土留め工を行えない場合。
	深礎工10.	協議	共3-33	裏込注入圧力が低圧(0.1N/mm ² 程度)とならない場合。
	鋼管矢板基礎工7.	協議	共3-36	設計図書に示された深度に達する前に打ち込み不能となった場合。
3-4-9	鋼管矢板基礎工7.	協議	共3-36	支持力が設計図書に示された値に達しない場合。
	鋼管矢板基礎工10.	承諾	共3-36	切断した残杭を再使用する場合。

監督員の「協議」・「承諾」を要する事項(共通編)

第5節	鋼管矢板基礎工11.(5)	承諾	共3-36	降雪、強風時に遮蔽した場所で溶接を行う場合。
	石・ブロック積(張)工			
	3-5-1	協議	共3-38	水抜き孔の勾配を2%程度と出来ない場合。
	3-5-3	協議	共3-39	縦断勾配が3%以上の場合で段切できない場合。
		協議	共3-40	裏込コンクリートの施工で裏抜き型枠を使用しない場合。
		協議	共3-40	施工目地や水抜きについて設計図書と異なる場合。
	3-5-5	承諾	共3-40	コンクリートブロックの合端にモルタル目地を塗る場合。
	石積(張)工3.	協議	共3-41	裏込コンクリートの施工で裏抜き型枠を使用しない場合。
第6節	一般舗装工			
	3-6-1	協議	共3-42	路床面または下層路盤面に異常を発見したとき。
	3-6-2	承諾	共3-46	基層、表層に再生アスファルトを使用する場合の再生添加剤の種類。
	3-6-4	協議	共3-49	舗装工の上層路盤面又は基層面に異常を発見したとき。
		承諾	共3-49	粒状路盤の締め固めを最適含水比により締め固めできない場合。
		承諾	共3-49	路盤安定処理を行う場合、一軸圧縮試験による使用セメント量。
		承諾	共3-50	セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度。
	3-6-5	承諾	共3-50	下層路盤の安定処理で最適含水比付近で締め固め出来ない場合。
		承諾	共3-52	加熱アスファルト混合物の排出時の温度。
		協議	共3-53	加熱アスファルト安定処理混合物の1層仕上がり厚10cmで施工が困難な場合。
		承諾	共3-54	初日の補設状況により配合を修正する場合。
		承諾	共3-54	表層及び基層の基準密度を決定する場合。但し書きあり。
		協議	共3-54	路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したとき。
		承諾	共3-55	粒状路盤の締め固めを最適含水比により締め固めできない場合。
		承諾	共3-55	路盤安定処理を行う場合、一軸圧縮試験による使用セメント量。
		承諾	共3-56	セメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度。
		承諾	共3-56	下層路盤の安定処理で最適含水比付近で締め固め出来ない場合。
		承諾	共3-58	路盤を加熱アスファルト安定処理する場合混合物の排出時の温度。
		協議	共3-59	加熱アスファルト安定処理混合物の1層仕上がり厚10cmで施工が困難な場合。
		協議	共3-59	路盤面に異常を発見したとき。
	3-6-6	承諾	共3-63	コンクリート舗装の交通開放時期。
		承諾	共3-63	転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの理論・示方配合の決定。
		承諾	共3-63	転圧コンクリートの配合条件の決定。
		承諾	共3-63	試験練りの実施結果により示方配合を行ったもの。
		承諾	共3-64	粗骨材の最大寸法が設計図書に明示されず20m/m以外の骨材を使用する場合。
		承諾	共3-64	転圧コンクリートの練り混ぜ量を試験練により決定する場合。
		承諾	共3-64	転圧コンクリートの転圧開始時間が60分以上となる場合。
		承諾	共3-64	転圧コンクリート養生終了後交通開放する場合。

監督員の「協議」、「承諾」を要する事項(共通編)

第7節	3-6-7	薄層カラー舗装工2.	協議	共3-66	基盤面に異常を発見したとき。	
第9節	3-7-5	パイルネット工4.(6)	協議	共3-68	杭が打ち込み不能になった場合。	
第10節	3-9-14	骨材再生工7.	協議	共3-73	破砕・積み込み時の飛散・粉塵・振動対策の必要性に変更が伴う場合。	
		骨材再生工8.	協議	共3-73	作業ヤード及び施工基盤面の整備方法について変更がともなう場合。	
		骨材再生工9.	協議	共3-73	作業ヤード及び施工基盤面の整備方法について設計図書と異なる場合。	
		骨材再生工10.	協議	共3-73	止むを得ず指定場所以外に再生骨材や産業廃棄物を仮置又は処分する場合。	
第11節	3-10-17	防塵対策工1.	協議	共3-80	タイヤ洗浄装置等の装置を設置する場合。	
		防塵対策工2.	協議	共3-80	第3者に砂塵の被害を及ぼす恐れがある場合の散水・路面清掃を実施する場合。	
第4章	第3節	4-3-1	一般事項4.	協議	共4-3	工事的物に影響を及ぼすような湧水が発生した場合。
			一般事項7.	協議	共4-3	伐根除根の処理方法について設計図書に示されていない場合。
	4-3-2	掘削工1.	協議	共4-3	土質に著しい変化が認められた場合、又は設計図書に示されていない埋設物が発見された場合。	
		掘削工5.	承諾	共4-3	仕上げ法面を越えて発破を行った場合。	
	4-3-3	盛土工7.	協議	共4-4	作業中予期できなかった沈下等有害な現象があった場合。	
		盛土工9.	承諾	共4-5	土の指定採取場について実測困難な場合。	
		盛土工10.	協議	共4-5	土の採取中、土質に著しい変化があった場合。	
		盛土工16.	協議	共4-5	軟弱地盤上の盛土工の施工中、沈下又は活動等が生ずる恐れがある場合。	
		盛土補強工2.	承諾	共4-5	巻きだし予定盛土材。	
	4-3-4	盛土補強工5.	協議	共4-5	盛土横断方向の面状補強材に継目を設ける場合。	
盛土補強工7.		協議	共4-6	曲線、隅角部等で設計図書に示された補強材を敷設することが困難な場合。		
盛土補強工9.		承諾	共4-6	組み立てる壁面工の段数を2段以上とする場合。		
盛土補強工10.		協議	共4-6	壁面付近の締め固めを小型機械で人力により施工できない場合。		
盛土補強工12.		協議	共4-6	壁面の設置で許容値を超える壁面変位が観測された場合。		
法面整形工1.		協議	共4-6	浮石が大きくなり取り除くことが困難な場合。		
第4節	4-4-4	河川土工・海岸土工・砂防土工 法面整形工3.	協議	共4-7	崩壊の恐れのある箇所、又は湧水、軟弱地盤等の不良箇所の施工の場合。	
第5節	4-5-2	掘削工1.	協議	共4-8	路床面において設計図書に示す支持力が得られない場合又は均等性に疑問がある場合。	
4-5-3	路体盛土工1.	協議	共4-8	盛土の締め固め基準を確保できないような不良地盤が現出した場合。		

監督員の「協議」・「承諾」を要する事項(共通編)

第5章	4-5-4	路床盛土工1.	協議	共4-8	盛土の締め固め基準を確保できないような不良地盤が現出した場合。
	無筋・鉄筋コンクリート				
第1節	適用3.		承諾	共5-1	土木学会、コンクリート標準示方書の品質規定によらない場合。
第2節	適用すべき諸基準3.		協議	共5-2	塩分の浸透を防止するための措置が必要と考えられる場合。
第4節	コンクリートミキサー船				
	5-4-2	コンクリートミキサー船の選定	承諾	共5-3	コンクリートミキサー船を選定する場合。
	5-5-4	材料の計量及び練り混ぜ3.(3)	承諾	共5-5	コンクリートを手練りで行う場合。
第6節	運搬・打設				
	5-6-3	運搬3.	協議	共5-6	トラックアジテータを使用しないで運搬する場合。
	5-6-4	打設1. 打設8.	承諾 承諾	共5-6 共5-7	コンクリートの打設時の外気温及び打設終了までの時間が規定外となる恐れがある場合。 打設方法がシュートやフレキシブルなホース等によらない場合。
	5-6-7	打継目1. 打継目9.	承諾 協議	共5-8 共5-9	図面等で定められていない位置に打継目を設ける場合。 ひび割れ誘発目地を設ける場合。
	5-6-9	養生4.	協議	共5-10	膜養生を行う場合。
第7節	鉄筋工				
	5-7-4	組立て3.	承諾	共5-11	コンクリート製又はモルタル製以外の酢ペーサーを使用する場合。
	5-7-5	継手1.	承諾	共5-12	設計図書に示されていない継ぎ手を設ける場合。
	5-7-6	ガス圧接1. ガス圧接2.	承諾 協議	共5-13 共5-13	ガス圧接の方法を熱間押し抜き法とする場合。 ガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合。
第12節	水中コンクリート				
	5-12-2	施工7. 施工11.	承諾 承諾	共5-17 共5-18	コンクリート打設でケーシング、トレミー又はコンクリートポンプ以外を使用する場合。 底開き箱又は底開き袋を使用する場合。
第13節	水中不分離性コンクリート				
	5-12-3	海水の作用を受けるコンクリート2.	承諾	共5-18	1回の打設高さが規定以上となる場合や設計以外に打ち継目を設ける場合。
第14節	プレパケドコンクリート				
	5-13-3	コンクリートの製造4.(3)	承諾	共5-19	現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合。
第16節	コンクリートの耐久性向上対策				
	5-14-3	施工1.型枠(2) 施工4.注入管の配置(1) 施工6.注入(2)	承諾 承諾 承諾	共5-21 共5-21 共5-22	型枠の取り外し時期。 注入管の水平設置間隔が2mを超える場合。 モルタル注入において止むを得ず注入を中断して打ち継目を設ける場合。
	5-16-2	コンクリートの耐久性向上対策(1)	承諾	共5-23	許容塩化物量の0.3kg/m ³ 以下を0.6kg/m ³ 以下とする場合。
	5-16-5	アルカリ骨材反応対策2.	承諾	共5-25	アルカリ骨材反応対策によって決定した対策。
	5-16-6	水セメント比	協議	共5-25	共5-26・27に掲載されている水セメント比により難しい場合。

監督員の「確認」・「立会」を要する事項

第1編 共通編	
第1章 総則	
第1節 総則	
1-1-1 適用4.	確認 共1-1 設計図書の内容に相違がある場合。
1-1-3 設計図書の照査等2.	確認 共1-4 約款第18条第1項1号から第5号に係る内容に該当する場合。
1-1-7 工事カルテ作成登録	確認 共1-5 請負者が工事カルテを作成し登録申請をおこなう場合。
1-1-8 監督職員2.	確認 共1-6 約款第9条第2項に規定する監督職員の権限を書面により行使する場合。
1-1-9 現場技術員(1)	確認 共1-6 緊急を要する場合の請負者権限による指示内容を書面で行う場合。
1-1-39 諸法令の遵守3.	確認 共1-29 契約内容が諸法令に整合していない場合。
第2章 材料	
第2節 工事材料の品質及び検査6.	確認 共2-1 共2-2 (表2-1) の工事材料を使用する場合。
第14節 道路標識及び区画線	
2-14-1 道路標識(4)	確認 共2-31 共2-31の表に示した品質以外の資材を使用する場合。
第3章 一般施工	
第2節 適用すべき諸基準	確認 共3-1 設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第3節 共通の工程	
3-3-7 植生工3.	確認 共3-9 肥料が設計図書に示されていない場合。
第6節 一般舗装工	
3-6-5 アスファルト舗装工4.(2)	確認 共3-51 路盤の加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量を決定する場合。
3-6-5 アスファルト舗装工5.(1)	確認 共3-53 表層及び基層の加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量を決定する場合。
3-6-8 ブロック舗装工4.	確認 共3-66 基準類と設計図書に相違がある場合。
第7節 地盤改良工	
3-7-9 固結工7.	確認 共3-69 薬液注入工事に着手する場合。
第4章 土工	
第2節 適用すべき諸基準	確認 共4-1 設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第3節 共通土工	
4-3-1 一般事項2.	確認 共4-1 土砂及び岩の境界が確認できた場合。
第5章 無筋・鉄筋コンクリート	
第2節 適用すべき諸基準	確認 共5-1 設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第3節 レザーミクストコンクリート	
5-3-2 工場の選定3.	確認 共5-2 JIS認定工場以外のコンクリートを使用しようとする場合。
第7節 鉄筋工	
5-7-1 一般事項2.	確認 共5-10 施工前に配筋図等を照査して不備が見受けられる場合。
第2編 河川編	
第1章 築堤・護岸	
第2節 適用すべき諸基準	確認 河1-1 設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。

監督員の「確認」・「立会」を要する事項

第3章	樋門・樋管				
第2節	適用すべき諸基準	確認	河3-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第6節	付属物設置工				
	3-6-4 境界工1.	確認	河3-6	境界杭（鉋）を設置しようとするときの位置。	
第4章	水門				
第2節	適用すべき諸基準	確認	河4-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第3節	工場製作工				
	4-3-2 材料5.(1)	確認	河4-3	使用塗料の色見本。	
第8節	橋梁現場塗装工				
	4-8-2 現場塗装工16.(7)	確認	河4-17	塗布作業開始前の塗料の出荷証明書、成績表。	
第5章	堰				
第2節	適用すべき諸基準	確認	河5-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第3節	工場製作工				
	5-3-2 材料5.(1)	確認	河5-3	設計図書に明示されていない使用塗料の色見本。	
第6章	排水機場				
第2節	適用すべき諸基準	確認	河6-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第8章	河川維持				
第2節	適用すべき諸基準	確認	河6-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第12節	植栽維持工				
	8-12-2 材料1.	確認	河8-8	使用する肥料及び薬剤の品質証明。	
	材料3.	確認	河8-8	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類の現場搬入時。	
第9章	河川修繕				
第2節	適用すべき諸基準	確認	河9-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第3編 河川海岸編					
第1章	堤防・護岸				
第2節	適用すべき諸基準	確認	海1-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第2章	突堤・人口岬				
第2節	適用すべき諸基準	確認	海2-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第2節	適用すべき諸基準	確認	海3-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第8章	河川維持				
第7節	路面補修工				
	8-7-4 コンクリート舗装補修工8.	立会	河8-4	アスファルト注入材料の使用量の確認を行う場合。	
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編					
第1章	砂防ダム				
第2節	適用すべき諸基準	確認	砂1-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	

監督員の「確認」・「立会」を要する事項

第3節	工場製作工				
1-3-2	材料5.(1)	確認	砂1-3	設計図書に明示されていない使用塗料の色見本。	
第6節	コンクリートダム工				
1-6-4	コンクリートダム本体工1.	確認	砂1-8	止水板接合後の接合部の止水性。	
第7節	鋼製ダム工				
1-7-10	現場塗装工18.(7)	確認	砂1-13	塗布作業開始前の塗料の出荷証明書、成績表。	
第2章	流路				
第2節	適用すべき諸基準	確認	砂2-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第3章	斜面対策				
第2節	適用すべき諸基準	確認	砂3-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第6節	地下水排除工				
3-6-1	一般事項4.	立会	砂3-7	ロットを引き抜いて検尺を行う場合。	
第5編	ダム編				
第1章	コンクリートダム				
第2節	適用すべき諸基準	確認	ダ1-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第3節	掘削工				
1-3-5	岩盤面処理2.	確認	ダ1-2	仕上げ掘削及び岩盤清掃の作業が完了したとき。	
1-3-8	基礎岩盤の確認1.	確認	ダ1-2	岩盤清掃完了時点で基礎岩盤としての適否。	
1-3-9	岩盤確認後の再処理	確認	ダ1-2	岩盤確認後、コンクリート打設直前。	
第4節	ダムコンクリート				
1-4-2	原石骨材1.	確認	ダ1-3	表土剥ぎ完了時点で、原石の適否について。	
1-4-8	打ち込み開始2.	確認	ダ1-5	コンクリート打設前の型枠・鉄筋等について。	
第7節	埋設物設置工				
1-7-2	冷却管設置4.	確認	ダ1-9	冷却管及び付属品の設置完了後におけるコンクリート打設前。	
1-7-4	止水板2.	確認	ダ1-9	止水板接合後の接合部の止水性。	
第8節	パイプクーリング				
1-8-4	冷却工4.(2)	立会	ダ1-11	継目グラウチング後、冷却管内にセメントミルクを充填する場合。	
第2章	フィルドダム				
第2節	掘削工				
2-2-5	基礎地盤面及び岩盤面処理3.	立会	ダ2-1	基礎地盤及び基礎岩盤の整形を行う場合。	
2-2-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認1.	確認	ダ2-2	基礎地盤の掘削及び整形が完了したとき、地盤の適否について。	
	基礎地盤及び基礎岩盤確認2.	確認	ダ2-2	基礎地盤の清掃が完了したとき、岩盤の適否について。	
第3節	盛立工				
2-3-1	一般事項5.	確認	ダ2-3	盛土の打継ぎを行った場合。	
2-3-2	材料採取3.	確認	ダ2-3	表土剥ぎ完了時点で、材料の適否について。	
第3章	基礎グラウチング				

監督員の「確認」・「立会」を要する事項

第2節	適用すべき諸基準	確認	ダ3-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第6編 道路編				
第1章	道路改良			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道1-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第10節	道路植栽工			
	2-10-2 材料3.	確認	道2-16	道路植栽工で使用する樹木類。
第3章	橋梁下部工			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道3-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第4章	橋梁上部工			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道4-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第3節	工場製作工			
	4-3-2 材料5.	確認	道4-3	設計図書に明示されていない使用塗料の色見本。
第5節	橋梁現場塗装工			
	4-5-3 現場塗装工16.(7)	確認	道4-16	塗布作業開始前の塗料の出荷証明書、成績表。
第5章	コンクリート橋上部			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道5-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第6章	トンネル (NATOM)			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道6-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第3節	トンネル掘削工			
	6-3-2 掘削工7.	確認	道6-2	岩区分の境界。
第7章	トンネル (矢板)			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道7-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第3節	トンネル掘削工			
	7-3-2 掘削工7.	確認	道7-2	岩区分の境界。
第8章	コンクリートシエード			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道8-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第9章	鋼製シエード			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道9-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第10章	地下横断歩道			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道10-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第11章	地下駐車場			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道11-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第12章	共同溝			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道12-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。
第13章	電線共同溝			
第2節	適用すべき諸基準	確認	道13-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。

監督員の「確認」・「立会」を要する事項

第14章	情報ボックス工				
第2節	適用すべき諸基準	確認	道14-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第15章	道路維持				
第2節	適用すべき諸基準	確認	道15-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第20節	植栽維持工				
	材料1.	確認	道15-21	使用する肥料及び薬剤の品質証明。	
	材料4.	確認	道15-21	道路植栽工で使用する樹木類。	
第17章	道路修繕				
第2節	適用すべき諸基準	確認	道17-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第11節	道路付属施設工				
	17-11-2 材料4.	確認	道17-6	道路植栽工で使用する樹木類。	
第7編	港湾・漁港編				
第3章	無筋・鉄筋コンクリート				
第2節	適用すべき諸基準	確認	港3-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第4章	一般施工				
第2節	適用すべき諸基準	確認	港4-1	設計基準類において、設計図書に疑義がある場合。	
第5節	海上地盤改良工				
	4-5-8 締め固め工2. (11)	確認	港4-10	サンゴコンパクションの施工前に測定時期及び範囲を定める。	
	固化工1. (5)	確認	港4-10	深層混合処理杭の試験打ちを行う場合。	
	4-5-9 固化工1. (5)	立会	港4-11	深層混合処理杭の試験打ちを行う場合。練り混ぜ施設、時間を定める。	
	固化工1. (14)	確認	港4-12	深層混合処理杭の施工前に測定時期及び範囲を定める。	
第9編	植栽工事				
第1章	共通編				
第1節	総則				
	3条 枯補償	立会	植1-1	植栽樹木が引き渡し後1年以内に枯死、枝条枯損、樹形不良となった場合。	
第2節	材料				
	4条 支給材料	立会	植1-1	支給樹木の掘りとり前。	

段階確認の実施要領

(平成21年4月)

1. 段階確認の趣旨

公共工事の実施にあたっては、「請負契約」に基づき、工事目的物完成のための一切の責任は、原則として請負者が負うという「自主施工の原則」が基本となっている。この中で発注者は、請負契約の適正な履行を確保するために監督職員を置いて、工事現場または製作工場の立会をおこない、また、指定した工事材料の品質や、工事完了後に不可視となる部分で重要なものに限って、設計図書との適合を確認することとしている。

段階確認は、公共工事の品質の確保及び完成検査の補完のため、特に必要と考えられる施工段階の確認事項（種別・細別・確認時期）を「長崎県建設工事共通仕様書（長崎県土木部）」（以下「共通仕様書」という。）において定め、原則、監督職員等の臨場により実施するものである。

なお、請負者は、段階確認により確認された事項であっても、契約書31条（検査及び引渡し）、ならびに、契約書17条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）の義務を免れない。（「共通仕様書」第1編1-1-22-4参照）

ただし、重要構造物の埋戻し前など、段階確認にかえて検査職員による中間検査（「共通仕様書」第1編1-1-27）とした場合は、この限りではない。

2. 適用工事

原則として、共通仕様書（表1-1「段階確認一覧表」）及び設計図書に定めた工種に該当する全ての工事に適用する。（「共通仕様書」第1編1-1-22-5(1)参照）

3. 確認頻度および確認項目

別添の「段階確認一覧表（頻度・確認項目）」のとおりとし、一般的な監督を行う工事が重点監督工事とするかの判断については、平成21年1月29日付け20建企第694号「公共工事における品質確保のための重点的な監督業務の実施について（改定）」によるものとする。

4. 実施要領

(1) 施工計画書への記載

請負者は、施工に先だち、段階確認の種別、細別、確認時期、施工予定時期等を、施工管理計画として「施工計画書」に記載するものとする。（「施工計画書の作成の手引き」参照）

(2) 段階確認の要請

請負者は、完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう、監督職員に十分な機会を与えなければならない。（「共通仕様書」第1編1-1-22-5(5)参照）

請負者は、確認が可能となる日（又は期間の開始日）の概ね1週間前までに、確認種別、確認内容、確認可能日（又は期間）、確認希望日時等を、監督職員へ連絡するものとする。（「共通仕様書」第1編1-1-22-5(2)参照）

なお、請負者は、緊急を要するなどやむを得ない場合を除き、段階確認の実施日が官公庁の勤務時間外や休日とならないよう、工程管理に努めるものとする。（「共通仕様書」第1編1-1-22-3参照）

(3) 段階確認等の実施についての報告

段階確認は、原則として臨場により実施するものとするが、やむを得ず臨場確認ができない場合は、出来形管理資料及び写真等により、机上確認とすることができる。

(「共通仕様書」第1編1-1-22-6参照)

発注者は、請負者より報告を受けた確認可能日(又は期間)の中から、できる限り臨場(監督職員以外の者(現場技術員等)によるものを含む)により段階確認を行える日を選定して、確認日時、確認者氏名、確認方法等の予定を速やかに請負者に報告するものとする。

(「共通仕様書」第1編1-1-22-5(3)参照)

なお、確認可能期間が長期間にわたる矢板工や杭工などの段階確認については、別添の「段階確認一覧表(頻度・確認項目)」に記載の頻度を目安に、請負者と適宜協議しながら日程等を決定し、段階確認を実施していくものとする。

また、発注者は、段階確認を行うべき事項のうち、重要構造物の埋戻し前など検査職員による中間検査(「共通仕様書」第1編1-1-27)が望ましい事項については、請負者と協議の上で中間検査とし、その日程を請負者へ報告するものとする。

(4) 段階確認時の準備

請負者は、別添様式の『段階確認書』と、確認項目に関する施工管理資料(出来形、品質管理資料等)を確認日時までに準備し、段階確認に臨場するものとする。

(「共通仕様書」第1編1-1-22-5(4)参照)

『段階確認書』及び「施工管理資料」は確認後に一旦返却するので、1部準備すればよい。

(ただし、完成時には提出となる。)

『段階確認書』の請負者記入欄は、確認前までには記入(押印を含む)しておく。

(段階確認の要請の日時には、(2)で監督職員へ要請した日時を記載しておく。)

「施工管理資料」は、確認に必要な事項がそろっていれば、図面のコピーや手書き資料でかまわない。

また、やむを得ず机上とする場合は、施工管理記録や写真等の資料も整備し、段階確認時に監督職員に提示するものとする。(「共通仕様書」第1編1-1-22-6参照)

(5) 段階確認の実施

監督職員(又は現場技術員等)は、別添の「段階確認一覧表(頻度・確認項目)」に記載の確認項目について、請負者が準備した「施工管理資料」等を基に段階確認を行い、「施工管理資料」へ確認した内容の朱書き等を行う。

(朱書き等を行った「施工管理資料」については、以下『段階確認資料』という。)

なお、請負者は、当該確認部分(不可視部分等)の写真管理を別途行っていれば、段階確認の実施状況について写真撮影を行う必要はない。

(6) 段階確認の結果の通知

段階確認を実施した者が、監督職員の場合と、監督職員以外(現場技術員等)の場合において、それぞれ以下の要領で対応するものとする。

確認者が監督職員の場合

段階確認の結果が良好であった場合、監督職員は、『段階確認書』の発注者記入欄に確認結果等を現地で記入するとともに、確認者名を自著し、『段階確認資料』とともに請負者へ返却するものとする。

段階確認の結果が良好でなかった(施工管理基準を満足しない等)場合、監督職員は対策について請負者と協議するとともに、請負者は必要な措置を講じ、再度、段階確認を受けなければならない。

確認者が監督職員以外(現場技術員等)の場合

確認者(現場技術員等)は、『段階確認書』及び『段階確認資料』を県の事務所に持ち帰り、監督職員に確認結果(良好であったか否かを含む)を報告する。

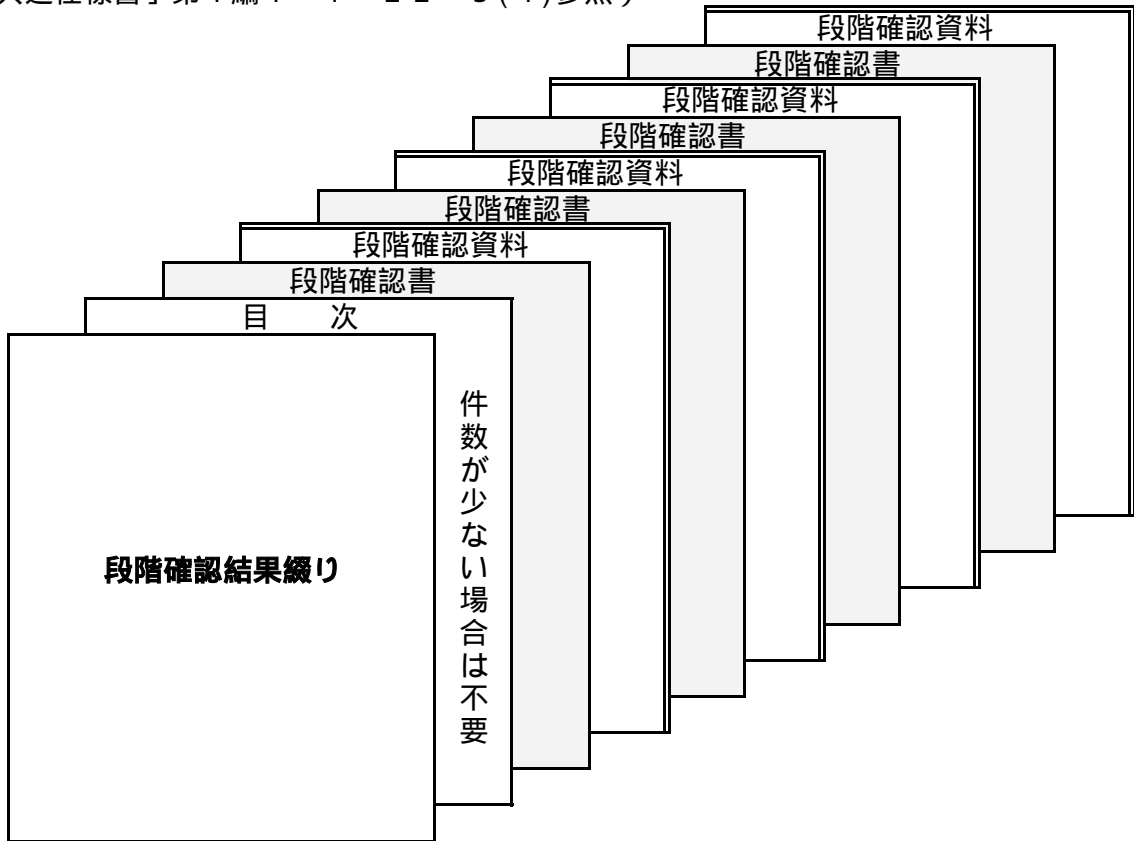
段階確認の結果が良好であった事を監督職員が確認した場合、確認者は、『段階確認書』の確認者記入欄に確認結果等を記入(確認者名の自著も含む)するとともに、監督職員より押印を得て、『段階確認資料』とともに請負者へ返却するものとする。

段階確認の結果が良好でなかった(施工管理基準を満足しない等)と監督職員が認めた場合、監督職員は対策について請負者と協議するとともに、請負者は必要な措置を講じ、再度、段階確認を受けなければならない。

(7) 段階確認結果の保管及び提出

請負者は、確認の結果が良好であったとして発注者から返却された『段階確認書』や『段階確認資料』について、整理・保管するとともに、完成時に(工事写真や管理図等と同様に「工事完成通知書」の添付書類として)監督職員へ提出するものとする。

(「共通仕様書」第1編1-1-22-5(4)参照)



1 - 1 - 2 2 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

1. 監督職員は、工事が契約図書どおりおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場または製作工場に立ち入り、立会し、または資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。
2. 請負者は、監督職員による検査(確認を含む)及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
なお、監督職員が製作工場において立会および監督職員による検査(確認を含む)を行なう場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。
3. 監督職員による検査(確認を含む)及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
4. 請負者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査(確認を含む)に合格した場合であっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。
5. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 請負者は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期および設計図書に示す時期において、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 請負者は、段階確認にかかる予定(種別、細別、確認時期、希望日時等)について、確認可能日の概ね1週間前までに監督職員に報告しなければならない。
 - (3) 監督職員は、請負者から段階確認にかかる予定の報告を受けた場合、確認日時、確認者氏名、確認方法を、速やかに請負者に報告するものとする。
 - (4) 請負者は、確認項目に関する管理資料(出来形、品質管理資料等)を「段階確認書」とともに準備して、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印した「段階確認書」並びに確認結果を記載した書面を保管し、完成時に提出しなければならない。
 - (5) 請負者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 段階確認は、監督職員の臨場を原則とするが、やむを得ない場合は机上とすることができる。この場合、請負者は施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
指定仮設工		設置完了時	1回 / 1工事	使用材料、高さ等
河川・海岸・砂防 土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	1回 / 土(岩)質の変化時	土(岩)質の変化位置
道路土工 (路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		プルフローリング 実施時	1回 / 1工事	プルフローリング 実施状況
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	(一) 1回 / 1工事 (重) 1回 / 100m	使用材料、基準高、 幅、延長、施工厚
	置換	掘削完了時	(一) 1回 / 1工事 (重) 1回 / 100m	"
	サンドマット	処理完了時	(一) 1回 / 1工事 (重) 1回 / 100m	"
パーチカル ドレーン工	サンドドレーン 袋詰式 サンドドレーン ペーパドレーン	施工時	(一) 1回 / 200本 (重) 1回 / 100本	使用材料、打込長
		施工完了時	(一) 1回 / 200本 (重) 1回 / 100本	施工位置、杭径
締固め改良工	サンドコンパクシ ョンパイル	施工時	(一) 1回 / 200本 (重) 1回 / 100本	使用材料、打込長
		施工完了時	(一) 1回 / 200本 (重) 1回 / 100本	基準高、施工位置、 杭径
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	(一) 1回 / 200本 (重) 1回 / 100本	使用材料、深度
		施工完了時	(一) 1回 / 200本 (重) 1回 / 100本	基準高、施工位置、 間隔、杭径
	薬液注入	施工時	(一) 1回 / 20本 (重) 1回 / 10本	使用材料、注入量
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	試験矢板 + (一) 1回 / 150枚 (重) 1回 / 100枚	使用材料、長さ
		打込完了時	試験矢板 + (一) 1回 / 150枚 (重) 1回 / 100枚	基準高、変位
	鋼管矢板	打込時	試験矢板 + (一) 1回 / 75本 (重) 1回 / 50本	使用材料、長さ
		打込完了時	試験矢板 + (一) 1回 / 75本 (重) 1回 / 50本	基準高、変位

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督

(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	使用材料、長さ、 杭の支持力
		打込完了時(打込杭)	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	基準高、偏心量
		掘削完了時(中掘杭)	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	掘削長、 杭の先端土質
		施工完了時(中掘杭)	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	(一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	杭頭処理状況
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	掘削長、支持地盤
		鉄筋組立て完了時	(一) 30%程度 / 1 構造物 (重) 60%程度 / 1 構造物	使用材料、 設計図書との対比
		施工完了時	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	基準高、偏心量、 杭径
		杭頭処理完了時	(一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	杭頭処理状況
深礎工		土(岩)質の変化した時	1回 / 土(岩)質の変化時	土(岩)質の変化位置
		掘削完了時	(一) 1回 / 3本 (重) 全数	長さ、支持地盤
		鉄筋組立て完了時	1回 / 1本	使用材料、 設計図書との対比
		施工完了時	(一) 1回 / 3本 (重) 全数	基準高、偏心量、 杭径
		グラウト注入時	(一) 1回 / 3本 (重) 全数	使用材料、使用量
オープンケーソン 基礎工 ニューマチック ケーソン基礎工		鉄沓据付完了時	1回 / 1 構造物	使用材料、 施工位置
		本体設置前 (オープンケーソン) 掘削完了時 (ニューマチックケーソン)	1回 / 1 構造物	支持層
		土(岩)質の変化した時	1回 / 土(岩)質の変化時	土(岩)質の変化位置
		鉄筋組立て完了時	1回 / 1 ロット	使用材料、 設計図書との対比
鋼管井筒基礎工		打込時	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	使用材料、長さ、 杭の支持力
		打込完了時(打込杭)	試験杭 + (一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	基準高、偏心量
		杭頭処理完了時	(一) 1回 / 10本 (重) 1回 / 5本	杭頭処理状況

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	1回 / 1 構造物	使用材料、幅、延長、置換厚、支持地盤
築堤・護岸工		法線設置完了時	1回 / 1 法線	法線設置状況
砂防ダム		法線設置完了時	1回 / 1 法線	法線設置状況
護岸工	法覆工 (覆土施工がある場合)	覆土前	1回 / 1 工事	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)
	基礎工・根固工	設置完了時	1回 / 1 工事	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	1回 / 土(岩)質の変化時	土(岩)質の変化位置
		床堀掘削完了時	1回 / 1 構造物	支持地盤 (直接基礎)
		鉄筋組立て完了時	(一)30%程度 / 1 構造物 (重)60%程度 / 1 構造物	使用材料、設計図書との対比
		埋戻し前	1回 / 1 構造物	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	1回 / 1 構造物	沓座の位置
床版工		鉄筋組立て完了時	(一)30%程度 / 1 構造物 (重)60%程度 / 1 構造物	使用材料、設計図書との対比
綱橋		仮組立て完了時 (仮組立てが省略となる場合を除く)	1回 / 1 構造物	キャンパー、寸法等
ポストテンション T(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	(一)5%程度 / 総ケーブル数 (重)10%程度 / 総ケーブル数	設計図書との対比
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	(一)10%程度 / 総ケーブル数 (重)20%程度 / 総ケーブル数	設計図書との対比
		PC綱線・鉄筋組立完了時 (工場製作除く)	(一)30%程度 / 1 構造物 (重)60%程度 / 1 構造物	使用材料、設計図書との対比
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	1回 / 土(岩)質の変化時	土(岩)質の変化位置
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	1回 / 支保工変更毎	吹付コンクリート厚、ロッド本数、長さ
トンネル覆工		コンクリート打設前	1回 / 構造の変化毎 ただし地山等級がD又はEの場合は1回 / 3打設毎とのどちらが多い方	巻立空間
		コンクリート打設後	(一)1回 / 200m (重)1回 / 100m	出来形寸法
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	1回 / 構造物の変化毎	設計図書との対比

段階確認一覧表（頻度・確認項目）一般土木

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着 アンカー穿孔完了時	1回 / 箇所(橋脚毎)	削孔長、径、間隔、 孔内状況
	板取付け工 固定アンカー工	鋼板建込み固定 アンカー完了時	1回 / 箇所(橋脚毎)	施工図との照合 (鋼板割付・形状・ 継手形状) 材片の組合せ精度
	現場溶接工	溶接前	1回 / 工事	仮付け溶接前の開先 面の清掃と乾燥状況 仮付け溶接の寸法・ 外観状況
		溶接完了時	1回 / 工事	溶接部の外観状況
	現場塗装工	塗装前	1回 / 工事	鋼板面の 素地調整状況
		塗装完了時	1回 / 工事	外観状況
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

段階確認一覧表（頻度・確認項目）港湾・漁港

(一)：一般監督

(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目	
浚渫及び床掘	浚渫（土砂）	掘削完了時	1回 / 工事	設計図書との対比	
	浚渫（岩）	掘削前	1回 / 工事	岩盤線の確認	
		掘削完了時	1回 / 工事	設計図書との対比	
	床掘（土砂）	掘削完了時	1回 / 工事	設計図書との対比	
	床掘（岩）	掘削前	1回 / 工事	岩盤線の確認	
		掘削完了時	1回 / 工事	設計図書との対比	
地盤改良	置き換え 敷砂・砕石マット 載荷	施工時	(一) 1回 / 5000m ³ ・工事・産地	使用材料、 設計図書との対比	
		施工完了時	(重) 1回 / 2500m ³ ・工事・産地		
	サンドドレーン 砕石ドレーン ペーパードレーン サンドコンパク ションパイル ロッドコンパク ション	施工時	(一) 1回 / 200本	使用材料、 打込長、基準高、 施工位置	
		完了時	(重) 1回 / 100本		
	深層混合処理	施工前	1 試験練り / 工事	使用材料、 打込長、基準高、 施工位置	
		施工時	(一) 1回 / 200本		
		完了時	(重) 1回 / 100本		
	マット		施工時	(一) 1回 / 工事 (重) 2回 / 工事	使用材料、寸法
	捨石及び均し	基礎 被覆及び根固め 裏込め	施工時	(一) 〔規格石〕 1回 / 2000m ³ ・規格・産地・工事 〔無選別石〕 1回 / 5000m ³ ・規格・産地・工事 (重) 〔規格石〕 1回 / 1000m ³ ・規格・産地・工事 〔無選別石〕 1回 / 2500m ³ ・規格・産地・工事	使用材料、寸法
均し、投入		完了時	1回 / 規格・工事	設計図書との対比 基準高、幅、勾配	
杭及び矢板	鋼管杭 コンクリート杭 鋼矢板及び鋼管矢板 コンクリート矢板	打込み時	一般土木に同じ	一般土木に同じ	
		打込み完了時			
控工	控工	施工時	(一) 1回 / 工事	設計図書との対比	
		完了時	(重) 2回 / 工事		
			1回 / 工事		

段階確認一覧表（頻度・確認項目）港湾・漁港

(一)：一般監督
(重)：重点監督

太枠内は共通仕様書(表1-1)記載事項

種 別	細 別	確認時期	確認の頻度	確認項目
コンクリート工	コンクリート ミキサ-船 現場練り コンクリート	施工前	1 試験練り / 工事	使用材料、スランプ、 空気量、強度、 塩分量
	鉄筋工	組立完了時	(一) 30%程度 / 1 構造物 (重) 60%程度 / 1 構造物	使用材料、 設計図書との対比
	水中コンクリート	完了時	1 回 / 工事	設計図書との対比
ケーソン	ケーソン製作	施工時	2 回 / 函 (一) (但し、底版の配筋 は確認必須) 4 回 / 函 (重) (但し、底版の配筋 は確認必須)	使用材料、 設計図書との対比
		完了時	1 回 / 函	外観・寸法
	ケーソン据付	完了時	1 回 / 函	設計図書との対比
コンクリート ブロック	方塊・異形ブロック 製作	鉄筋組立完了時 (構造鉄筋がある場合)	(一) 30%程度 / 1 構造物 (重) 60%程度 / 1 構造物	使用材料、 設計図書との対比
		完了時	1 回 / 種類・工事	規格・外観・寸法
	方塊・異形ブロック 据付	完了時	1 回 / 工事	設計図書との対比
中詰	中詰	施工時	(一) 1 回 / 工事 (重) 2 回 / 工事	設計図書との対比
		完了時	1 回 / 工事	設計図書との対比
	蓋コンクリート	完了時	1 回 / 工事	設計図書との対比
上部コンクリート	上部コンクリート	完了時	1 回 / 工事	使用材料、 設計図書との対比
付属工	係船柱及び 係船環防舷材 車止め (縁金物を含む)	完了時	1 回 / 工事	使用材料、 設計図書との対比
	防食	施工時	(一) 1 回 / 工事 (重) 2 回 / 工事	使用材料、設計図
		完了時	1 回 / 工事	設計図書との対比
溶接及び切断	溶接	完了時	1 回 / 工事	設計図書との対比
	ガス切断	完了時	1 回 / 工事	
埋立及び裏埋		施工時	(一) 1 回 / 工事 (重) 2 回 / 工事	使用材料、 設計図書との対比
		完了時	1 回 / 工事	
汚濁防止膜工		施工時	(一) 1 回 / 工事 (重) 2 回 / 工事	設計図書との対比

段 階 確 認 書

受注者記入欄

1. 工 事 名 :

2. 確認種別 :

3. 確認事項 :

上記について、段階確認をお願いします。

平成 年 月 日 現場代理人 _____

確認者記入欄

4. 確 認 日 : 平成 年 月 日

5. 確 認 者 : _____ (自著)

6. 確認方法 : 臨 場 ・ 机 上

7. 確認結果 :

監督員記入欄(確認者が監督員以外の場合に記入)

上記について、確認しました。

平成 年 月 日 _____ 監督員

段 階 確 認 書 (記 入 例)

確認者が監督員以外の場合

受注者記入欄 (あらかじめ記載及び押印を行っておく)

- 1 . 工 事 名 : 線道路改良工事 (1 工区)
- 2 . 確認種別 : 既製杭工
- 3 . 確認事項 : 鋼管杭の打込前状況 (No. ~ No.)
鋼管杭の打込完了状況 (No. ~ No.)

上記について、段階確認をお願いします。

平成 年 月 日

現場代理人



確認者記入欄 (現場において手書き記入する)

- 4 . 確 認 日 : 平成 年 月 日
- 5 . 確 認 者 : (自 著)
- 6 . 確認方法 : 臨 場 ・ 机 上
- 7 . 確認結果 : 別紙の通り

監督員記入欄 (確認者が監督員以外の場合に記入)

上記について、確認しました。

平成 年 月 日

監督員



段階確認の実施要領〔主な改定内容〕

1. 段階確認書の様式と運用

以前は、各段階確認毎に1枚の段階確認書を作成していたが、平成19年度の改訂で、書類枚数の減のため一覧表形式に変更し、これまで運用してきた。

しかし、土(岩)質の変更時など現場状況に応じてあとで追加となる段階確認もあるため、以下のような手間が生じたり、結局は各段階毎に1枚(1～2行)の段階確認書を作成する運用とするなど、かえって煩雑な状態となっていた。

- ・当初の段階確認以外(2行目以降)は全て手書きでの記入となる。
- ・水濡れや汚損などの理由で再度作り直す(サインもし直す)ことがある。
- ・段階確認資料に、一覧表の連番に応じたインデックスを作成する必要性が生じた。

このため、各段階確認毎に1枚の段階確認書を用いる旧来の方法に変更した。

なお、旧来の様式では、「請負者からの予定の報告」や「発注者からの予定の通知」についても同様式で処理させ、書類の往復が生じていたが、これらの日程の調整等は、前回の改定どおり電話等で行うものとし、「確認内容や結果」のみを1枚の様式で残すこととした。(ただし、日程の調整は、確認可能日の概ね7日前までに行うことを共通仕様書に規定した。)

2. 現場技術員等が行う段階確認

現場技術業務の増加に伴い、監督職員以外の者(現場技術員等)が段階確認作業を行う場合の要領を追記した。

3. 段階確認時の写真撮影

これまでの要領では、段階確認の実施状況の写真撮影及び検査時の提出を求めていたが、監督職員(又は現場技術員)が現場を確認し、段階確認書にサイン(又は監督職員が押印)もするので、書類簡素化の観点から、段階確認の実施状況の写真撮影及び提出は廃止した。

ただし、廃止するのは実施状況の写真であり、請負者は、長崎県施工管理基準に基づく写真管理(不可視部分の撮影等)を免れるものではない。

4. 段階確認の頻度

国交省の基準の改訂に伴い、トンネル覆工の確認時期、確認の頻度、確認項目を変更した。

5. 段階確認書の提出時期

検査時としていた提出時期を、完成時(工事写真や管理図等と同様に「工事完成通知書」の添付書類として)に変更した。

6. 共通仕様書の改訂

上記理由1～5に伴い、共通仕様書(第1編1-1-22-5)も改訂した。

7. 施工状況の把握

段階確認の頻度等とあわせて「施工状況の把握」の頻度等も定めていたが、これを数値としての規定は行わないこととした。

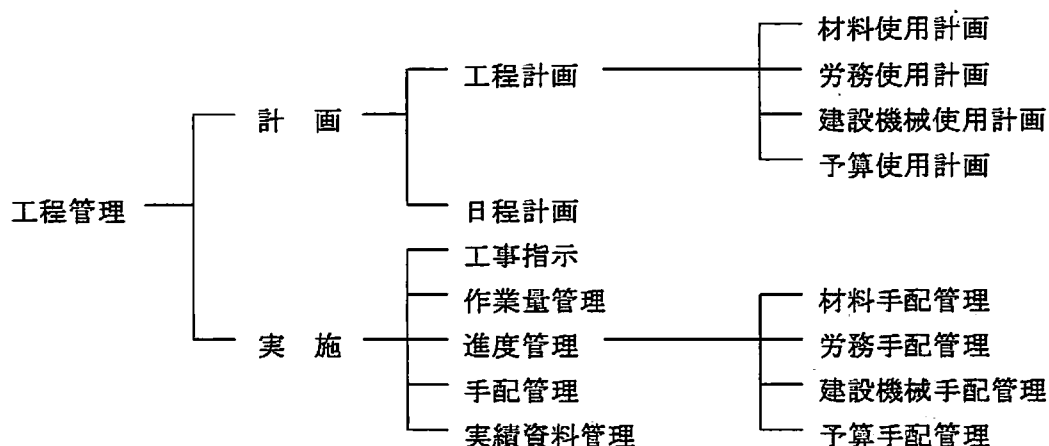
なお、監督職員は、施工状況の把握を適宜行い、工事品質の確保に努めること。

工 程 管 理

1 目 的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という、相反する3つの目標を満足させて完成させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各単位作業を有効に組合せて各単位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと以下のようなになる。



2 工程管理上の留意点

- (1) 工程表は、組合せ工程が多い工事についてはネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）あるいは斜線式工程表により作成する。他に曲線式工程表があるが、単純ではなく事項作成例に示すとおり、上記各工程表との併用で作成される場合が多い。工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択して管理する必要がある。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分（細部）工程表を作成する。
- (3) 工程表の計画にあたっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としないで、工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10～20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程が相違を来した場合、あるいは予想される場合、又は変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程を作成する。

(5) 作成にあたっては、下記の事項を十分考慮して作成する。

① 工事及び作業の制約

(イ) 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。

(ロ) 現道工事等施工箇所の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。

(ハ) 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。

(ニ) 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

等によっても、工事及び作業の制約を受けることがある。

② 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画

③ 施工順序

④ 労務、機械の使用計画。

⑤ 作業能力及び標準稼働時間の決定。

⑥ 工事期間の作業可能日数の算定。

3 作成要領

(1) 工程計画の作成

① 工事の施工順序と作業内容を決定する。

② 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。

③ 作業ごとに必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。

④ 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される。

(2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後、作業ごとに作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するかの具体的日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬又は月毎の単位で示した日程計画及び工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工務実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

① 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合

- ② 突貫工事の場合
- ③ 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合
- ④ 農閑期に工事のピークを設定し労力の強化を計りたいとき

(5) 実施工程表の作成

- ① 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- ② 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。
- ③ 計画工程と作業日については種々の記入方法があるが、次項作成例には土日曜、祭日、盆休等休日を除いた日数を作業日とした例を示した。

品質管理

1 目的

長崎県建設工事共通仕様書及び契約図書又は各種指針・要領等に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、請負者は、示された条件を十分満足し、かつ経済的に施工する為の管理を行う必要がある。

品質管理は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、その主旨を十分理解して、最も効果的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

2 品質管理上の留意点

2-1 計画

- ① 工事着手に先立ち、建設工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験又は測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。
- ② 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。
- ③ 試験又は測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績書等の提出又は承諾が必要であるので、共通仕様書及び特記仕様書を熟読のうえ対処する。
- ④ 「コンクリートの耐久性向上対策について」、「土木工事における建設資材の品質管理について」、「道路土工の各種指針」、「コンクリート標準示方書」及び「アスファルト舗装要領」等の関係規定を把握して計画、実施に反映させる。

2-2 管理

- ① 管理計画に基づき作業標準を定め、試験又は測定を行い直ちに試験成績表、工程能力図、品質管理図表（ヒストグラム、 \bar{X} -R管理図、 $X-R_s-R_m$ 管理図）を作成する。異常がある場合にはその原因の追及と対策を講じる。

本資料は、建設工事を施工する上で参考となるものを掲載している。実際の建設工事にあたっては、発注者と受注者において十分協議し、個々の現場条件に合わせて適切に実施されたい。

コンクリート 週強度成果総括表

工事名 _____ 請負者 _____ 印 _____
 測定者 _____ 印 _____

番号	供 試 体 採 取 日	第 週 強度試験日	測 定 値			計 ΣX	平均値 \bar{X}	移動範囲 R.	摘 要
			X ₁	X ₂	X ₃				
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
計									

移動範囲 max= min= \bar{X} = Rs=

上記 成果総括表は20点以下の場合使用する。

\bar{X} -R 管理データシート(1)

名称		工事名			期間		自平成	年	月	日			
品質・特性		出張所名			至平成		年	月	日				
測定単位		日標準量			請負者								
規格限界	上限値	試料			大きさ	現場代理人							
	下限値					測定者							
設計基準値		作業機械名			測定者								
月日	組の番号	測定値					計 ΣX	平均値 \bar{X}	範囲 R	$\bar{X} \pm A, \bar{R} =$ $D, \bar{R} =$			
		X ₁	X ₂	X ₃	X ₄	X ₅							
	1												
	2												
	3												
	4									平均	$\bar{X} =$	$\bar{R} =$	
	5									累計			
	小計									小計			
	6									$\bar{X} \pm A, \bar{R} =$			
	7									$D, \bar{R} =$			
	8												
	9									平均	$\bar{X} =$	$\bar{R} =$	
	10									累計			
	小計									小計			
	11									$\bar{X} \pm A, \bar{R} =$			
	12									$D, \bar{R} =$			
	13												
	14												
	15												
	16												
	17												
	18												
	19									平均	$\bar{X} =$	$\bar{R} =$	
	20									累計			
	小計									小計			
記事										n	d ₁	A ₁	D ₁
										2			
										3			

- (注) 1 品質特性、測定単位は別紙様式により記入する。
 2 規格限界、設計基準値は設計図書、仕様書に定められた値を記入する。
 3 管理限界線の引き直しは5-5-10-20-20方式による
 (備考) ——— 管理限界の計算のための予備データの区間
 - - - - - 上記の管理限界を適用する区間を示す。
 4 21組~40組までは、別に新しいデータシートに記入する。以下20組ごとに同様とする。

X-Rs-Rm管理データシート(2)

名 称		工 事 名		期 間		自平成	年	月	日										
品質・特性		出張所名		至平成		年	月	日											
測定単位		日標準量		m ³ /日		請負者													
規格 限界	上限値	試料		大きさ	回	試料	現場代理人												
	下限値			間隔	日	回	測定者												
設計基準値		作業機械名				測定者													
月日	試験 番号	測 定 値				計 Σ	代表値 X	移動 範囲 R _s	測定値 内の範 圍R _m	X̄ ± E, R̄ _s =									
		a	b	c	d					D, R̄ _s =	D, R̄ _m =								
	1																		
	2																		
	3										X	R _s	R _m						
	4										平均	X̄ =	R̄ _s =	R̄ _m =					
	5										累計								
	小計										小計								
	6																		
	7																		
	8										平均	X̄ =	R̄ _s =	R̄ _m =					
	小計										累計								
	9										小計								
	10																		
	11																		
	12																		
	13										平均	X̄ =	R̄ _s =	R̄ _m =					
	小計										累計								
	14										小計								
	15																		
	16																		
	17																		
	18																		
	19										平均	X̄ =	R̄ _s =	R̄ _m =					
	20										累計								
	小計										小計								
記 事										n	d ₁	D ₁	E ₁						
										2									
										3									

突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210) I

工事名 _____
 試料採取地名 _____
 試験月日 _____
 試料番号 _____

請負者 ㊦ _____
 測定者 ㊦ _____

試験目的: 普通締固め試験・CBR締固め試験		呼び名: 試験方法	
突固め方法: 第1方法・第2方法・その他*		試料準備: 乾燥法・非乾燥法	
試料の使用別: 繰返し法・非繰返し法		含水比: 乾燥処理前 _____ %	乾燥処理後 _____ %
モールド番号: Na _____		モールドの重量: (モールド・底板・スペーサーディスク) 計 _____ kg	

測定番号	1	2	3	4
(湿潤試料+モールド) 質量 g				
湿潤試料質量 g				
湿潤密度 γ : g/cm ³				
含水比測定	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %
	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %
平均含水比 w %				
乾燥密度 γ_d : g/cm ³				

測定番号	5	6	7	8
(湿潤試料+モールド) 質量 g				
湿潤試料質量 g				
湿潤密度 γ : g/cm ³				
含水比測定	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %
	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %	Na _____ W _s _____ W _w _____ W _c _____ W _c _____ W _w _____ W _w _____ w = _____ %
平均含水比 w %				
乾燥密度 γ_d : g/cm ³				

*その他の突固め方法: ランマー質量 _____ kg 落下高 _____ cm 突固め回数 _____ 回/層 (_____ 層)
 モールド容量: 10cmモールド _____ cm³, 15cmモールド _____ cm³, *その他 _____

乾燥密度 $\gamma_d = \frac{\gamma_t}{w+100} \times 100 \text{ g/cm}^3$ ・ゼロ空気間ゲキ曲線 $\gamma_{do} = \frac{\gamma_w}{1/G_s + w/100} \text{ g/cm}^3$

突固めによる土の締固め試験 (JIS A 1210) II

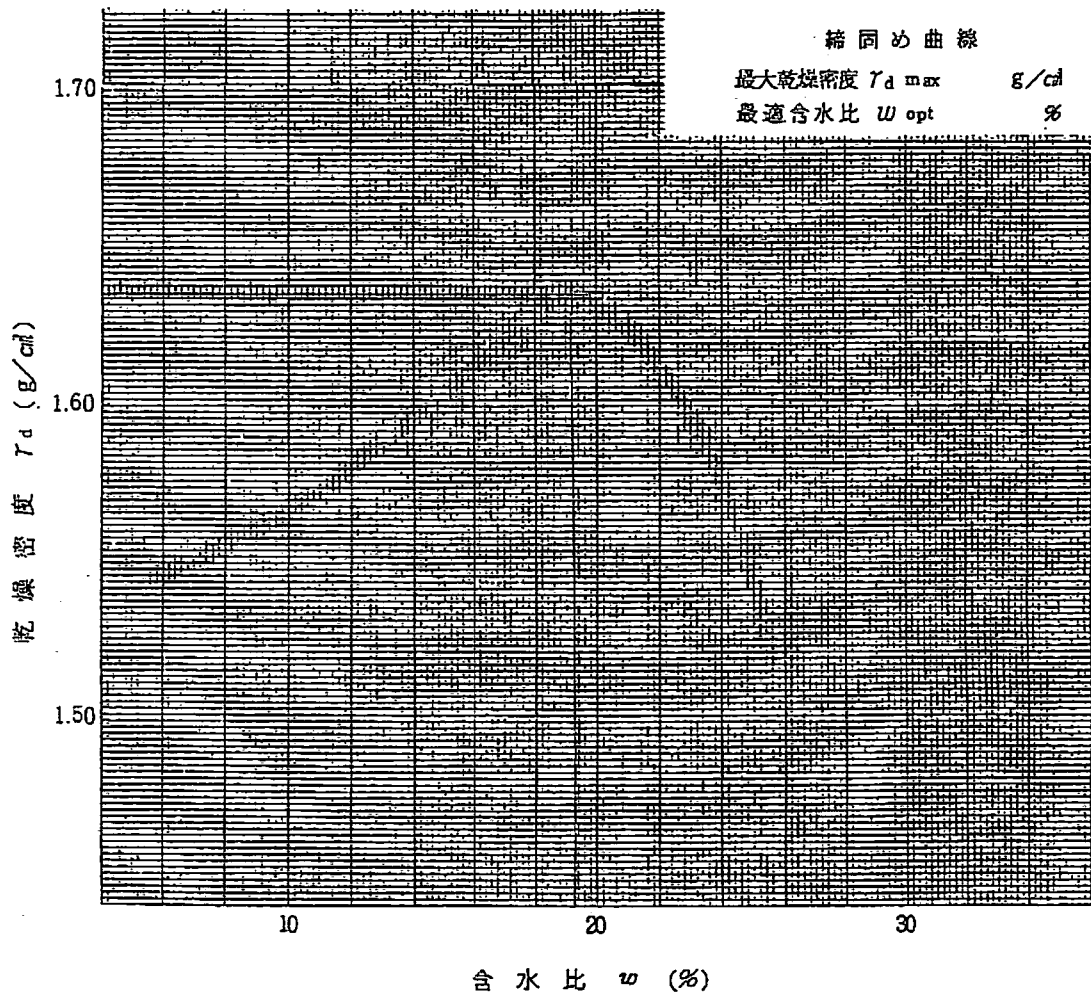
工 事 名 _____
 試料採取地名 _____
 試 験 月 日 _____
 試 料 番 号 _____

請負者 _____ (印)
 測定者 _____ (印)

試 験 目 的 : 普通締固め・CBR締固め
 試験方法の呼び名 : 試験方法 1・1
 突 固 め 方 法 : 第1方法・第2方法・その他*
 モールド内径 : _____ cm _____ cm _____ cm
 試料許容最大粒径 : _____ mm ・ 許容最大粒径以上の粗粒分の乾燥質量百分率 : _____ %

乾燥処理前含水比 : _____ % 乾燥処理後含水比 : _____ %
 試験開始前含水比 : _____ % 土粒子の比重 : _____
 試料の使用別 : 繰り返し法・非繰り返し法
 試料の準備法 : 乾燥法・非乾燥法

測定番号	1	2	3	4	5	6	7	8
乾燥密度 γ_d g/cm ³								
平均含水比 w%								



備考 * その他の突固め方法 : ランマー質量 kg 落下高 cm 突固め回数 回/層 (層)
 ** 非乾燥法を用いた場合 最大乾燥密度の85%

マ ー シ ン ャ ル 安 定 度 試 験

試 験 条 件	供 試 体 番 号					① バ イ ン ダ 量 %	② 供 試 体 平 均 厚 h	③ 空 中 質 量 g	④ 水 中 質 量 g	⑤ 表 乾 質 量 g	⑥ 容 積 % $B = \frac{3}{5} - ④$	⑦ 密 度 カ サ 質 量 g/cm^3 $\frac{3}{B}$	⑧ 度 理 論	⑨ バ イ ン ダ 容 積 % $\frac{① \times ⑦}{④}$	⑩ 空 げ き 率 % $(1 - \frac{⑦}{⑧}) \times 100$	⑪ 骨 材 間 げ き 率 % $⑨ + ⑩$	⑫ 他 和 度 $\frac{⑨}{⑪} \times 100$	⑬ 安 定 度 力 計 の 読 み ($1/100mm$)	⑭ 安 定 度 安 定 度 KN $⑬ \times ⑬$	⑮ フ ロ ー 値 $1/100cm$	⑯	
	1	2	3	4	平																	1
標 準																						
標 準																						

アスファルト抽出試験

工事名			
試験番号	工種名		
舗装箇所		請負者	㊟
試験月日		測定者	㊟

試料採取時刻	時	分	時	分
試料質量	g			
抽出骨材質量	g			
漏紙の質量増加	g			
フィルターリングの質量増加	g			
アスファルトの質量	g			
アスファルトの含有率	(%)			

時刻	時	分	時	分
抽出に用いる試料+容器質量				
容器質量				
抽出に用いる試料質量				
フィルターリングの質量				
抽出後のフィルターリングの乾燥質量				
フィルターリングに附着したフィルターの質量				
抽出後の骨材の乾燥質量+容器質量				
容器質量				
抽出後の骨材の乾燥質量				
漏紙の質量				
抽出後の漏紙の乾燥質量				
漏紙に附着したフィルターの質量				
抽出後の全質量				

フルイ寸法 m/m	時 分			時 分		
	加積残留 g	加積残留 %	加積通過 %	加積残留 g	加積残留 %	加積通過 %
25.4						
19.1						
12.7						
15.4						
4.76						
2.30						
0.59						
0.297						
0.149						
0.074						
-0.074						

混合物密度管理及び検査試験表

請負人 _____ ㊟

測定者 _____ ㊟

種 別 回 数	品 質 管 理				検 査				
	基 準 密 度 規 格				基 準 密 度 基 準				
	乾燥空中 質量 A	空中質量B	水中質量C	$\frac{A}{B-C} \times r_w$	乾燥空中 質量 A	空中質量B	水中質量C	$\frac{A}{B-C} \times r_w$	
記事					記事				

出来形管理

1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項をしめすものであり、その主旨を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

2 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来形では既済部分の数量計算の基礎資料となるものである。

2-1 計画

施工計画時に建設工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置（測点、位置等）測定項目（基準高、高さ、幅、厚さ、延長等）及び管理の方法（出来形管理図、工程能力図）を定めた出来形管理計画表を作成する。

2-2 測定

① 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等（鉄筋、細竹、杭）で明確にしておく。

② 測量の方法は、直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

③ マーキング

測量位置に設計値を白色又は黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く又は屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

2-3 管理

① 規格値

測定項目は規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは、「建設工事の規格値」と照合して合否を判断する。規格値は、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が（-）で示されているから、すべて（-）で施工してよいというものではない。

② 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断出来るよう適切な方

法で図示する。又規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行い、監督職員の承諾を受ける。

③ 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記の通り分類される。

イ 出来形管理図表

設計値と実測値を対比した図表である。

イ) 出来形展開図 ✓

ロ) 設計図利用出来形管理図 ✓

ハ) 出来形管理図表 ✓

ロ 工程能力図

規格値に対する実績値のバラツキの度合いを示したものである。

それぞれの管理図表の要旨は下記のとおりである。

イ) 出来形展開図

設計数量が面積又は延長で示されているものの管理に適している。

面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。

延長表示は出来形では該当する工種が多く、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、及びコンクリート擁壁工等である。

ロ) 設計図利用出来形管理図

平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。

代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門工、水門工等の構造物である。

ハ) 出来形管理図表

標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。

特殊な工種を除き当管理図で管理される。

ニ) 工程能力図

得られたデータが、規格値を満足しているかどうかのチェックに用いられる管理図である。

測定数の少ないもの(10点未満)については作成しなくてよい。

3 管理図表作成要領

3-1 出来形管理展開図 ✓

- ① 縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ② 測点番号を記入する。
- ③ 設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④ 断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤ 展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3-2 設計図利用出来形管理図 ✓

- ① 設計図を利用（縮小、転記を含む）して実測値及び差を朱書きで記入する。
- ② それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3-3 出来形管理図表 ✓

- ① 標準断面図を記入する。
- ② 規格値を記入する。
- ③ 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

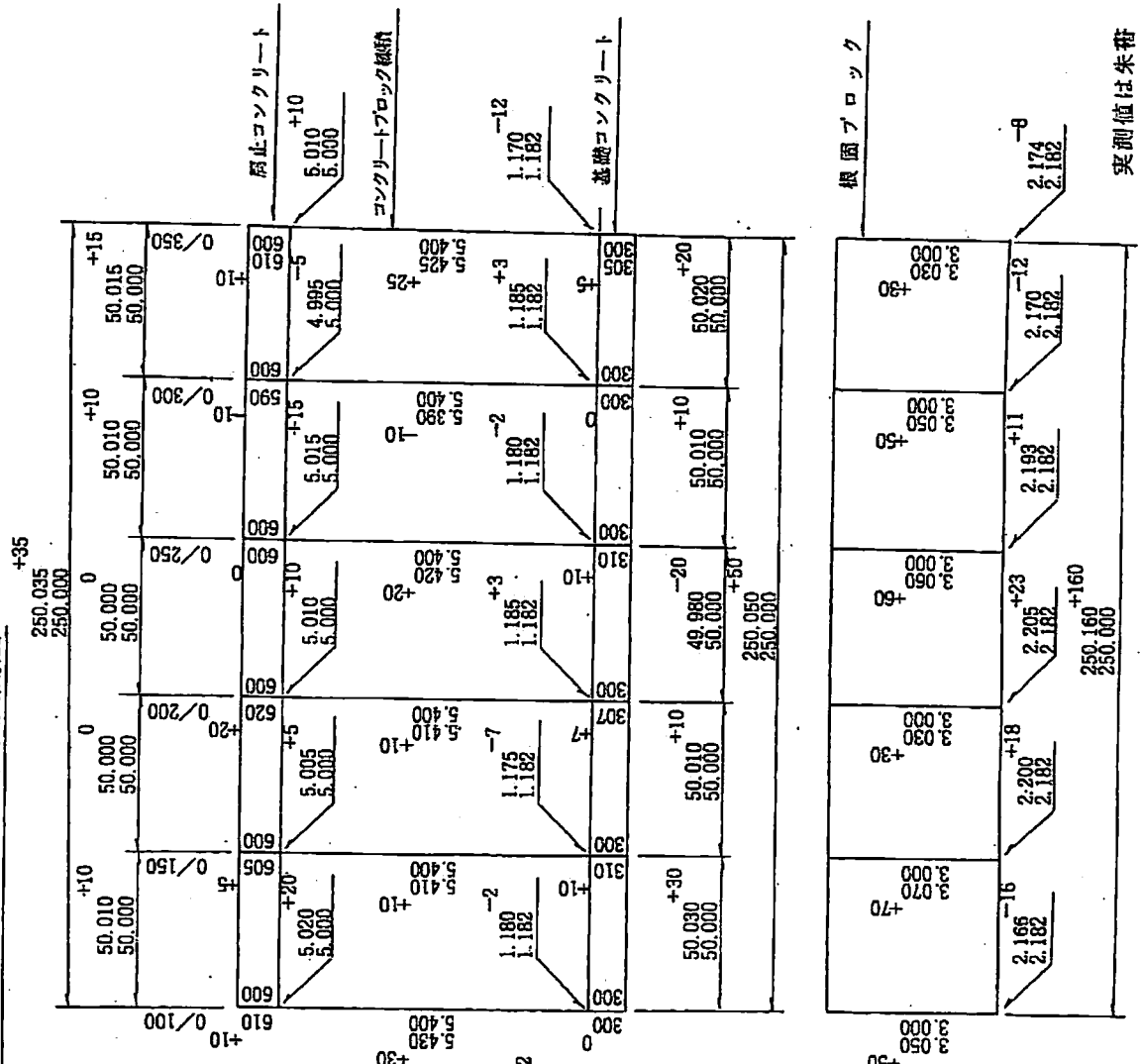
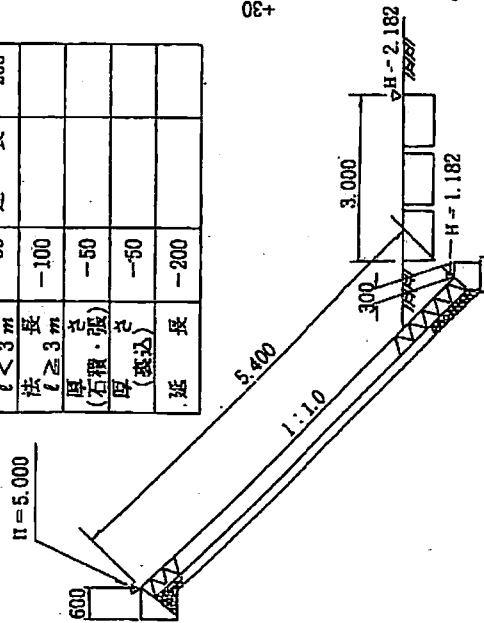
3-4 工程能力図

- ① 一般的に出来形管理図表一覧表の下段又は別表に記入される。
- ② 規格値を限界線として記入する。
- ③ 設計値との差を打点すると共に、その平均値を記入する。

本資料は、建設工事を施工する上で参考となるものを掲載している。実際の建設工事にあたっては、発注者と受注者において十分協議し、個々の現場条件に合わせて適切に実施されたい。

〇〇地区護岸工事出来形展開図

規格値 (mm)	
コンクリートブロック張	根固ブロック
基準高△	基準高△
±50	±100
法長	延長
ℓ < 3 m	ℓ < 3 m
法長	延長
ℓ ≥ 3 m	ℓ ≥ 3 m
法長	延長
ℓ (石積・張)	ℓ (石積・張)
法長	延長
ℓ (張込)	ℓ (張込)
法長	延長
ℓ	延長



実測値は朱書き

出来形管理総括表 (完成検査対象用)

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○ ○ ○ ○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	51	51	±50	+38	-41	-12.4	右、左の3箇所
		幅		17	17	-100	+110	-20	+62.3	
		法長		34	34	-200	+160	-20	+90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	51	51	±40	+23	-31	-6.4	右、左の3箇所
		厚さ		8	8	-45	+10	-5	+5.3	上下車線の2箇所
		幅		9	9	-50	+18	-14	+8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	設計値以上	+31	+13	+21	
		厚さ		8	8	設計値以上	+12	-6	+7	
		延長		1	1	-200	-	-	+130	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±30	+7	-9	+3	
		幅		8	8	-30	+4	-8	+2	
		高さ		8	8	-30	+11	-4	+8	
		延長		1	1	-200	-	-	+170	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	8	8	±50	+15	-6	+7	
		法長		8	8	-50	+17	+2	+10	
		厚さ(石積・張)		16	16	-50	+30	+10	+25	
		厚さ(裏込)		16	16	-50	+40	+20	+40	
		延長		1	1	-200	-	-	+160	

出来形管理総括表 (既済部分・中間 検査対象用)

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○ ○ ○ ○

() 巻きは既済部分、中間技術対象

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。	(20) 51	20	±50	+38	-41	-12.4	左、右、左の3箇所
		幅		(7) 17	7	-100	+110	-20	+62.3	
		法長		(17) 34	17	-200	+160	-20	+90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	(7) 51	7	±40	+23	-31	-6.4	左、右、左の3箇所
		厚さ		(3) 8	3	-45	+10	-5	+5.3	上下車線の2箇所
		幅		(3) 9	3	-50	+18	-14	+8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	設計値以上	+31	+13	+21	
		厚さ		(2) 8	2	設計値以上	+12	-6	+7	
		延長		1	0	-200	-	-	-	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	±30	+7	-9	+3	
		幅		(2) 8	2	-30	+4	-8	+2	
		高さ		(2) 8	2	-30	+11	-4	+8	
		延長		1	0	-200	-	-	-	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	(2) 8	2	±50	+15	-6	+7	
		法長		(2) 8	2	-50	+17	+2	+10	
		厚さ(石積・張)		(4) 16	4	-50	+30	+10	+25	
		厚さ(裏込)		(4) 16	4	-50	+40	+20	+40	
		延長		1	0	-200	-	-	-	

工事名 ○○地区改良工事

請負者 ○○建設

測定者 ○○○○

工種 擁壁工

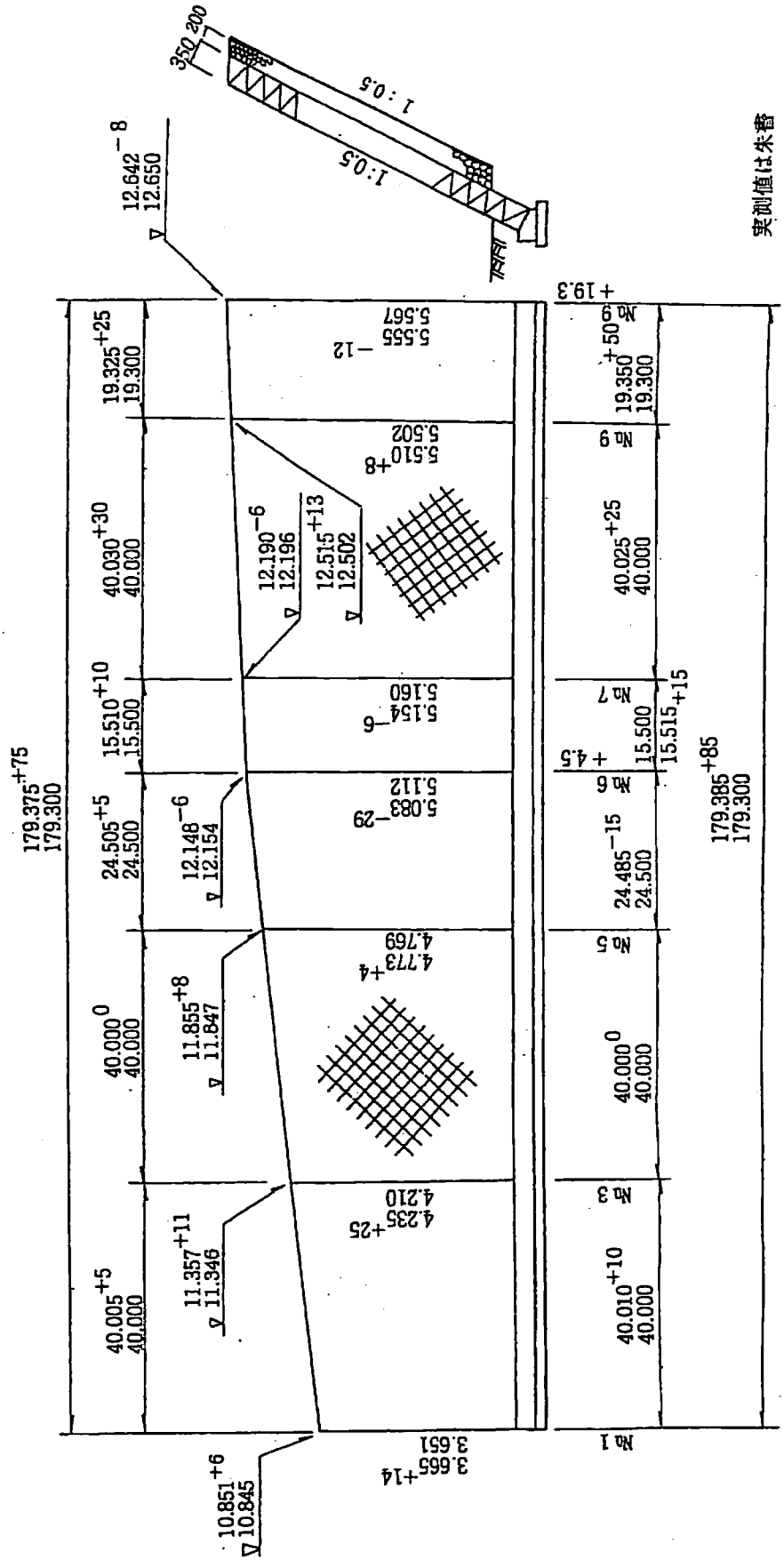
種別 コンクリートブロック積

測定項目 図示

規格値(mm)	
基準高▽	±50
厚(石積・張)	-50
法長	-50
法長 < 3m	(延)
法長 ≥ 3m	-100
延長	-200

コンクリートブロック積展開図

第○号ブロック積

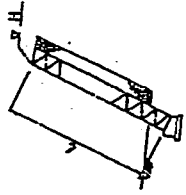


実測値は朱書き

出来形管理図表

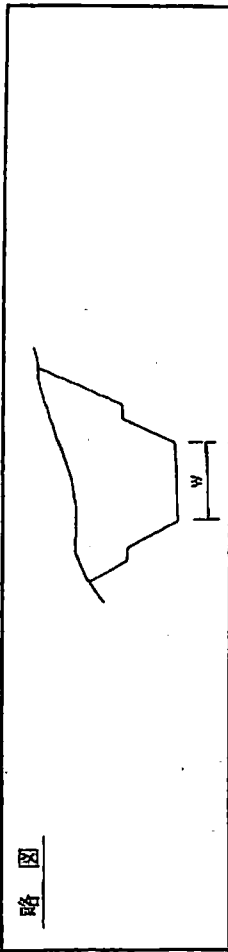
工事名 ○○地区改良工事
 請負者 ○○建設
 測定者 ○○○○
 工種 擁壁工
 種別 コンクリートブロック積
 測定項目 法長、基準高、厚さ(ブロック、裏込)

略図



特性	単位	法長		特性	単位	基準高		特性	単位	厚さ(ブロック)		特性	単位	厚さ(裏込)		特性	単位		
		設計値	実測値			設計値	実測値			設計値	実測値			設計値	実測値			設計値	実測値
		-100				±50				-50				-50					
許容範囲	測点	設計値	実測値	差	許容範囲	測点	設計値	実測値	差	許容範囲	測点	設計値	実測値	差	許容範囲	測点	設計値	実測値	
No.1		3.651	3.665	+14	No.1		10.845	10.851	+6	No.1(上)		224	230	+6					
No.3		4.210	4.235	+25	No.3		11.346	11.357	+11	◇(下)		224	240	+16					
No.5		4.769	4.773	+4	No.5		11.847	11.855	+8	No.3(上)		224	230	+6					
No.6+4.5		5.112	5.083	-29	No.6+4.5		12.154	12.148	-6	◇(下)		224	250	+26					
No.7		5.160	5.154	-6	No.7		12.196	12.190	-6	No.5(上)		224	230	+6					
No.9		5.502	5.510	+8	No.9		12.502	12.515	+13	◇(下)		224	240	+16					
+19.3		5.567	5.555	-12	+19.3		12.650	12.642	-8	No.6+4.5(上)		224	250	+26					
					◇(下)					◇(下)		224	250	+26					
					No.7(上)					No.7(上)		224	240	+16					
					◇(下)					◇(下)		224	240	+16					
					No.9(上)					No.9(上)		224	250	+26					
					◇(下)					◇(下)		224	260	+36					
					No.9+19.3(上)					No.9+19.3(上)		224	250	+26					
					◇(下)					◇(下)		224	250	+26					
計		平均値	最大値	最小値	計		平均値	最大値	最小値	計		平均値	最大値	最小値	計		平均値	最大値	最小値
		+0.6	+25	-29			+2.6	+13	-8			+17.6	+39	+4			+19.6	+36	+6

出来形管理図表



工事名 ○○地区改良工事
 請負者 ○○建設
 測定者 ○○○○
 工種 土 工
 種別 切 土
 測定項目 幅

特 性 位 点	W mm		特 性 位 点	W mm		特 性 位 点	W mm		特 性 位 点	W mm		特 性 位 点	W mm		
	設計値	実測値		差	設計値		実測値	差		設計値	実測値		差	設計値	実測値
No.1	14,600	14,640	40	No.31	14,600	14,690	90	No.1	14,600	14,690	90	No.31	14,600	14,690	90
No.3	◇	14,660	60	No.33	◇	14,700	100	No.3	◇	14,660	◇	No.33	◇	14,700	100
No.5	◇	14,690	90												
No.7	◇	14,650	50												
No.9	◇	14,580	-20												
No.11	◇	14,590	-10												
No.13	◇	14,620	20												
No.15	◇	14,690	90												
No.17	◇	14,710	110												
No.19	◇	14,700	100												
No.21	◇	14,690	90												
No.23	◇	14,660	60												
No.25	◇	14,670	70												
No.27	◇	14,670	70												
No.29	◇	14,650	50												
計	平均	値		計	平均	値	62.3	計	平均	値		計	平均	値	
	最大	値			最大	値	110		最大	値			最大	値	
	最小	値			最小	値	-20		最小	値			最小	値	

出来形管理工程能力図

工事名 ○○地区改良工事

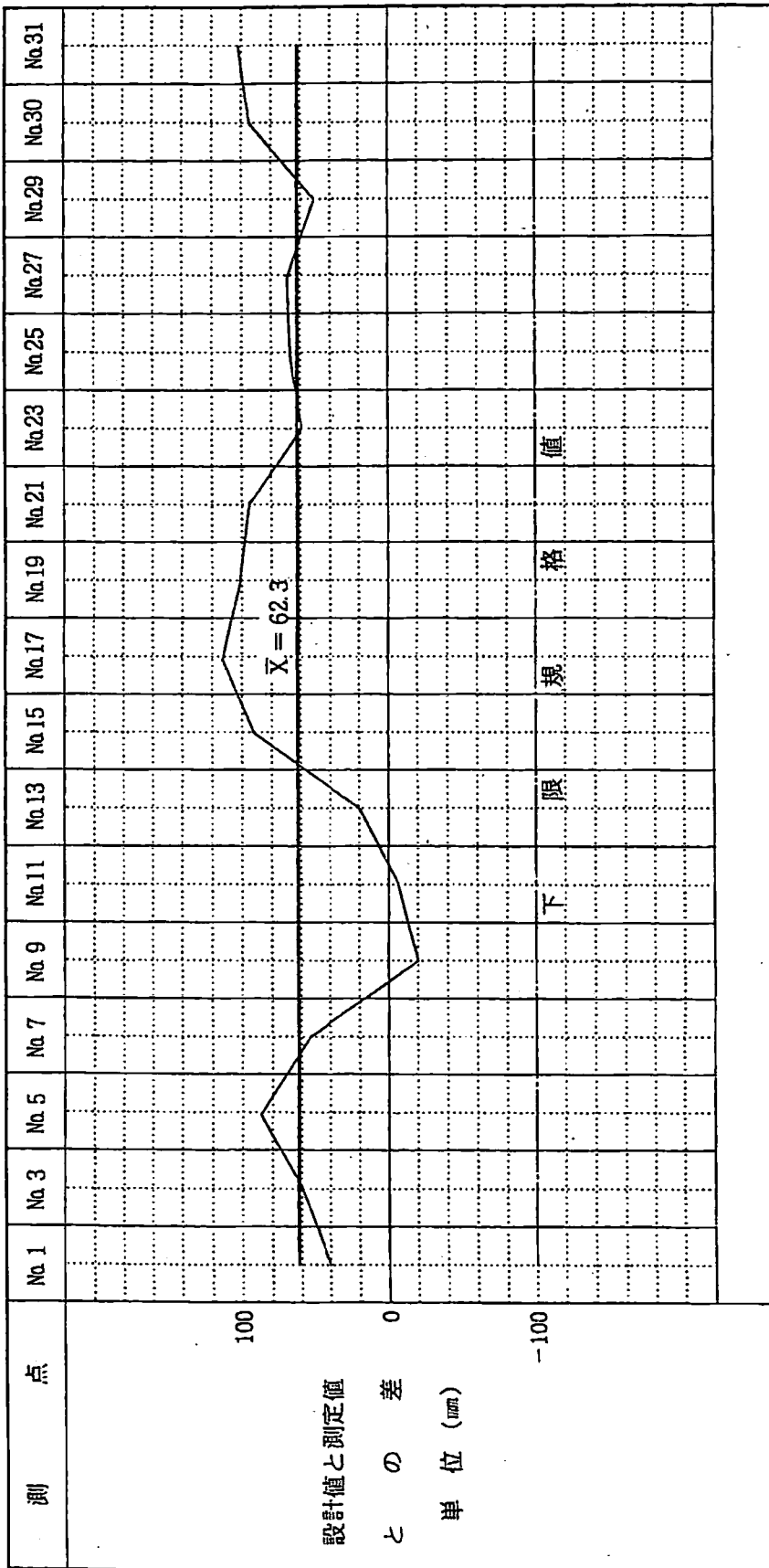
工種 土工

請負者 ○○建設

種別 切土

測定者 ○○○○

測定項目 幅員



出来形管理図表

工事名 ○○地区舗装工事

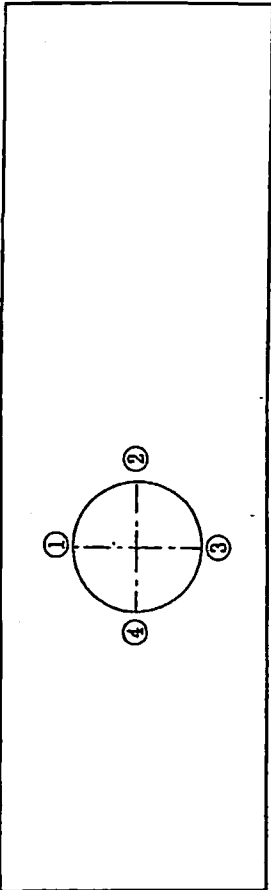
請負者 ○○建設

測定者 ○○○○

工種 舗装工

種別 表層

測定項目 コア一厚さ



測点	No.1 (左)	No.7 (中)	No.13 (右)	No.19 (左)	No.25 (中)	No.31 (右)	No.37 (左)	No.43 (中)	No.49 (右)	No.55 (左)	No.61 (中)	No.67 (右)	No.73 (左)
設計値	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
①	53	51	50	51	49	53	51	53	53	50	51	48	52
②	50	52	48	53	52	53	52	52	54	49	53	48	54
③	52	48	48	50	50	54	52	53	53	49	53	47	53
④	49	51	50	50	53	52	53	52	52	47	51	48	53
平均値	51	50	49	51	51	53	52	52	53	49	52	48	53
差	1	0	-1	1	1	3	2	2	3	-1	2	-2	3

設計値と実測値													
との差	<p style="text-align: center;">$\bar{x}_{10} = 1.1$ $\bar{x} = 1.1$</p>												
単位 (mm)	<p style="text-align: center;">下 限 規 格 値 (\bar{x}_{10})</p> <p style="text-align: center;">下 限 規 格 値 (\bar{x})</p>												

写 真 管 理

1 目 的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認出来ない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設等を知るうえで重要なものである。

写真管理は、建設工事の施工に際し、この工事写真がそれぞれの目的に合致した良い写真撮影のための基本事項を示すものであるが、一概に建設工事といってもその形態は千変万化であり、撮影される被写体も同様であることから、各々の現場において、その主旨を十分理解し、応用して最も効果的な写真管理ができることを目的とし、まとめたものである。

2 写真管理上の留意点

2-1 計画及び実施上の留意点

建設工事施工管理基準等関係規定に基づき写真管理基準計画表を作成する。

総合的な撮影分類と計画及び実務上特に留意すべき点は以下のとおりである。

① 共通写真

イ 工事着手前及び完成写真

工事着手前と完成写真は同一構図となるよう撮影する。

全景が同一区画に入らない場合は、つなぎ（パノラマ）写真とすることができる。

ロ 安全管理写真（交通管理写真を含む）

標識等の設置状況及び交通指導員等の配置状況写真は、一旦事故が発生した場合は、原因探求資料及び安全管理状況の証明資料ともなるので、設置又は配置状況が変わればその都度撮影する。また、必要に応じて夜間撮影もする。

ハ 公害・環境対策写真

必要に応じて事前調査状況を撮影する。

ニ 仮設備写真

特に労働者寄宿舍、火薬庫、電気設備等については、当該施設周辺の地勢状況が判るよう撮影する。

ホ 図面との不一致等写真

工事現場においては設計図書との不一致等の問題が数多く発生するが、その撮影内容も画一的には決めがたい面もあり、かつその対策は設計変更の対象となる可能性も高いので、必要に応じて原因、状況、対策に即した撮影内容を、監督職員と協議して決定する必要がある。

② 工事写真

イ 工事着手前及び完成写真

工事着手前と完成写真は同一構図になるよう撮影する。

数工種を一括施工する場合は、それぞれの工種の着手前写真は撮影しなくてよい。

(例：下層路盤、上層路盤、アスファルトコンクリート基層、中間層、表層を一括施工の場合の下層路盤以外の工種)

ロ 施工状況写真

各施工段階における建設機械の稼働状況、人力による施工状況、工事材料の使用状況、指定された工法に対する施工状況、部分的な段階完了状況を撮影するものであるが、その撮影の目的を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

ニ 出来形（高）管理写真

不可視部分の出来形（高）寸法を確認するための写真撮影であるので、被写体の映像及び目盛りを明確に撮影しなければならない。

不可視部分と可視（明視）部分の解釈については、部分的な工事の完成時は可視であっても、全工事の完成時に不可視となる場合は、不可視部分と解釈して写真撮影を行う。

ホ 品質管理写真

品質管理の試験又は測定を十分理解し、目的に対応する写真撮影を行わなければならない。

ヘ 使用材料写真

工事材料で使用後において、寸法、数量が確認できないものについては、現場搬入時に検収写真を撮影する。

検収写真は、寸法確認写真と数量確認写真に大別される。

対象材料の主なものは、鋼管杭、H形鋼、鋼矢板、コンクリート杭、沈石材、アスファルト乳剤、塗料、現場補修用砕石等がある。

③ 災害写真

この項でいう災害とは、長崎県建設工事標準請負契約書第 27 条にいう一般的損害、第 28 条にいう第三者に及ぼした損害及び第 29 条にいう不可抗力による損害の場合を指し、請負工事途中における、これらの災害についての費用負担区分の判定に必要な資料として、欠くことのできないのが災害写真である。

④ 補修関係写真

工事中の振動による建造物のクラックや、締切による井戸水の枯渇等、工事の施工に起因すると思われる補償問題が多く発生している。こうした、問題があらかじめ予想される場合は、想定影響区域より相当広範囲の事物を対象に、工事着手前の状況を撮影しておくことにより、事後の問題解決に役立てるものである。

⑤ 段階確認、立会写真

段階確認、立会事項に示す写真をいう。なお、監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

2-2 整理上の留意点

① 工事写真の整理

イ 工事写真帳は、原則A4判とする。

ロ 写真の編集順序は、工事規模、工事種別、工事量等によって多少異なるが、下記を参考として編集する。

イ) 工事着手前写真

ロ) 完成写真

ハ) 工事写真

工種、種別、細別ごとに	工事着手前写真
	施工状況写真
	出来形（高）管理写真
	品質管理写真
	使用材料写真
	完成写真

ニ) 災害写真（必要に応じて）

ホ) 品質管理写真（上記工事写真で編集できない場合）

ヘ) 使用材料写真（ ” ” ）

ト) 安全管理写真（交通管理写真を含む）

チ) 公害・環境対策写真

リ) 仮設備写真

ヌ) 図面との不一致写真

ル) 補償関係写真（必要に応じて）

ヲ) 段階確認・立会写真

ハ 工事写真帳にはインデックスを付して管理項目を明示すると共に、工事写真帳内には必要に応じて、写真の説明用として構造図及び内容説明（要点のみ）を付しておく。

② 完成写真

イ A4判とする。

ロ 完成写真は全景写真と部分写真に分かれる。全景写真は工事着手前写真と関連のとれた写真とする。部分写真とは主要構造物の写真であるが、その撮影箇所については事前に監督職員と協議を行っておく。

ハ 各写真の上にはトレーシングペーパー等を重ね綴じて、起終点、その他必要測点番号、構造物番号等設計呼称名、他工事と重複している場合は当該工事区域等、必要事項を赤書で記入する。また、写真下側には写真の説明（例：起点より終点側を望む）を記入する。

ニ 表紙は下図を参考とする。

平成〇〇年度			
第 号	〇〇地区	〇〇工事	
完 成 写 真			
〇〇建設(株)			

3 写真撮影要領

3-1 使用器具

1) 黒板・白板等

黒板・白板等の記入内容は下図を標準とし、あらかじめ白色、黒色等で記入しておく。

写 真 説 明 黒 板

工 事 名			
工 種		(構造図を記入する)	
位 置			
設 計 寸 法			
実 測 寸 法			
立 会 者			

(主として出来形確認用)

工 事 名			
工 種		位 置	
(撮影対象事項を記入する)			
立 会 者			

(その他用)

2) 測定尺

出来形管理写真には、その寸法が確認できる添尺を使用する。その為に、箱尺、巻尺（布、スチール）折尺、リボンテープ、ノギス、あて木等を用意しておく。

3-2 撮影の実施

- ① 写真管理計画に基づいて、撮り落しのないよう留意する。特に不可視部分については撮影の時期を失わないように注意する。
- ② 監督職員の立会を必要とする場合は、事前に日時、場所等の連絡をとっておく。
- ③ 出来形管理写真については、カメラアングルが悪いと正確な寸法が撮影されてないので、測定尺とカメラの位置が正面又は水平になるよう注意する。
- ④ 状況写真については、できるだけ測点、周囲の地形、地物を背景に入れて、撮影目的物の位置を明確にするよう工夫する。
- ⑤ 細部撮影をする場合は位置が不明確になるため、遠・近の組写真となるよう工夫する。
- ⑥ 撮影が終了したら、できるだけ早く焼き付け（デジタルカメラ使用の場合は、撮影後モニターを確認）して目的に対する適否を調べる。

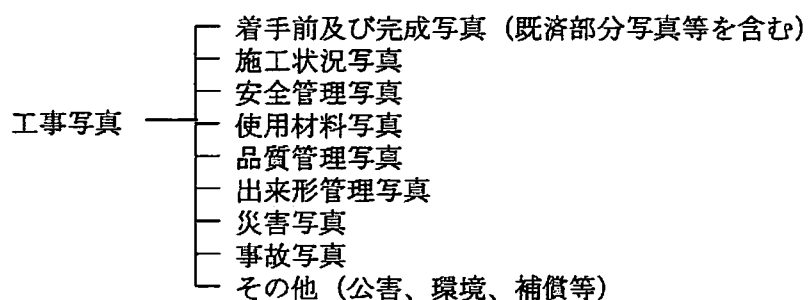
写真管理基準（案）

（適用範囲）

1. この写真管理基準は、建設工事施工管理基準7の（1）に定める建設工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

（工事写真の分類）

2. 工事写真は次のように分類する。



（工事写真の撮影基準）

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

（1）撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

（2）撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略 図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
- (2) 監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。
- (2) 原本としては、ネガ(APSの場合はカートリッジフィルム)または電子媒体とする。

(工事写真の整理方法)

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。

- (1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。電子媒体で提出する場合は撮影内容がわかるように写真一覧(コマ撮りにしたもの)を添付するものとする。
- (2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度を示すものを標準とする。なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

(電子媒体に記録する工事写真)

10. 工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。

(留意事項等)

1 1. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。

(その他)

1 2. 用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督職員の指示した箇所をいう。
- (2) 適宜提出とは、監督職員が指示した箇所を提出することをいう。
- (3) ○○m又は1施工箇所に1回とは、○○mに満たない現場でも最低1回という意味である。

施行体制台帳記載例

施工体制台帳を作成又は変更した日付

平成 14年 4月 13日

施工体制台帳

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

[会社名] 国交建設株式会社

[事業所名] ○○ビル作業所

許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
建設業の許可	土、建、電、管、鋼、舗、し	(大臣知事) 第999999号	平成 14年 1月 10日
	電気通信	(大臣知事) 第999999号	平成 14年 1月 10日

工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600m ²)
発注者名及び住所	△△商事株式会社 〒123-4567 ○○県○○市○○町1-1
工期	自 平成 14年 4月 5日 至 平成 15年 3月 14日 契約日

契約	区分	名称	住所
元請契約		本社	××県××市××町123-4
下請契約		☆☆支店	○○県☆☆市☆☆111

発注者の監督員名	注文 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	-------	------------	-----------

監督員名	谷田 三郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名	宮崎 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名	(専任) 宮崎 太郎	資格内容	一級建築施工管理技士
専門技術者名	原田 次郎	専門技術者名	
担当	実務経験(10年・管)	資格内容	
工事内容	冷暖房設備工事、給排水設備工事	担当	
		工事内容	

専門技術者が担当する工事の具体的な内容(*)

作成特定建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名(*)

施工体制台帳の添付書類

1. 作成特定建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
3. 監理技術者の資格を証する書面(公共工事については監理技術者資格者証の写し)
4. 監理技術者の雇用を証する書面
5. 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

《下請負人に関する事項》

会社名	白島産業株式会社	代表者名	白島 真一
住所	〒 000-0000 ××県××郡△△町987		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 平成 14年 4月 12日 至 平成 14年 12月 10日	契約日	平成 14年 4月 11日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
鉄筋工、大工	(大臣知事) 大工	第 123456 号	平成 13年 2月 28日
工業業	(大臣知事) 工業業	第 号	年 月 日

現場代理人名	白島 三郎	安全衛生責任者名	松田 四郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	松田 四郎
主任技術者	専任 白島 五郎	雇用管理責任者名	尾島 五郎
資格内容	一級建築施工管理技士	※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印(専任が必要かどうかはP5参照)

発注者が置いた監督員の氏名(*)

監理技術者の資格を具体的に記入
例) 一級土木施工管理技士、指導監督的実務経験(電気通信) 国土交通大臣特別認定(建築)

専門技術者の資格を具体的に記入
例) 第一種電気工事士、実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)

下請負人の商号名称

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的な内容

再下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

下請負人の受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

下請負人が置いた安全衛生責任者名(*)

下請負人が置いた安全衛生推進者名(*)

下請負人が置いた雇用管理責任者名

下請負人が専門技術者を置いた場合その氏名(*)

専門技術者が担当する工事の具体的な内容(*)

下請負人が現場代理人を置いた場合その氏名(*)

専門技術者の資格を具体的に記入
例) 第一種電気工事士、実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)

主任技術者の資格を具体的に記入
例) 二級土木施工管理技士(土木)、実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)

注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
2. □部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていきますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

注文請求書

平成 年 月 日

(下請負人)	
住所	印
氏名	

取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く額に相当する収入印紙をはる。詳細は裏面参照

(元請負人)

住所
氏名

御中

担当者印	

貴注文を下記条項承諾のうえお受けします。
なお、この契約の履行に当たっては、工事下請（基本）契約約款、裏面記載の物品の売買契約条件を遵守します。

口座番号	見積番号	金額		支払条件	
件名	注文内容	前金払	円	部分払	出来高・納入額の%
場所	うち 取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く額 取引に係る消費税及び地方消費税の額	部分払 完成払		現金 %、手形 % (サイト 日)	
至急・即納	工期・納期 (自)平成年 月 日 (至)平成年 月 日	履行滞滞の 遅延利息(注)	年 8.25 % 14.6 %	過払の 返還利息	年 8.25 %
		運送 受注者負担	労災保険	かき担保 期間	平成 年 月 日まで
	請求締切 毎月 日	受注者負担	注文者負担	注文者加入	

(注) 特定建設業者でない個人又は資本の額が建設業法施行令第7条の2に定める金額未満の業者との契約の完成払においては、完成検査に合格した日又は引渡しの日から起算して50日を経過した日からの率は14.6%とする。〔建設業法第24条の5第4項〕

個別工事下請契約約款

社団法人 全国建設業協会
建設工業経営研究会
建設省建設経済局建設業課認定

第1条 (総則) 元請負人(以下「甲」という。)と下請負人(以下「乙」という。)は、甲と発注者との契約にかかる工事(以下「元請工事」という。)を完成するため、元請工事の一部について、様式第1による注文書(以下単に「注文書」という。)、様式第2による注文請書(以下単に「注文請書」という。)に定めるもののほか、この個別工事下請契約約款(以下「約款」という。)に基づき、図面、仕様書その他の図書(これらを「設計図書」という。以下同じ。)及び甲の定める見積要綱にしたがいおのおの対等の立場に立つて誠実に契約を履行する。

(2) 注文書、注文請書、設計図書及び見積要綱に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

(3) 第1項の設計図書は、甲が乙に貸与するものとし、乙は、工事が完成するなどこれが必要となつたときは、すみやかに甲に返納する。

第2条 (請負代金内訳書及び工程表) 乙は、甲の請求があつたときは、設計図書に基づき請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出する。

第3条 (関連工事との調整) 甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事(以下「関連工事」という。)との調整を図り、乙はその指示に従う。

(2) 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡・調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

第4条 (法令等遵守の義務) 甲及び乙は、施工にあたり建設業法、その他施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

(2) 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示・指導を行い、乙はこれに従う。

第5条 (秘密の保持) 乙は、工事について、発注者及び甲の企業秘密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を、工事の完成後であっても他に開示することはしない。乙は、その被用者(作業員を含む。以下同じ。)及び乙の下請負人又はその被用者についてもこれらの秘密を保持させるものとする。

第6条 (特許権等) 乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となつていない施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、甲の指図によって使用するものについてはこの限りでない。

(2) 乙は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は甲と共同で開発した施工方法などについては、甲の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請しあるいは第三者をして申請させない。

第7条 (安全・衛生の確保など) 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期する。

(2) 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

(3) 乙はその被用者又は乙の下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償引受の責を負う。

なお、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)の取扱については、注文書、注

文請書において次のいずれによるかを定めるものとする。

(i) 甲が加入する労災保険による。ただし、乙若しくはその被用者又は乙の下請負人若しくはその被用者の責による労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、乙がこれを負担する。

(ii) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の定めにより、労災保険法による補償について、乙を事業主とする許可を受けた場合は、乙が加入する労災保険による。第8条(事業内容の報告) 甲又は乙は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

第9条 (意見の聴取) 甲は、施工上の工程の細部、作業方法などを定めるに当たって、あらかじめ乙の意見を聴取する。

第10条 (保証人) 保証人は、当事者の債務の不履行により生ずる金銭債務について当事者と連帯して保証の責を負う。

第11条 (書面主義) この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求などは、原則として、書面により行う。

第12条 (権利義務の譲渡) 甲又は乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) 甲又は乙は、工事的目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当擔その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第13条 (一括委任又は一括下請負の禁止) 乙は、一括して工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第14条 (関係事項の通知) 乙は、甲に対して工事に関し、次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 建設業の許可業種及び番号
- 二 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名
- 三 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
- 四 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
- 五 工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 六 工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法
- 七 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

(2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第15条 (再下請負人の関係事項の通知) 乙が工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は、甲に対して、その契約(その契約に係る工事が該次の契約によって行われるときは、次のすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- 一 受任者又は請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)
- 二 建設業の許可業種及び番号
- 三 現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名

- 四 雇用管理責任者及び安全管理者の氏名
- 五 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名
- 六 工事の種類及び内容
- 七 工期
- 八 受任者又は請負人が工事現場において使用する一日当たり平均作業員数
- 九 受任者又は請負人が工事現場において使用する資金支払の方法
- 十 その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

(2) 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

第16条（作業所長） 甲は、自己に代って工事現場を総括し、乙を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため作業所長をおくときは、その氏名を乙に通知する。

(2) 乙がこの約款に基づき指示、検査、立会、承認などを求めたときは、作業所長はすみやかにこれに応ずる。

(3) 作業所長は、この約款に基づき検査、立会などのため、現場監督員をおくときは、その氏名及び権限を乙に通知する。

第17条（現場代理人及び主任技術者） 現場代理人は、乙に代って工事現場いっさいの事項を処理し、その責を負う。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

(2) 主任技術者は施工の技術上の管理をつかさどる。

(3) 現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

第18条（工事関係者に関する措置請求） 甲は、現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(2) 乙は、作業所長、現場監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(3) 甲又は乙は、前2項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第19条（工事材料及び工事用機器） 乙は、作業所長の検査に合格した工事材料を使用する。作業所長は、工事用機器について適当でないとき認められたものは、乙に対して、その交換を求めることができる。

(2) 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾をうける。

(3) 第1項による不合格工事材料又は適当でないと認められた工事用機器は、作業所長の指図によって、乙がこれを引き取る。

(4) 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、作業所長の指図による。

第20条（立会） 乙は、他中又は水中の工事その他施工後外から見ることのできない工事を施工するときは、作業所長の立会を求めらる。

第21条（支給材料及び貸与品） 甲の支給材料又は貸与品は、あらかじめ検査又は試験に合

格したものとす。

(2) 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とす。

(3) 乙は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用又は保管の責任を負う。

(4) 乙は、支給材料（有償支給材料を除く。）が不用となったとき又は貸与品が使用済みとなったときは、すみやかにこれを甲に返却する。

第22条（設計図書不適合の場合の改造義務） 乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従う。ただし、その不適合が作業所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるに、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を変更する。

第23条（条件変更等） 乙は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求めらる。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
- 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）

- 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること

- 四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

(2) 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してととるべき措置を指示する。

(3) 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

第24条（工事内容の変更、中止等） 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

第25条（乙の請求による工期の延長） 乙は、天候の不良などその責に帰することができな理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができなときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めらる。この場合における延長日数は、甲乙協議して定める。

(2) 前項の規定により工期を延長する場合には、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第26条（甲の請求による工期の変更等） 甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の変更を求めらる。この場合における変更日数は、甲乙協議して定める。

(2) この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、甲乙協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わなないことができる。

(3) 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

第27条（貸金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 工期内に貸金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。

(2) 甲と発注者との間の請負契約において、当該工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、甲又は乙は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。

第28条（臨機の措置） 乙は、災害防止などのため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

(2) 乙が前項の規定による臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

第29条（一般的損害） 第32条（完成検査）による完成検査前に、工事的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

第30条（第三者に及ぼした損害） 施工について第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができなない事象により生じたものについては、この限りでない。

(2) 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にあたる。

第31条（天災その他不可抗力による損害） 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除去し、甲がこれを負担するものとし、その負担額については取片づけに要する費用とともに、甲乙協議して定める。

第32条（完成検査） 乙は、工事を完成したときは、甲に通知するものとし、甲は、乙の立会のもとに遅滞なく完成検査の検査を行う。

(2) 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なくこれを修補して甲の検査を受ける。

第33条（完成前使用） 甲は、工事の完成前においても乙の工事的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、乙は、必要があるときは、甲の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

(2) 前項の場合において、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって乙に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

第34条（請負代金の支払方法及び時期） 請負代金の支払方法及び時期は注文書、注文請書に定めるところによる。

(2) 甲又は乙は、やむを得ない場合には、注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払の時期又は支払方法の変更を求めすることができる。

(3) 前項の場合において、甲又は乙は、相手方のこうむった損害の負担について協議して定める。

第35条（前金払） 乙は、注文書、注文請書に定めるところにより、甲に対して、前払金を請求することができる。

第36条（部分払） 乙は、作業所長の検査に合格した出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

(2) 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。

(3) 前払金の支払を受けている場合において、第1項の請求額は次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \text{第1項による金額} \times \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{\text{請負代金額}}$$

(4) 第2項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項又は前項による請求額は、すでに部分払の対象となった額を控除した額とする。第37条（完成時の支払） 乙は、工事が第32条（完成検査）の検査に合格したときは、請負代金全額の支払を請求することができる。ただし、引渡しを要する工事においては引渡しの時とする。

(2) 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより請負代金の支払を完了する。

第38条（積金などの立替払） 乙又は乙の下請負人が賃金、材料代金などの支払を遅延し、乙に対しその支払を催告してもなお支払わないときは、甲は、乙の作業員、材料商などからの書面による申出により、これを立替え支払うことができる。ただし、原則として事前に乙から事情を聴取する。

(2) 甲は、前項の規定によって、乙の下請負人の不払によるものを立替え支払ったときは、これを乙に対する立替金として処理することができる。

第39条（乙の中止権） 次の各号の一にあたるときは、乙は工事を中止することができる。
(i) 甲が、前金払、部分払を遅延し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき

(ii) 天災その他不可抗力により、工事的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき

(2) 甲は、前項の場合において、乙がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、工所用機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を補償する。この場合において補償額は、甲乙協議して定める。

第40条（かし担保） 甲は、工事的物のかしについて、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するとき及びかし担保期間を経過したときは、甲は、修補を請求することができない。

(2) 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償を請求することができる期間は、甲と発注者との間の請負契約におけるかし担保期間とする。

(3) 元請工事の全部又は一部が「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「住宅品質法」という。）第2条第1項に定める新築住宅（以下この項において「新築住宅」という。）である場合においては、工事的物のうち住宅品質法第87条第1項に定める構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として同法施行令第6条第1項及び第2項に定めるものに該当する部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、乙は甲が発注者に新築住宅を引き渡したときから10年間第1項の責任を負う。ただ

し、甲と発注者との間の請負契約において10年を超える期間を定めた場合は、乙は、その期間第1項の責任を負う。

(4) 前2項の定めにかかわらず、注文書、注文請書にこれと異なるかし担保期間を定めたときはこれによる。ただし、前項の場合を除き、そのかしが乙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、かし担保期間はさらに5年間延長する。

(5) 工事目的物が第1項又は第3項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、前3項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に限り第1項の権利を行使することができる。

(6) 第1項又は第3項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは作業所長の指示などにより生じたものであるときは、これを適用しない。

第41条（履行遅滞の場合における損害金） 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないうちにおいて、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

(2) 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相当する請負代金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額とする。

(3) 甲の責に帰すべき理由により、第35条（前金払）、第36条（部分払）、第37条（完成時の支払）の規定による請負代金の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

第42条（甲の解除権） 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき
二 その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき

四 第44条（乙の解除権）第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

(2) 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。

(3) 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相当する請負代金相当額を乙に支払う。

(4) 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額（第36条（部分払）の規定による部分払をしていないときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分及び工事材料に相当する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に前払金の支払の日から経過の日までの日数に応じ、注文書、注文請書に定める割合で計算した額の利息を付して甲に返還する。

(5) 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第43条 甲は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるとき

は、契約を解除することができる。

(2) 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第4項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

(3) 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第44条（乙の解除権） 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第24条（工事の変更、中止等）の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6/10以上減少したとき

二 第39条（乙の中止権）第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1/2（工期の1/2が6か月を超えるときは6か月）を、中止が工事の一部の場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の1/4（工期の1/4が3か月を超えるときは3か月）を経過しても、なおその中止が解除されないとき

三 甲がこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき

四 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき

(2) 第42条（甲の解除権）第2項から第4項までの規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第42条第4項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

(3) 乙は、第1項の規定により、契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

第45条（解除に伴う措置） 契約を解除したときは、甲乙が協議して、当事者に属する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。

(2) 前項の処置がおこなわれているとき、催告しても、正当な理由なくおこなわれないうちは、相手方は、代ってこれを行い、その費用を請求することができる。

第46条（紛争の解決） この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議がとれない場合、その他の契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

第47条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認められたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第48条（補則） 契約書ならびにこの約款の疑義及びこれらに定めのない事項については、要に応じて甲乙協議して定める。

無断複製を禁ず（昭和52年11月制定・平成12年4月改訂）

施工体系図記載例

工事作業所災害防協 議会兼施工体系図

作成特定建設業者が発注者と締結した
契約書に記載された工期

工期	自 14年4月5日 至 15年3月14日
----	-------------------------

発注者名	△△商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

元請名	国交建設(株)
監督員名	谷田 三郎
監理技術者名	宮崎 太郎
専門技術者名	原田 次郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

会社名	米倉電工(有)
安全衛生責任者	米倉 太郎
主任技術者	米倉 太郎
専門技術者	
担当工事内容	
工期	14年8月10日～15年2月1日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	白島産業(株)
安全衛生責任者	松田 四郎
主任技術者	白島 五郎
専門技術者	
担当工事内容	
工期	14年4月12日～14年12月10日

会社名	備北鉄筋工業(有)
安全衛生責任者	田辺 一郎
主任技術者	田辺 一郎
専門技術者	鈴木 六助
担当工事内容	
工期	14年4月23日～14年12月1日

会社名	江頭土木(株)
安全衛生責任者	江頭 太郎
主任技術者	江頭 太郎
専門技術者	
担当工事内容	
工期	14年5月2日～14年8月1日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	荒神工務店(株)
安全衛生責任者	荒神 次郎
主任技術者	荒神 次郎
専門技術者	荒神 次郎
担当工事内容	
工期	14年4月23日～14年10月10日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	

作成特定建設業者の
商号名称

一次下請を監督する
ために作成特定
建設業者が監督員
を置いた場合その
氏名(*)

作成特定建設業者
が置いた監理技術
者の氏名(*)

作成特定建設業者
が専門技術者を置
いた場合その氏名
(*)

作成特定建設業者
が置いた専門技術
者が担当する工事
の具体的内容(*)

作成特定建設業者
が統括安全衛生責
任者を置いた場合
その氏名(*)

作成特定建設業者
が元方安全衛生管
理者を置いた場合
その氏名(*)

元方安全衛生管理者
古畑 五郎

下請負人が請負
った建設工事の
具体的内容

下請負人の商号名称

下請負人安全衛生責
任者を置いた場合そ
の氏名(*)

下請負人が置いた主
任技術者の氏名

下請負人が専門技術
者を置いた場合その
氏名(*)

下請負人が置いた専
門技術者が担当する
工事の具体的内容(*)

下請負人が請負った
建設工事の契約書に
記載された工期

注 意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に*印がある部分は置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分は記載不要です。

第14章

コリンズ・
テクリスとは

利用者区分
と特徴

利用者別利用可
能機能一覧

利用体制概要

Web利用
申込み

再利用申込み

利用停止

ログイン

共通機能

企業情報

建設実績
技術者情報

請求書送付先
情報

利用者情報
新規作成・更新

ログイン名と
パスワード変更

備考

2. 登録内容確認書(工事实績)

工事实績の登録を行った際に発行します。

2009年07月31日15時36分30秒

登録年月日 2009年07月31日
登録番号 4001620382
照会番号 S000000010

登録内容確認書 (工事实績)

株式会社コリンズテクリス建設
御中

以下の内容は財団法人日本建設情報総合センターに工事实績として登録されていることを確認しました。

処理区分 受注登録
履歴情報 受注登録 2009年07月31日

登録内容

工事实績データ(契約データ)

登録番号	4001620382
自社が携け負った一体的先行契約工事 のコリンズ登録番号	
コリンズ登録義務の有無	有り
件名	赤坂地区舗装修繕工事
対象水系・路線名称	
積算金額	25,000,000 円
工期	西暦 2009年01月01日 ~ 西暦 2009年12月31日
発注機関情報	
発注機関名	東京都港区
郵便番号	111-1111
住所	東京都港区赤坂7-7-77
電話番号	11-1111-1111
FAX番号	11-1111-2222
実績内容確認年月日	西暦 2009年01月01日
実績内容確認担当者所属部署名	契約課
実績内容確認担当者氏名	発注 太郎
実績内容確認担当者氏名(カナ)	ハツチュウ タロウ
実績内容確認担当者メールアドレス	t-hachu@jaic.or.jp
設計書コード	
契約形態	一般競争入札方式
受注形態	単独

1/5

図 14-10 登録内容確認書(工事实績)(1)

第14章

- コリンズ・テクリスとは
- 利用者区分と特権
- 利用者別利用可能機能一覧
- 利用体制概要
- Web利用申込み
- 再利用申込み
- 利用停止
- ログイン
- 共通機能
- 企業情報
- 種別実績技術者情報
- 請求書送付先情報
- 利用者情報新規作成・更新
- ログイン名とパスワード変更
- 備考

4. 登録のための確認のお願い(工事实績)

工事实績の確定を行った際に発行します。発注機関へ登録の確認を依頼するための帳票です。

2009年07月31日15時30分16秒

通 知 書

株式会社コリンズテクリス建設
御中

以下の登録内容確認を発注機関担当者をお願いしてください。確認を受けた後、発注機関確認情報を追記して速やかに実績登録を行ってください。

財団法人日本建設情報総合センター
コリンズ・テクリスセンター

登録のための確認のお願い

東京都港区
御中

以下の登録内容の確認をお願いします。

年 月 日
株式会社コリンズテクリス建設

処理区分 受注登録

件名 赤坂地区舗装修繕工事

登録内容

工事实績データ (契約データ)

登録番号	
自社が請け負った一体的先行契約工事のコリンズ登録番号	
コリンズ登録義務の有無	有り
件名	赤坂地区舗装修繕工事
対象水系・路線名称	

1/5

図 14-20 登録のための確認のお願い(工事实績)(1)

第14章

2009年07月31日15時30分16秒

コリンズ・
テクリスとは

利用者区分
と特徴

利用者別利用可
能機能一覧

利用体制概要

Web利用
申込み

再利用申込み

利用停止

ログイン

共通機能

企業情報

建設実績
技術者情報

請求書送付先
情報

利用者情報
新規作成・更新

ログイン名と
パスワード変更

備考

上記内容を工事実績として登録してよいことを確認しました。

確認年月日 _____ 年 月 日

発注機関名 東京都港区

担当者所属部署名 _____

(フリカナ)

担当者氏名 _____ 印

担当者電話番号 _____

担当者メールアドレス _____

■登録企業の皆様へ■

- ・発注機関に確認していただいた本文書を保存しておいてください。
- ・実績登録完了後、速やかに発注機関へ登録内容確認書を提出してください。

■発注機関の皆様へ■

- ・登録されたデータは長期間にわたり発注機関、請負者双方により利用されます。正確な実績登録のために内容の確認をお願いします。
- ・確認後は、本文書の写しを保管しておいてください。
- ・実績登録されると、登録完了をお知らせする電子メールが送信されます。
- ・実績登録された後、登録内容をすべて記載した登録内容確認書が請負者より提出されます。

5/5

図 14-24 登録のための確認のお願い(工事実績)(5)

退職金は建設業退職金共済制度で

■制度の仕組

この制度は、建設業の事業主が当機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に当機構が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ共済証紙を貼り、その労働者が建設業界の中で働くことをやめたときに、当機構が直接労働者に退職金を支払うというものです。

■国が作った退職金制度

この制度は、建設現場で働く人たちのために、中小企業退職金共済法という法律に基づき創設され、当機構がその運営にあたっております。

これによって、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定をはかり、ひいては、建設業の振興と発展に役立てることをねらいとするものです。

退職金は、国で定められた基準により計算されて確実に支払われることになっており、民間の退職金共済より安全かつ確実な制度です。

制度に関するいろいろな手続きは、各都道府県の建設業協会にある支部で行っており、簡単にできます。

なお、制度の運営に要する主たる費用の一部は、国からの交付金でまかなわれています。

■業界全体の退職金制度

この制度では、労働者がいつ、また、どこの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算されて退職金が支払われるという仕組みとなっており、労働者がつぎつぎと現場を移動し、事業主を変っても、そのさきざきの事業主のところで共済証紙を貼ってもらい、建設業で働いた日数は全部通算できるようになっております。

したがって、建設業の事業主がお互いに協力しあって、みんなの力で育てていく制度ですから、事業主のみなさんがもれなくこの制度に加入していただくことが何より重要となるわけです。

■公共事業の受注に有利

公共工事の入札に参加するための経営事項審査（経営規模等評価）において、建退共制度に加入し履行している場合には客観的・統一的評価の対象として加点評価されます。また、請負業者の指名に際しては、制度加入の有無をチェックし、さらに工事の契約に際しては、受注業者から掛金収納書を提出させ、その工事についての共済証紙の購入状況を確認する措置がとられております。

したがって、この制度への加入が公共工事を受注する上で有利になります。

■ 標識（シール）の掲示と下請に対する指導

発注者から工事を受注した共済契約者には、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を掲示していただくこととしております。

標識は各都道府県支部にあります。

発注者から工事を受注した共済契約者には、その工事に関与する下請の事業主（二次以下の下請事業主も含めて）の中に、この制度へ未加入の事業主がいるときは、その者に対して、この制度に加入するよう指導していただくこととしております。

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

工 事 名	発 注 者 名
事 業 所 名	契 約 者 番 号

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに

独立行政法人 労働者退職金共済機構
建退共 事業本部
〒105-0011 東京都港区芝公園1-7-6 ☎ 03(5400)4326

現場標識（シール）：大

- ・ A3サイズ/横420×縦297mm
- （工事名、発注者名、事業所名、契約者番号を記入して提示していただく現場標識です。）

この工事の元請事業主は 建退共に参加しています

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合
退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに

独立行政法人 労働者退職金共済機構
建退共 事業本部
☎ 03(5400)4326

現場標識（シール）：小

- ・ A4サイズ/横297×縦210mm
- （A3サイズの半分のサイズです。）

制度の特典

■税法上の扱い

1. 掛金……事業主が払い込む掛金（共済証紙代金）は、法人企業の場合は損金（法人税法施行令第135条第1号）、個人企業の場合は必要経費（所得税法施行令第64条第2項）として全額免税になります。また、掛金は労働者の給与所得（所得税法施行令第64条第1項第1号）にも含まれませんから、所得税の源泉徴収の対象にはなりません。

共済証紙の現物交付により元請負人が負担した証紙代金も、工事原価に算入され免税となります。

(注) 資本金または出資金が1億円を超える法人事業税には、外形標準課税が導入されますので、適用を受ける元請事業主が一括購入（下請分を含む）した共済証紙の取扱いについては、元請業者が支払う掛金のうち、下請業者の報酬給与額となる金額（下請業者が実質的に負担し法人税において損金の額に算入している金額）が明確かつ合理的に区分できる場合には、掛金の額から当該金額を控除した金額が元請業者の報酬給与額となります。

また、一次下請が二次下請に共済証紙の現物交付を行う場合も同様となります。

2. 退職金……労働者の受ける退職金は、退職所得扱いとなりますが、事実上税金がかかりません。

■掛金の負担が軽減される

新たに被共済者となった労働者について、掛金の一部（加入し初回交付の手帳の50日分）が免除されます。

加入するには

■加入できる事業主

建設業を営む方なら誰でもこの制度に加入できます。

総合、専門、職別、あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また、許可を受けているとしないにかかわらず、すべて加入できます。

■対象となる労働者

建設業の現場で働く人たちのほとんどすべての人がこの制度の対象者になることができます。

現場で働く大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・運転工など、その職種の間を問わず、また、月給制とか日給制とか、あるいは、工長・班長・世話役などの役付であるかどうかにも関係なく、すべて被共済者となることができます。ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員は加入することができませんので、ご注意ください。

また、いわゆる一人親方でも、任意組合をつくれれば被共済者となることができます。

なお、既に建退共制度の加入者及び中退法に基づく中小企業退職金共済制度及び清酒製造業・林業退職金共済制度との労働者の重複加入はできません。誤って重複加入してしまった場合には、掛金を納付した共済契約者に対して、掛金納付額のみを返還いたします。

■加入手続き

この制度に加入するには、支部においてある「共済契約申込書（3枚複写）」及び「共済手帳申込書（4枚複写）」に必要事項を記入して申し込んでください。

その際、雇用している労働者全員について被共済者となるように手続きをとってください。

申し込みによって退職金共済契約がむすばれますと、「共済契約者証」と新たに被共済者となる労働者に対して「退職金共済手帳」（掛金助成）を交付します。

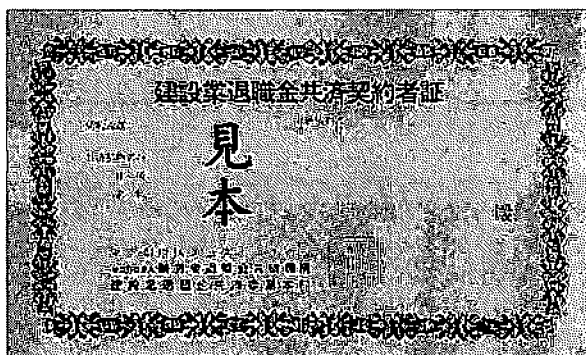
※各申込書は、建退共ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは11Pをご覧ください。

建設業退職金共済契約者証

共済契約者証は、金融機関から「共済証紙」を購入するときに必要なカードです。1契約者1枚に限らず、支店・出張所などで証紙を購入するために必要なときは、必要なだけ交付します。

中小事業主（従業員が300人以下又は資本金が3億円以下の事業主）には赤色の共済契約者証、大手事業主（従業員が300人をこえ、かつ、資本金が3億円をこえる事業主）には青色の特別共済契約者証が交付されます。

建設業退職金共済契約者証



加入したら

■共済手帳の交付

共済契約が結ばれたときは、新たに被共済者となった労働者に退職金共済手帳（掛金助成）を必ず渡してください。

特に、被共済者がやめたり、他の現場へ移ったりするときは、渡しもれのないように注意してください。

なお、既に被共済者となっている労働者がいるときは、本人に共済手帳をもっているかどうかを確認してください。

共済手帳（掛金助成）

共済手帳は、労働者1人1冊ずつ交付されます。この手帳は、全国どこでも通用します。

建設業
退職金共済手帳
(掛金助成)

被共済者
氏名

被共済者
氏名

殿

見本

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目7番6
独立行政法人 助労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

■ 共済手帳受払簿

共済手帳の受払状況（更新等）がわかるように「共済手帳受払簿」をつくってください。

■ 共済証紙の購入

共済契約が結ばれたあと、もよりの金融機関で「共済契約者証」を提示して「共済証紙」を購入してください。

この制度は、もともと公共工事であると、民間工事であるとを問わず、現場で働く人を雇ったときは、すべて適用していただくことになっています。したがって、証紙を購入するのは、公共工事を受注したときだけでなく、民間工事のときも必要に応じて随時購入してください。

共済証紙を購入する額は、工事に従事する元請・下請を含めた労働者の延人数に対応する額となっております。

証紙は、工事ごとに、その工事を担当する支店又は出張所で購入してください。

■ 共済証紙購入の考え方

証紙の購入については、対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入することとなっております。

(1) 上記の的確な把握が困難である場合においては、機構が定めた「共済証紙購入の考え方について」（次頁参照）を参考としてください。

なお、これによって算出された購入額は、総工事費に対する参考値であることに留意してください。

(2) 参考とする際には、「就労者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に〔対象工事における労働者の建退共制度加入率(%) / 70%〕を乗じた値を参考としてください。

実際に活用する際には、右の表に、

$$\left(\frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70\%} \right)$$

を乗じた値を参考としてください。

〔共済証紙購入の考え方について〕

工事種別 総工事費	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堤防	浚渫・埋立	その他の土木
1000 ～9999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10000 ～49999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50000 ～99999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100000～499999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住 宅 ・同設備	非住宅 ・同設備	屋外の 電気等	機械器具 等
1000 ～9999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10000 ～49999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50000 ～99999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100000～499999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

(注1) 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額（発注機関が施工者に対し工事用の建設資材を無償で支給した場合、その建設資材を金額に換算した額）の合計額をいう。

(注2) 総工事費100万円以下の購入率が示されていませんが、100万円以下については、対象労働者の延べ就労日数が把握できるものとして省かれております。
もし、把握できない場合には、100万円からの購入率を参考にしてください。

金融機関が発行する領収証「掛金収納書」のうち1枚（契約者が発注者へ）は後で発注官公庁などから提出を求められたときに使用してください。

<計算例>

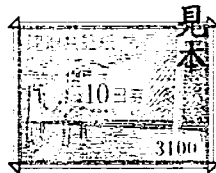
総工事費 50,000千円の土木・舗装工事で労働者の建退共制度加入率が50%の場合
 $50,000,000円 \times 2.9 / 1000 \times 50(\%) / 70(\%) = 103,571円$ (共済証紙代金の参考値)

■共済証紙の種類

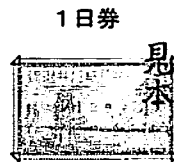
(赤)



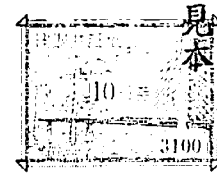
10日券



(青)



10日券



共済証紙には、赤色（従業員が300人以下又は資本金が3億円以下の中小事業主に雇われる労働者のための証紙）と青色（従業員が300人をこえ、かつ、資本金が3億円をこえる大手事業主に雇われる労働者のための証紙）の二つの証紙があり、どちらも1日券と10日券があります。

赤証紙、青証紙とも、1日券は310円、10日券は3,100円で販売されております。

共済証紙を購入するときは、赤色の共済証紙については赤色の共済契約者証、青色の共済証紙については青色の特別共済契約者証を使用してください。

■ 共済証紙の現物交付

退職金の掛金は、現場で働く人たちを直接雇っている事業主が負担するのが原則ですが、共済証紙を確実に購入していただくために、元請で一括して負担していただくことをお願いしています。この場合元請は、工事に必要な労働者の掛金に相当する金額で共済証紙をまとめて買い、その共済証紙を下請の延労働者数に応じてそれぞれ下請に現物交付することになります。

大手事業主がもつ共済契約者証では、赤証紙は購入できませんので、大手事業主に対しては、共済契約者証とは別に「事務受託者証」を必要枚数発行して、中小事業主である下請に交付する赤証紙を購入できるようにしておりますので、元請から赤証紙の交付を受けたときは、これを使用していただくことができます。

■ 共済証紙の貼付

新しく被共済者となった労働者はもちろんのこと、既に被共済者となっている労働者について、賃金を支払うつど（少なくとも月1回）、その労働者を雇用した日数分の「共済証紙」を「共済手帳」に貼り、消印してください。

休日や欠勤日は証紙は貼れませんが、有給休暇や事業主の都合による休業日には貼ってください。

共済証紙を貼る枚数は、原則として1日につき1日分です。ただし、1日の労働時間が8時間を超えたときは、超えた部分につき8時間単位として1日分を加算し、それが深夜作業で翌日に4時間以上繰り込んだときは、8時間なくても1日分加算して貼ってください。

共済手帳には、250日分が貼れるようになっております。

被共済者となっている労働者のうち、新たに被共済者となった労働者について、納付すべき掛金の一部が免除されることになっております。そのため、新たに被共済者となった労働者に交付されている共済手帳には、250日分のうち50日分についてあらかじめ「掛金助成欄」と印刷されて、そこには共済証紙を貼らなくてもよいことになっておりますので、「掛金助成欄」と印刷されている日については消印のみしてください。その日にその労働者が働いていなければ消印出来ませんので、注意してください。

■ 共済証紙受払簿

共済証紙については、購入した枚数あるいは元請から交付された枚数と使用した枚数が何枚かがわかるように、「共済証紙受払簿」をつくってください。

共 済 証 紙 受 払 簿

「共済証紙受払簿」の記入例

共済契約者名	購入		受入		貼付		私出		残高 (A)-(B)	就労月	更新年月日 手帳更新数	備考
	元請名	日分	元請名	日分	元請名	日分	元請名	日分				
〇〇建設株式会社												
①共済契約成立年月日(S・H)	6	0	年	4	月	1	日					
②共済契約者番号	6	3	-	76543								
受入・私出 年月日												
前期(前頁)繰越	元請名	日分	元請名	日分	元請名	日分	元請名	日分	140	0	7	既に入済手帳を所持している2人を新たに雇用した。また、2人を新たに雇用した。
17年 4月 28日		140							140	0		
17年 5月 31日	元請名〇〇組		430				310		570	0	6	現場を移動するため、本人に手帳を渡した
17年 6月 30日	元請名								650	0	4	
17年 7月 29日	元請名								730	0	4	所在不明となったため、建退共に2名の手帳を返納した
17年 8月 31日	元請名								810	0	4	
17年 9月 30日	元請名								870	0	3	被共済者が退職し退職金を請求した
17年 10月 31日	元請名〇〇JV		220						930	160	3	
17年 11月 30日	元請名								990	100	3	
17年 12月 30日	元請名								1,050	40	3	
18年 1月 31日	元請名								1,110	0	3	(共済手帳受払簿を参考してご記入ください)
18年 2月 28日	元請名								1,170	0	3	
18年 3月 31日	元請名								1,230	0	3	
決算期間内の合計	580	179,800	650	201,500	310	96,100						

(注) 41ページの建設業退職金共済事業加入・履行証明願③～⑦と同じになりますので注意してください。建退共済ホームページのPDF方式及びエクセル(計算式入り)版もご利用ください。

(記入例)

建退共済報告書様式3号

建設業退職金共済証紙貼付状況報告書

報告日 平成16年5月7日

元請名	〇〇建設株式会社	共済契約者(下請)名	株式会社 大門建設
工事名	浜松駅前ビル改修工事	共済契約者番号	63-90000
工事コード	99-999-9999号	工 期	平成16年4月1日 平成16年12月31日
被共済者数	15人	延べ就労日数	310日

4月分 > もしくは < 工事終了日 年 月 日 >

当該期間内に就労した人数及び延べ就労日数を記入してください。

証紙貼付状況を報告を行う月を記入して下さい。当該工事が1ヶ月以内に満たない場合は工事終了日を記入して下さい。

就労状況報告書(兼証紙交付依頼書)により証紙の払出を受けた年月日及びその枚数を記入してください。

証紙を交付した年月日及び自己の被共済者の人数、総貼付枚数を記入してください。

当該工事の工事期間を記入してください。

証紙を払出した年月日下請名、被共済者数及び払出枚数を記入してください。

受入枚数から貼付枚数及び払出枚数を差し引いた残枚数を記入してください。

受 入		貼 付		払 出			証紙残枚数	
受入年月日	受入枚数	貼付年月日	被共済者数	共済手帳への証紙貼付枚数	払出年月日	下請名		被共済者数
16年5月1日	310枚	16年5月1日	5人	100枚	16年5月1日	港区建設(株)	5人	110枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	16年5月1日	(株)土木電気	3人	60枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	16年5月2日	(有)大工工業	1人	20枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	16年5月2日	芝罘(有)	1人	20枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			0枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			枚
年 月 日	枚	年 月 日	人	枚	年 月 日			枚
合 計	310	合 計	5	100	合 計		10	210

以上のとおり報告致します。

様式2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用 記載例

裏面

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施 現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

コード*14(コード*13で8.建設発生土等入地)を選択した場合のみ記入
 ①山砂利等採取地 ②泥沼等の水面埋立 ③谷地埋立 ④農地等 ⑤その他

建設副産物の種類 (細別等) 発生量 = + + 小取部第一位まで	現場内利用		減量化		現場外搬出について				搬出先場所住所 *4 千円	搬出先入地 の種別 *13 小取部第一位まで	現場外搬出量 小取部第一位まで	再生資源 利用促進率(%)
	用途 *10 小取部第一位まで	利用量 *11 小取部第一位まで	減量法 *11 小取部第一位まで	減量量 *11 小取部第一位まで	区分 *5 55以下に わけて下さい	施工条件 の内容 *12 コード	建設発生土等 の種別 *13 小取部第一位まで	建設発生土等 の種別 *13 小取部第一位まで				
コンクリート類		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
特定 建設副産物		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
建設発生木材		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
アスファルト コンクリート類		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
その他がれき類		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
建設発生木材		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
建設汚泥		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
建設副産物		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
金属(す)		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
腐植化ビニ ル管、継手		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
廃プラスチック (燃焼処理不可)		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
廃石膏ボード		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
紙(す)		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
ZNA石 (腐蝕性)		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
その他がれき された副産物		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
()		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
第一種 建設発生土		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
第二種 建設発生土		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
第三種 建設発生土		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
第四種 建設発生土		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
発酵土		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		
合計		ト				公共 民間	公共 民間	ト		ト		

コード*10
1. 路筋材 2. 敷込材 3. 埋戻し材 4. その他(具体的に記入)

コード*11
1. 発酵 2. 脱水 3. 天日乾燥 4. その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1. A指定処分
2. B指定処分(または準指定処分)
3. 発注時には指定されてはいないが、発注時には指定変更し指定処分となったもの
3. 自由処分

コード*13(詳細は表11.参照のこと)
再生資源利用促進
1. 他の工事現場(内陸・公共・民間等含む)
2. 中間処理施設(発酵以外・土質改良プラント)
3. 発注工事調査会社が建設副産物を先取りし、
4. 建設発生土等トクワード(再利用工事未定)
5. 建設発生土等トクワード(再利用工事未定)
6. 建設発生土等トクワード(再利用工事未定)
7. 建設発生土等トクワード(再利用工事未定)
8. 建設発生土等トクワード(再利用工事未定)
9. 建設発生土等トクワード(再利用工事未定)
10. 建設発生土等トクワード(再利用工事未定)
11. その他(具体的に記入)

注2.再生資源利用促進量について
現場外搬出量のうち、搬出先の種類
(コード*13)が1. -5の合計

建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS 入力システム

建設リサイクルデータ統合システム－CREDAS 入力システム－(通称 CREDAS)については、国土交通省のリサイクルホームページからシステムのダウンロードができます。

国土交通省のリサイクルホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

また、佐世保市役所技術監理課においてもCDの貸し出しを行っておりますのでご利用ください。

マニフェストの使い方を知っておこう。

マニフェストの種類は「直行用」と「積替用」の2種類です。ただし、排出事業者が書き起こす「一次マニフェスト」と、中間処理業者が書き起こす「二次マニフェスト」とで、その書き方が異なります。

マニフェストの種類

直行用マニフェスト

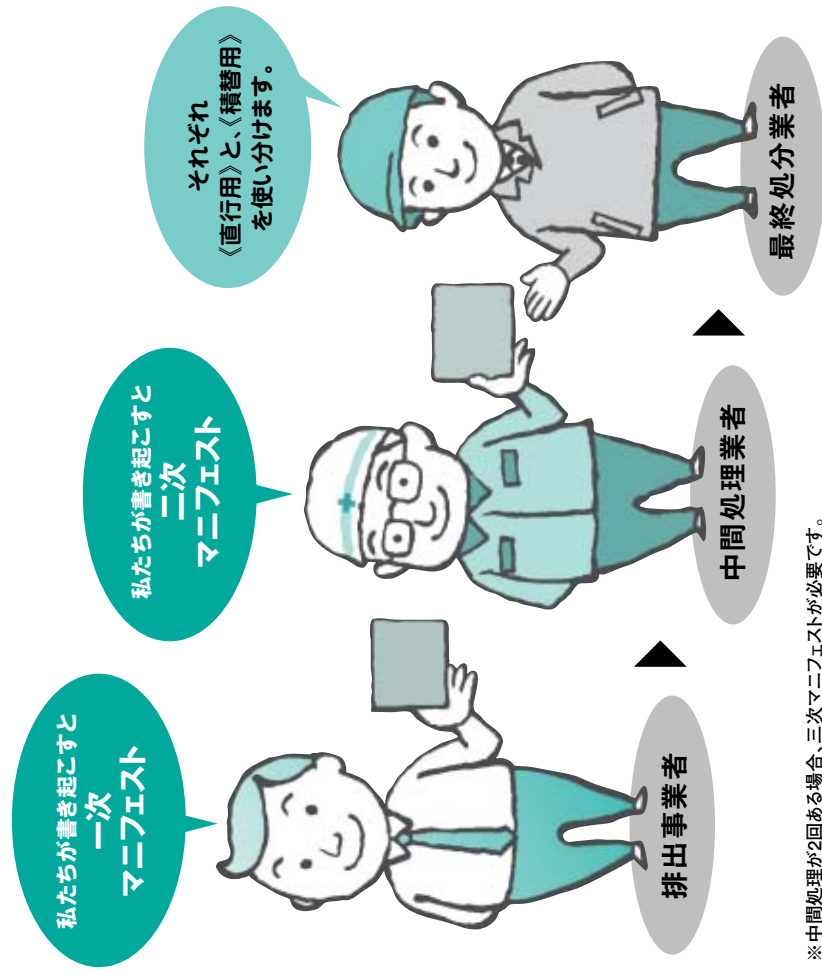


積替用マニフェスト



●産業廃棄物が直接処分業者に運搬される場合

●産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに積替(区間委託)が行われる場合



私たちが書き起こす
一次
マニフェスト

私たちが書き起こす
二次
マニフェスト

それぞれ
《直行用》と《積替用》
を使い分けます。

「一次」と「二次」の書き方の違いは？

「一次マニフェスト」は、排出事業者が書き起こすものです。

「二次マニフェスト」は、中間処理で発生した産業廃棄物の処理残さが、どの排出事業者の産業廃棄物に由来するものか、明確にするために必要となるものです。

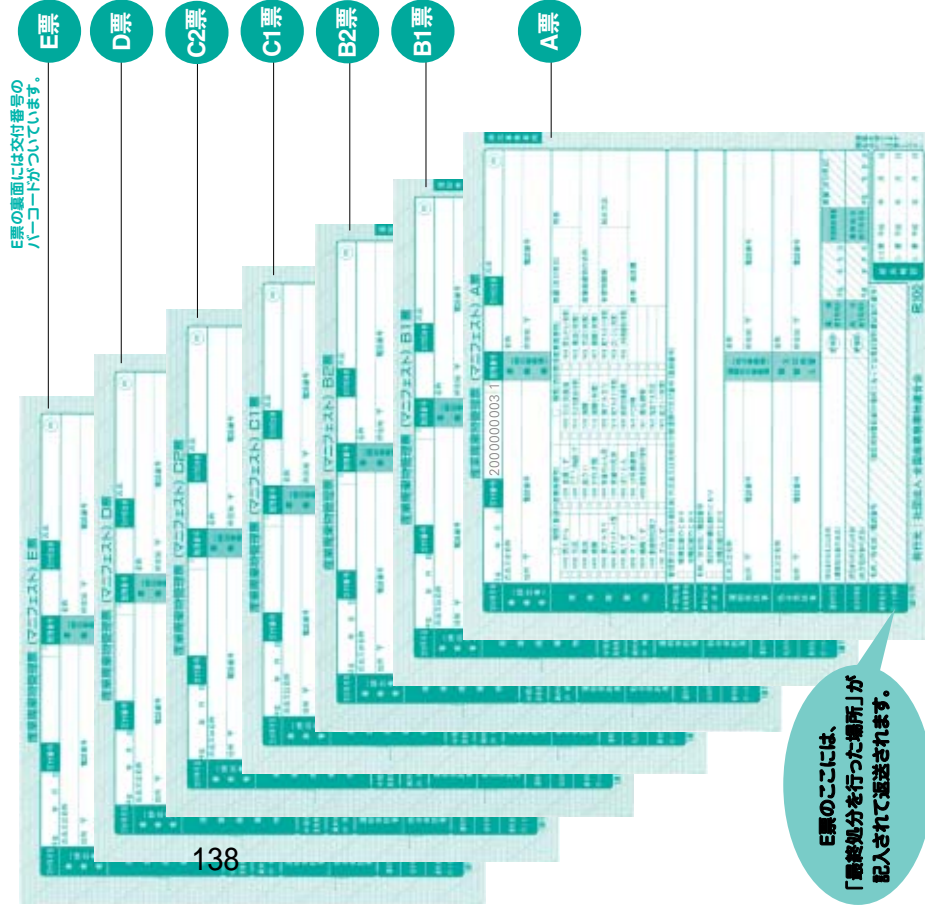
二次マニフェストを書き起こす中間処理業者は、一次マニフェストを書き起こした排出事業者の「氏名」または「名称」「一次マニフェストの交付番号」を**中間処理産業廃棄物の欄に転記**します。これにより、産業廃棄物の最終処分までの流れを確実に把握することが可能となります。詳しくは、53ページをご参照ください。

直行用は7枚、積替用は8枚の複写式です。

① 直行用マニフェスト(7枚複写)

対象: 産業廃棄物が処分業者に直接運搬される場合

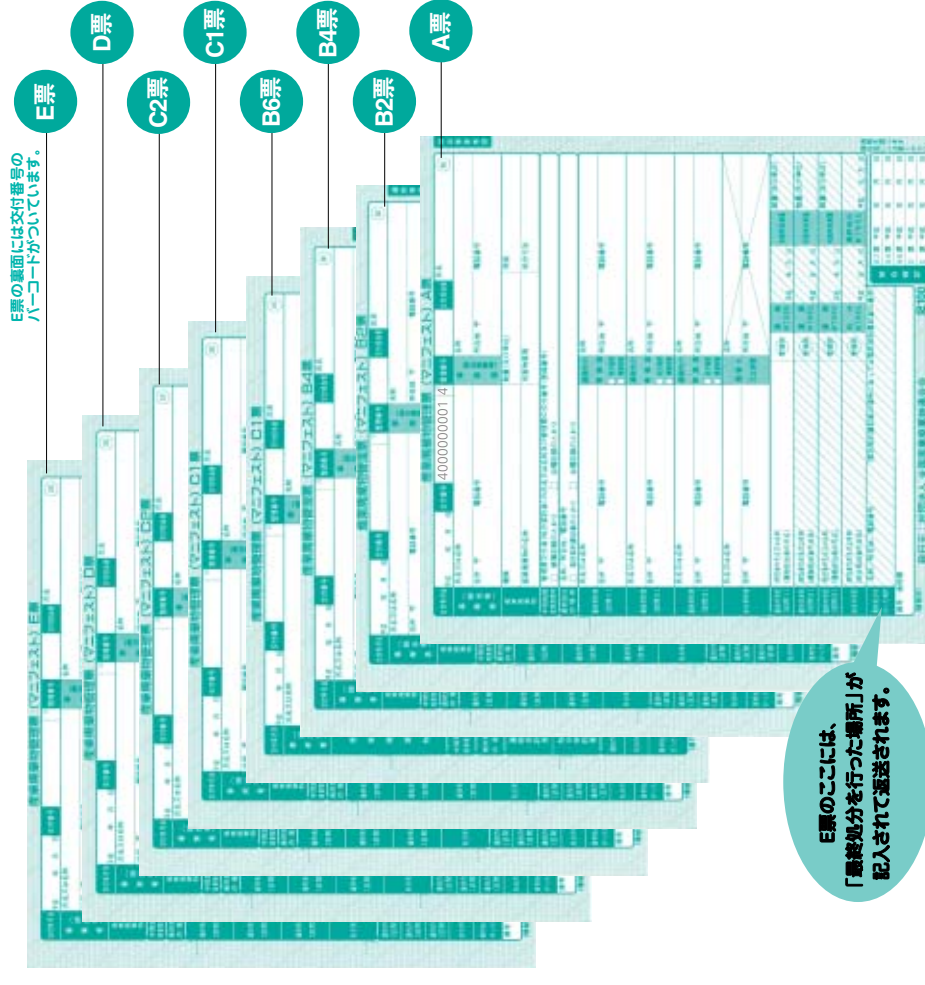
- A 票 排出事業者の控え
- B1票 運搬業者の控え
- B2票 運搬業者から排出事業者に返送され、運搬終了を確認
- C1票 処分業者の保存用
- C2票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に返送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に返送され、最終処分終了を確認



② 積替用マニフェスト(8枚複写)

対象: 産業廃棄物が処分業者に引き渡されるまでに、積替(区間委託)が行われる場合

- A 票 排出事業者の控え
- B2票 第1区間の運搬業者から排出事業者に戻送され、第1区間の運搬終了を確認
- B4票 第2区間の運搬業者から排出事業者に戻送され、第2区間の運搬終了を確認
- B6票 第3区間の運搬業者から排出事業者に戻送され、第3区間の運搬終了を確認
- C1票 処分業者の保存用
- C2票 処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認
- D 票 処分業者から排出事業者に返送され、処分終了を確認
- E 票 処分業者から排出事業者に返送され、最終処分終了を確認



排出事業者は何をすれば いいの？

あなたが行う必要があるのは、まず委託の際に「A票」に必要事項を記入すること。そして最後に、最終処分を確認することです。処理業者との間では、事前の委託契約書の交換が不可欠です。(P35参照)産業廃棄物を引き渡す際には、排出事業者の担当者自らがマニフェストに記入もれがないように確認しましょう。



戻ってきたマニフェストと、照合・保存を忘れずしゅかりね。

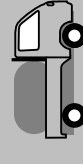
排出事業者が行うこと

まず
引き渡しの際には……

A票

- A票に必要事項を記入します。
- 運搬の受託欄に会社名・担当者の氏名が記入されたことを確認した後、控え「A票」を受け取り、確実に保存します。

処分施設に直行する場合



○ 処分施設へ搬入



○ 処理施設で処分

積替を行う場合



○ 積替施設へ搬入



○ 積替保管

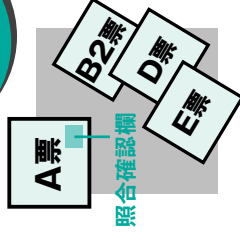


○ 処理施設で処分

そして、
各処分終了後
には……

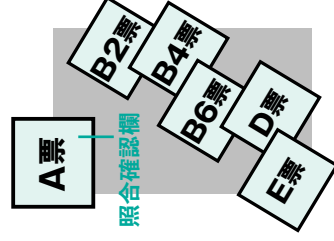
《直行用マニフェストの場合》

- 運搬業者から「B2票」、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A票」の照合確認欄に日付を記入します。
- 「A票」及び「B2票」「D票」「E票」を送付を受けた日から5年間保存します。



《積替用マニフェストの場合》

- 運搬業者から運搬区間に応じた「B2票」「B4票」「B6票」を、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、そのつど保存していた「A票」の照合確認欄に日付を記入します。
- 「A票」及び「B2票」「B4票」「B6票」「D票」「E票」を送付を受けた日から5年間保存します。



中間処理業者が交付する場合(すべて記入式)

二次・直行用マニフェスト(7枚複写)

二次

直行用

マニフェスト

マニフェスト交付番号は10桁で
あらかじめ印刷してあります。

チェックディジットは、コンピュータへの
キー入力等における エラー検出に利用します。

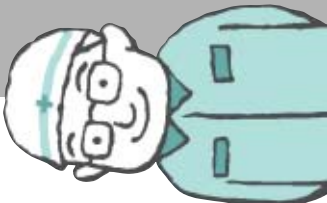
交付年月日 平成 18 年 6 月 1 日	交付番号 20000000215	整理番号 中田〇介	氏名 中田〇介	交付担当者 中田〇介	交付担当者の氏名
氏名又は名称 〇〇産業(株)	住所 〒650-4444 兵庫県〇〇市〇〇7-8-9	電話番号 0797-11-2222	名称 〇〇産業〇〇リサイクルセンター	所在地 〒660-5555 兵庫県〇〇郡〇〇町△△4-5-6	電話番号 0797-22-3333
委託する廃棄物の 種類・数量等	種類(特別管理産業廃棄物) 数量(及び単位) 荷姿 10t バラ コンクリートから 骨材再生				
廃棄物の分類コード番号は 電子マニフェストと共通です。	種類(普通)の産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 金属くず <input type="checkbox"/> 0300 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 0400 引火性油 <input type="checkbox"/> 0500 汚泥 <input type="checkbox"/> 0600 汚泥 <input type="checkbox"/> 0700 汚泥 <input type="checkbox"/> 0800 汚泥 <input type="checkbox"/> 0900 汚泥 <input type="checkbox"/> 1000 汚泥 <input type="checkbox"/> 1100 汚泥 <input type="checkbox"/> 1200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 汚泥 <input type="checkbox"/> 1400 汚泥 <input type="checkbox"/> 1500 汚泥 <input type="checkbox"/> 1600 汚泥 <input type="checkbox"/> 1700 汚泥 <input type="checkbox"/> 1800 汚泥 <input type="checkbox"/> 1900 汚泥 <input type="checkbox"/> 2000 汚泥 <input type="checkbox"/> 2100 汚泥 <input type="checkbox"/> 2200 汚泥 <input type="checkbox"/> 2300 汚泥 <input type="checkbox"/> 2400 汚泥 <input type="checkbox"/> 2500 汚泥 <input type="checkbox"/> 2600 汚泥 <input type="checkbox"/> 2700 汚泥 <input type="checkbox"/> 2800 汚泥 <input type="checkbox"/> 2900 汚泥 <input type="checkbox"/> 3000 汚泥 <input type="checkbox"/> 3100 汚泥 <input type="checkbox"/> 3200 汚泥 <input type="checkbox"/> 3300 汚泥 <input type="checkbox"/> 3400 汚泥 <input type="checkbox"/> 3500 汚泥 <input type="checkbox"/> 3600 汚泥 <input type="checkbox"/> 3700 汚泥 <input type="checkbox"/> 3800 汚泥 <input type="checkbox"/> 3900 汚泥 <input type="checkbox"/> 4000 汚泥 <input type="checkbox"/> 4100 汚泥 <input type="checkbox"/> 4200 汚泥 <input type="checkbox"/> 4300 汚泥 <input type="checkbox"/> 4400 汚泥 <input type="checkbox"/> 4500 汚泥 <input type="checkbox"/> 4600 汚泥 <input type="checkbox"/> 4700 汚泥 <input type="checkbox"/> 4800 汚泥 <input type="checkbox"/> 4900 汚泥 <input type="checkbox"/> 5000 汚泥 <input type="checkbox"/> 5100 汚泥 <input type="checkbox"/> 5200 汚泥 <input type="checkbox"/> 5300 汚泥 <input type="checkbox"/> 5400 汚泥 <input type="checkbox"/> 5500 汚泥 <input type="checkbox"/> 5600 汚泥 <input type="checkbox"/> 5700 汚泥 <input type="checkbox"/> 5800 汚泥 <input type="checkbox"/> 5900 汚泥 <input type="checkbox"/> 6000 汚泥 <input type="checkbox"/> 6100 汚泥 <input type="checkbox"/> 6200 汚泥 <input type="checkbox"/> 6300 汚泥 <input type="checkbox"/> 6400 汚泥 <input type="checkbox"/> 6500 汚泥 <input type="checkbox"/> 6600 汚泥 <input type="checkbox"/> 6700 汚泥 <input type="checkbox"/> 6800 汚泥 <input type="checkbox"/> 6900 汚泥 <input type="checkbox"/> 7000 汚泥 <input type="checkbox"/> 7100 汚泥 <input type="checkbox"/> 7200 汚泥 <input type="checkbox"/> 7300 汚泥 <input type="checkbox"/> 7400 汚泥 <input type="checkbox"/> 7500 汚泥 <input type="checkbox"/> 7600 汚泥 <input type="checkbox"/> 7700 汚泥 <input type="checkbox"/> 7800 汚泥 <input type="checkbox"/> 7900 汚泥 <input type="checkbox"/> 8000 汚泥 <input type="checkbox"/> 8100 汚泥 <input type="checkbox"/> 8200 汚泥 <input type="checkbox"/> 8300 汚泥 <input type="checkbox"/> 8400 汚泥 <input type="checkbox"/> 8500 汚泥 <input type="checkbox"/> 8600 汚泥 <input type="checkbox"/> 8700 汚泥 <input type="checkbox"/> 8800 汚泥 <input type="checkbox"/> 8900 汚泥 <input type="checkbox"/> 9000 汚泥 <input type="checkbox"/> 9100 汚泥 <input type="checkbox"/> 9200 汚泥 <input type="checkbox"/> 9300 汚泥 <input type="checkbox"/> 9400 汚泥 <input type="checkbox"/> 9500 汚泥 <input type="checkbox"/> 9600 汚泥 <input type="checkbox"/> 9700 汚泥 <input type="checkbox"/> 9800 汚泥 <input type="checkbox"/> 9900 汚泥				
中間処理 委託業者	管理業交付者(現委託者)の氏名又は名称及び管理業の交付番号(登録番号) (有)X△建設 2000000015,2000000016 凸凹建設(株)2000000001				
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 △〇〇再生処理センター 兵庫県〇〇市〇〇7-8-9 0798-22-5555				
運搬業者の 名称・住所等	名称 △〇〇再生処理センター(株) 所在地 〒650-0000 兵庫県〇〇市〇〇7-8-9 電話番号 0797-55-6666				
処分業者の 名称・住所等	名称 △〇〇再生処理センター(株) 所在地 〒650-0000 兵庫県〇〇市〇〇7-8-9 電話番号 0798-22-5555				
運搬受託者の 受領確認	委託者の氏名又は名称 (株)△△運送 中尾△之 所在地 〒650-0000 兵庫県〇〇市〇〇7-8-9 電話番号 0798-22-5555				
運搬先(委託者)の 名称・住所等	名称 △〇〇再生処理センター(株) 所在地 〒650-0000 兵庫県〇〇市〇〇7-8-9 電話番号 0798-22-5555				

二次マニフェストではここに
もとの排出業者の名称・
一次マニフェストの
交付番号を記入してください。

斜線部は、A票では記入の
必要がありません。

「B2票」「D票」「E票」が
戻ったときに、
「A票」のこの欄に
日付を記入します。

Checkpoint!
運搬受託者に廃棄物を引
き渡した際、会社名、担当者
の氏名が記入されているか
ご確認ください。



中間処理業者が交付する場合(帳簿記載のとおり)

二次

直行用

マニフェスト

マニフェスト交付番号は10桁で
あらかじめ印刷してあります。

チェックデザインは、コンピュータへの
キー入力等におけるエラー検出に利用します。

交付年月日	18年1月8日	交付番号	200000001812	基礎番号		氏名	佐藤○作	交付担当者の氏名		
事業者	氏名又は名称 (有)○○○クリーン処理	住所	〒366-4444 静岡県○○市○○X1-2-3	電話番号	048-111-2222	所在地	〒	廃棄物を排出した 事業場の名称・所在地等		
産 業 物	種類(普通の産業廃棄物)	数量(及び単位)	3t	産業廃棄物の名称	コンテナ	備考				
委託する廃棄物の 種類・数量等	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)		産業廃棄物の名称	焼却炉底灰	備考				
廃棄物の分類コード番号は 電子マニフェストと共通です。	0100 燃えがら 0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0100 引火性廃油 0101 引火性油類(ず) 0102 引火性油類(ず) 0103 引火性油類(ず) 0104 引火性油類(ず) 0105 引火性油類(ず) 0106 引火性油類(ず) 0107 引火性油類(ず) 0108 引火性油類(ず) 0109 引火性油類(ず) 0110 引火性油類(ず) 0111 引火性油類(ず) 0112 引火性油類(ず) 0113 引火性油類(ず) 0114 引火性油類(ず) 0115 引火性油類(ず) 0116 引火性油類(ず) 0117 引火性油類(ず) 0118 引火性油類(ず) 0119 引火性油類(ず) 0120 引火性油類(ず) 0121 引火性油類(ず) 0122 引火性油類(ず) 0123 引火性油類(ず) 0124 引火性油類(ず) 0125 引火性油類(ず) 0126 引火性油類(ず) 0127 引火性油類(ず) 0128 引火性油類(ず) 0129 引火性油類(ず) 0130 引火性油類(ず) 0131 引火性油類(ず) 0132 引火性油類(ず) 0133 引火性油類(ず) 0134 引火性油類(ず) 0135 引火性油類(ず) 0136 引火性油類(ず) 0137 引火性油類(ず) 0138 引火性油類(ず) 0139 引火性油類(ず) 0140 引火性油類(ず) 0141 引火性油類(ず) 0142 引火性油類(ず) 0143 引火性油類(ず) 0144 引火性油類(ず) 0145 引火性油類(ず) 0146 引火性油類(ず) 0147 引火性油類(ず) 0148 引火性油類(ず) 0149 引火性油類(ず) 0150 引火性油類(ず) 0151 引火性油類(ず) 0152 引火性油類(ず) 0153 引火性油類(ず) 0154 引火性油類(ず) 0155 引火性油類(ず) 0156 引火性油類(ず) 0157 引火性油類(ず) 0158 引火性油類(ず) 0159 引火性油類(ず) 0160 引火性油類(ず) 0161 引火性油類(ず) 0162 引火性油類(ず) 0163 引火性油類(ず) 0164 引火性油類(ず) 0165 引火性油類(ず) 0166 引火性油類(ず) 0167 引火性油類(ず) 0168 引火性油類(ず) 0169 引火性油類(ず) 0170 引火性油類(ず) 0171 引火性油類(ず) 0172 引火性油類(ず) 0173 引火性油類(ず) 0174 引火性油類(ず) 0175 引火性油類(ず) 0176 引火性油類(ず) 0177 引火性油類(ず) 0178 引火性油類(ず) 0179 引火性油類(ず) 0180 引火性油類(ず) 0181 引火性油類(ず) 0182 引火性油類(ず) 0183 引火性油類(ず) 0184 引火性油類(ず) 0185 引火性油類(ず) 0186 引火性油類(ず) 0187 引火性油類(ず) 0188 引火性油類(ず) 0189 引火性油類(ず) 0190 引火性油類(ず) 0191 引火性油類(ず) 0192 引火性油類(ず) 0193 引火性油類(ず) 0194 引火性油類(ず) 0195 引火性油類(ず) 0196 引火性油類(ず) 0197 引火性油類(ず) 0198 引火性油類(ず) 0199 引火性油類(ず) 0200 引火性油類(ず)	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず	0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残渣 1100 ゴムくず
中間処理 事業者	管理受託者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理業の交付番号(登録番号)	住所	〒366-2345 静岡県△△市△△7-8-9	電話番号	048-555-6666	所在地	〒	運搬先の事業場の 名称・所在地等		
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載のとおり)	住所	〒366-2345 静岡県△△市△△7-8-9	電話番号	048-555-6666	所在地	〒	上記最終処分場の場所と同じ		
運搬業者の 名称・住所等	氏名又は名称 (株)○○○環境土木	住所	〒510-0000 三重県××市××4-5-6	電話番号	0593-22-3333	所在地	〒			
処分委託者 の名称・住所等	氏名又は名称 (株)○○○環境土木	住所	〒510-0000 三重県××市××4-5-6	電話番号	0593-22-3333	所在地	〒			
運搬受託者の 受領確認	委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	住所	〒510-0000 三重県××市××4-5-6	電話番号	0593-22-3333	所在地	〒			
運搬担当者が受領時に会社名、 担当者の氏名を記入します。	委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	住所	〒510-0000 三重県××市××4-5-6	電話番号	0593-22-3333	所在地	〒			

斜線部は、A票では記入の
必要がありません。

「B2票」「D票」「E票」が
戻ったときに、
「A票」のこの欄に
日付を記入します。

Checkpoint!
運搬受託者に廃棄物を引
き渡した際、会社名、担当者
の氏名が記入されているか
ご確認ください。

